

第二百三十三回 参議院外務委員会會議録第一号

平成四年二月二十七日(木曜日)
午後一時一分開会

委員氏名

委員長 大鷹 淑子君
理事 成瀬 守重君
理事 山岡 賢次君
理事 松前 達郎君
理事 高井 和伸君
理事 岡部 三郎君
理事 久世 公堯君
理事 関口 恵造君

國務大臣 外務大臣
政府委員 外務大臣官房領事移住部長
外務省アジア局長
外務省中南米局長
外務省欧亜局長
外務省経済局長
外務省経済協力局長
外務省条約局長
外務省国際連合局長

原 文兵衛君
宮澤 弘君
久保田真苗君
田 英夫君
堂本 暁子君
黒柳 明君
立木 洋君
猪木 寛至君
渡辺美智雄君
荒 義尚君
谷野作太郎君
寺田 輝介君
兵藤 長雄君
小倉 和夫君
川上 隆朗君
柳井 俊二君
丹波 實君

出席者は左のとおり。
委員長 大鷹 淑子君
理事 成瀬 守重君
山岡 賢次君
松前 達郎君
高井 和伸君
岡部 三郎君
久世 公堯君
関口 恵造君

委員氏名

委員長 大鷹 淑子君
理事 成瀬 守重君
山岡 賢次君
松前 達郎君
高井 和伸君
岡部 三郎君
久世 公堯君
関口 恵造君

事務局側
常任委員会専門員
説明員
環境庁企画調整局地球環境部企画課長
大蔵省国際金融局開発政策課長

濱中 裕徳君
溝口普兵衛君

本日の会議に付した案件
○国政調査に関する件
○国際情勢等に関する調査

(日中関係に関する件)
(北方領土問題に関する件)
(カンボジアと平和問題に関する件)
(ドミニカ移住問題に関する件)
(地球環境問題に関する件)
(国連平和維持活動(PKO)問題に関する件)
(朝鮮併合問題に関する件)
(旧ソ連の兵器管理問題に関する件)

○委員長(大鷹淑子君) ただいまから外務委員会を開会いたします。
国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、国際情勢等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大鷹淑子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大鷹淑子君) 国際情勢等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮澤弘君 私は、当面の幾つかの問題について伺いたいと思います。

まず大臣に所見を承りたいのですが、数日前の予算委員会でありましたが、天皇陛下の訪中問題について、マスコミの伝えるところによりますと、大臣は前向きに検討するということの意味の発言をされたというように聞いております。無論、日中友好の機運をあらゆる機会に高めていくということが必要であることは申し上げるまでもございませぬけれども、我が党の中にも陛下の訪中が政治的に利用される危険がありはしないかと危惧の念を持つ議論もございませぬ。

確かに、天皇訪中の問題はどのような何といいますが、微妙な、デリケートな側面を持つていることも事実だと思いますが、その点について大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 天皇陛下の訪中問題というのは、中国側からたびたび御要請がございします。それはたまたまことしが日中国交正常化二十周年に当たり、日中戦争が始まって約五十年になるわけにございしますが、そういうようなことで一つの区切りとして過去の問題を一切もうここできれいにし、そして日中関係の二層の前面に向かった躍進といいますが、展開をしていきたい。こういうものはどこかで区切りというものが必要なので、ことは二十周年になつていろいろな催し物もございします、そういうようなことで十一億の民を挙げて大歓迎をいたしますし、失礼にわたるようなことは絶対にあり得ない、ぜひともお願いをしたいということで、数回それぞれ中山大臣や海部大臣に、あるいは中国からおいでになつた方々がその都度日本でおっしゃつておるわけでありませぬ。

検討しますということにございしますが、二十周年ということでありまして年内ということになりますから、ただ検討します検討しますというやうなことだけじゃ済まないのかなど、真剣に検討をいたしますというお答えをしたのでございませぬ。目下真剣に検討中である、こう申して差し支えないと存じます。

○宮澤弘君 いろいろな意見もございしますから、慎重に御検討をお願いしたいと思ひます。

次に、北方領土関係のことについて二、三伺いたいと思ひます。

この北方領土の返還の問題は一時よりは大変いいムードだと思ひますけれども、しかし樂觀は許されないことは申し上げるまでもございませぬ。

第四部 外務委員会會議録第一号 平成四年二月二十七日【参議院】

そこで、現在事務的にいろいろ問題を折衝しておいでになると思うのですが、現在どういう問題をロシアとの間で折衝しておいでになるのか、事務局からお答えをお願いします。

○政府委員(兵藤長雄君) まず平和条約締結作業そのものでございますが、渡辺外務大臣が一月末のモスクワ訪問の際に、コズイレフ・ロシア連邦外務大臣との間で平和条約締結作業をロシア連邦外務省と当方で行うということが確認をされ、その下に日ロ平和条約作業グループを設置する、その第一回目を二月の十日に始めるという合意がなされました。それに基きまして二月十日、外務省からは齊藤外務審議官がモスクワに出向きまして、ロシア連邦外務省のクナエフ外務次官との間で第一回の日ロ平和条約作業部会を開いたわけでございます。

二日間にわたりまして十一日まで及んだわけでございますが、今回の平和条約作業グループの主たる任務は、過去日ソ平和条約作業グループというものがございましたが、これが八回会議を開きまして、その間に北方領土問題の歴史的な側面、法的な側面をかなり深く掘り下げてあらゆる角度から議論をした。そこで、日ソの双方の主張、対立点、見解を同じくする点が出てきたわけでございますが、今回日ロ平和条約作業部会のロシア側の出席者は日ソとは違ったメンバーでございましたので、この八回にわたりました議論を総括をいたして、こういう総括、今までの議論を出発点として、いいかどうかという確認を行いました。ほぼ今までの成果の確認はなされたというふうに考えております。これが大きな目的でございました。

そのほかに、これはゴルバチョフ大統領が参りましたときに共同声明の中で合意いたしました四島無査証交流の話がございます。これは別途事務的に今できるだけ早く開始にこぎつけたということと交渉したところでございます。○宮澤弘君 概括的な質問をしますので、概括的なお答えで結構ですが、事務的な折衝を今までやっておられて大体スムーズに進んでいると、こういう

印象をお持ちですか、そうでありませんか。簡単にお答えをお願いします。

○政府委員(兵藤長雄君) 今までのところ事務的な折衝は大変スムーズに進んでいると御報告申し上げてよろしいかと思ひます。新しい見解が出たというところはございませんが、全体としてスムーズに進んでいると思ひます。

○宮澤弘君 そうしますと、これから事務的には大体スムーズに進むであろうというふうに考えてよろしいですか。

○政府委員(兵藤長雄君) 何をもちてスムーズに進むと言えるかという点はございますけれども、事務的にはかなりお互いの対話というものは進んでまいりましたので、事務的な作業の流れは今までどおりスムーズに運べることを期待したいと思ひます。

○宮澤弘君 大臣に伺いますが、九月にエリツィン大統領が来日をされるという予定になっておりますね。その際にこの領土問題というものが決着をするという見込みをお持ちでしょうか。

そう申し上げれば、相手があることだからわからぬとおっしゃるかもしれませんが、少なくとも決着をさせるという気遣いでこれに臨まれる。いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) もちろん外務大臣といたしましてはぜひとも決着させたいという情熱を持って積極的に今後交渉に当たっていく決意でございます。

これは相手があることでございますから相手の国内事情その他ございましょう。ございましょうが、ゴルバチョフ大統領が去年日本に来たときは、一九五六年の共同宣言の確認というものはついに行われずじまいでありました。ただ、未解決の北方四島問題があるというところが出てきたわけですね。それ以前はもう領土問題は決着済みというところであったが、未解決で残っている。しかし、共同宣言を確認するところまでいかなかった。ところが、最近のいろいろなロシアの政府高官の言動を見ておれば、マスコミ等でもそうでござい

ますが、この共同宣言は終わってしまったとかチャンスをつ失ったとかそういうことは言えないというようなことが言われておりますし、また法と正義に従って四島問題というものは解決しようじゃないかということも新政権は新しく言い出したわけでありまして。

我々は、法と正義、その言葉とどりの立場でやっていたくならば大歓迎でございます。つまりそれは過去の長い間、帝政ロシア時代以来、日露、日ソの間にはいろいろな条約が結ばれておりましたし、そのいきさつを見れば、古文書を取り出して表に出せばおのずから明らかになってくることでありますから、そういうものをよりどころにして正義の立場において話を進めていただくということをお我々は考えておるわけでありまして。

○宮澤弘君 北方領土問題に関連をいたしまして北方領土周辺の韓国漁業の操業について伺いたいのですが、きのうの衆議院の外務委員会では兵藤局長は、その事実を確認された。新聞の伝えるところによりまして、そういう事実があったということを確認されて、それから外務大臣はこの問題は決して四島問題の解決によい結果にはならないというところで遺憾の意を表明された、こういうふうなことを伝えておりますけれども、この問題は遺憾の意を表明するだけで終わりますか。それとも関係国に善処するように申し入れをするなり具体的な措置をこれからなさるのでしょうか。それを伺いたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは韓国に對しましてはかねてより、北方四島は我が固有の領土であって、紛争地域になっておることも事実でございますから、したがって友好関係にある韓国は、北方四島における韓ソあるいは韓口の間でいろいろな共同事業を行うとか、そういうようなことは差し控えていただきたいということをかねてお願いしておいたわけでありまして、それに対して向こう側から別に反論があったわけではありませぬ。了承しておいたものと我々は考えておるわけでありまして。ところが、新聞報道にあるような韓

ソの間での漁業協定が結ばれたということはまことに遺憾であると思ひます。したがって、これについては近いうちに正式にハイレベルできちんとその取り消し、撤回を申し込みたい、かように考えております。

失礼しました。取り消し、撤回と言いましたが、ちよつと言葉がきつ過ぎました。善後策をひとつ申し入れたらと考えております。

○宮澤弘君 今、答弁の言い直しをされましたが、どうぞひとつ適切に解決できるように御尽力をいただきたいと思います。

それから同じような領有の問題ですが、今日の新聞によりますと、中国が領海法を出しまして、日本がかねて領有権を主張しておりました尖閣諸島がその領海の中に含まれているというふうに伝えられております。この問題は、日中国交回復のときにいわば両国が領有権を主張して、何といたすか、引き続き協議というのでございまして、そういうことになっていいたはずの問題であります。が、にわかに中国がこの領海法の中でそういう主張をした。そこで、新聞によりますと、日本大使館は口頭で抗議をしたというふうに出ておりますが、この問題についてどうお考えでございますか。それからまた、今後この問題についてどういう態度でお臨みになりますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) どういうような意図で尖閣列島のみならず南の方の多くの島も含めて中国が一方的に領有権を法律で定めるといふような挙に出たのかよく真意がわかりません。わが固有の領土であることは歴史的にもまた国際法上からも疑いのないところでありまして。今までも我が国がこれを有効的に支配をしてまいりました。また、支配をしておるところでございます。したがって、早速二十六日、在中大使館を通じて今申し上げました趣旨にのっとり日本の立場をお伝えいたしますとともに、まことに遺憾であるので是正を求める旨正式に抗議を行ったところでありまして。また、本日二十七日午前小和

田外務次官が楊振華在京中国大使に対して同様の抗議を行ったところであります。

○宮澤弘君 こういう問題、いろいろ事実の積み重ねが既成事実のようになる危険性がありますので、どうかその辺も十分御留意をいただいております。

次に、カンボジアの和平の問題について、三承りたいと思います。

カンボジアの国連平和維持活動計画が具体化してまいりまして、その開始は目前のように思われます。まず事務当局に承りたいのですが、最近も国連事務総長がカンボジアのPKO活動の計画案といひますか、それを安保理理事会に提出したというふうには伝えられております。そこで、カンボジアのPKO活動はどのぐらいの規模で行われるように今計画をされているか、人数と予算ですね。細かいことは要りませんが概略を簡潔にひとつ御説明願いたいと思います。

○政府委員(丹波實君) 先生おっしゃいますとおり、二月の二十日になります。事務総長がカンボジアのPKO、UNTTACと呼ばれておりますけれども、この計画書を安保理に提出いたしております。安保理は恐らく明日あるいは遅くとも来週の初めにはこれを承認するという決定を下すと思ひます。それによってUNTTACが正式に成立するということになります。

この事務総長の報告によりまして、先生の今御質問の点だけに絞って申し上げます。まず人数につきましては二万人を上回る。内容的には、軍事要員が約一万六千人、それから文民警察を含みますところの行政監視要員が四千四百人、それから選挙要員が千四百人ということになっております。期間につきましては、恐らく安保理の決定の中に出てくる数字は一年半ぐらいをめぐってこの活動を行うということになるかと思ひます。

経費につきましては、これは安保理が決定することです。いまだ総会が決定するところですが、総合的に幾らの経費になるかはまだ決定が見られておりません。しかし、報道等によりまして

約二十億ドル前後と言われております。ただ、UNTTACが当初活動する立ち上りの経費につきましては二億ドルが必要である。これは決定が見られております。各国が国連のその分担率に従ってこれは分担しなければならぬ。日本につきましては二・四五%、約二千五百万ドルを拠出することが要請されておる。こういう状況でございます。

○宮澤弘君 大変な人数と大変なお金が必要わけですが、まずお金の点について今二・四五%ですか、それは国連の分担金の割合ですか。

○政府委員(丹波實君) おっしゃるとおり、日本につきまして二・四五%と申しますのは、国連本部に對しますところの日本の拠出金の比率でございます。

○宮澤弘君 日本は国連への第二位の拠出国ですが、恐らくこれはもつと金としては非常に大きな金がかかる。あるいは国連の拠出金以上に日本が拠出を求められるということだつて考えられないことはな。

私は、別に具体的に幾らということは申しませんが、まず大臣に、国連の平和維持活動について日本としては財政的にかなり思い切った支出をするのだ、そういう御決意があるかどうかだけ承っておきたい。

○国務大臣(遠辺美智雄君) 二・五%ということでございますが、アジアでの問題でもあるし、カンボジアと平和は日本の提唱してきたところで、インシアチブをとってきたところでもございまして、二・五%で済むとは思ひておりません。

○宮澤弘君 アジアのことでございまして、ぜひそういうお心組んで財政的支援については取り組んでいただきたいと思います。

それから同時に人的な支援ですが、現在我が国は軍事的あるいはそれに關する支援というものではないかと思ひます。非軍事的な支援というものをこの際財政的支援に加えて積極的に行うべきかと思ひます。先ほどの国連

局長のお話でも、行政要員が四千四百人ですが、それから選挙が千四百人という数字が出ておりますが、こういう要員というのは今出そうとすれば制度的、法律的に不可能ではないわけですね。そこで、どのぐらい要員をされるかわかりませんが、国はかなり思い切つて人を出すと御決意があらうか。

○政府委員(丹波實君) 先ほどのUNTTACの任務のうち各国が文民を出して行くであろうと予想される分野といたしましては、先生が今おっしゃった行政機関の監視あるいは行政機関の活動に對するアドバース、そういった活動、それから選挙の準備及びその実施、それから治安問題がございまして、文民警察を各国が出していく、それから人権問題の監視といった分野が考えられますが、日本に關する限りは、今国会にお願ひ申し上げておりますところのPKO法案が成立しない場合には、一定の規模で人を出していく、かつ期間のこととも考えますと非常に難しいのではないかと、こういうふうな考慮をしております。

○宮澤弘君 非常に難しいと言われたのですが、なぜ難しいのかはちよつとわからない。

と申しますのは、新聞等で見ますと、恐らくナミビアのPKO活動のときは選挙要員だけでも三十何人出していたわけですね。それは何か外務省の定員に余裕があつてできたのだ、ところが今度の定員に余裕がないというところが新聞に出てくるのです。私は、そのとおりだと思ひますとちよつと考へ方が狭くはないか、了見が狭いと思ひます。つまり、PKO法案が成立するかしなにかは別にしまして、人的貢献ということが今これだけ言われている。ところが、定員の枠があるなしという議論では、そうだとちよつとみんなが納得できる話ではないと思ひます。

そんなことを言えどすればいいかというところ、それは例へば行政機関職員定員法の特例法でもお出しになったらいじやありませんか。外務大臣は副総理でもおいでになるからそのぐ

らいのことはできないわけがないし、またそういうことであれば私は野党の方だつて御賛成になるに違ひないと思ひます。文民の協力です。ですから、いろいろなことを考えられて、この際PKO法案が成立するしないは別にしまして、文民の協力というのはいやばり思い切つてなされる。難しいと言われる意味がよくわからないのです。

○政府委員(丹波實君) 私たちといひまして、この問題につきまして一定の結論を出すまで出したという意味で申し上げたつもりはございませぬ。しかしながら、検討しなければならぬ問題として、確かにナミビアのときに選挙監視団の本隊二十七名出したじやないかという議論はございませぬ。しかし、あの場合は規模がその程度で非常に小さいということ、それから滞在期間もたしか一カ月弱であつたということ、それから活動いたしました地域も首都を中心に大体何と申しますか、危険では全然ないような状況、そういう治安状況が必ずしも劣悪ではなかつたというふうなことであつたことと今回を比較いたしますと、例へばことしの秋に予定されております選挙人登録、これにつきまして数百名単位の規模の費用を各国に求められておりますけれども、各国といひますか全体として求められておりますけれども、滞在期間が三カ月になるといふような点、それから求められる規模も大きいという点、それからそういうことを考えますと、必ずしもナミビアと同列に考えられない。

しかし、いづれにしても検討は続けてまいるつもりですけれども、なかなか難しい面があるなど。最後にそれに加えてその身分とか補償とか賞じゆつ制度の問題とかいふようなことを考えれば、そう簡単ではないということをお断り申し上げます。

○宮澤弘君 お役人の答弁としては私は百点だと思ひます。しかし、今我が国がどういふ立場にあるかということを考えれば、軍事的な協力にはできない、非軍事的な協力できるものはやりましよう、しかも財政的な面ばかりでなく人的協力もしま

しようということであれば、かなり政治的な判断を加えて思い切ったことをこの際なさるべきだと思ふのです。

そこで、今具体的にそれは何人出すとかいうようなことを申しませんけれども、大臣に伺いたいのですが、今の通常の役人ベースで言えば難しいという面はありましようけれども、この際カンボジアのPKO活動の非軍事的な人的協力にはかなり思い切った措置を講じて出すのだというお考えを示していただきたいと思ふます。いかがでございましようか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはUN TACにどんな人的貢献しろとおっしゃいますが、UN TACというのはもととPKOそのものなので、これは全体が御承知のとおり、あそこでは三派プラス一派、四派がそれぞれ今まで軍隊を持っておつて、その中で一番大きく持つておるのは現政権派といゆるクメール・ルーージュ派、これが国連の調停等もあつて七〇％は削減しましよう。削減したくないかわからぬわけですから、それはちゃんと現地に入つて、それで全体の人員が何ばあつてどれぐらいの兵器を持つておるかというものを調べ、まず兵器や人員を七割ちやんと削減させる。そこでまた難民がその分だけふえるという話になるわけですね。その武器の管理も必要でしやうし、それからいつをどういうふうにして保管するのか、破壊するのかというものから始まる。

なお、これは高等弁務官の話聞いたのですが、三十万からの難民がおつて、それを国内に運ぶにしても道路はない。タイは今軍隊が出ておつて、道路の一部建設とか何かはカンボジアの中まで入つてやつておるが、各地にも何万という地雷が伏せてある。大体おおよそどこに伏せてあるか見当はつが、個々の場所になると探さなきやわからない。危なくて、難民をたくさん迎え入れるといつたつてその場所の安全が確保されないといふことですから、その地雷の発見、除去から始まつていかないとほかの事業をやるとしたつてや

りようがないのです。

したがつて、そういうような面等においても各国は一万六千の人たちを出して皆やるのでしやう。もう既にインドネシアも、外国には派兵をしないといふのが国のおきてになつておるが、しかしながらこれはもう戦争が終わつた後で平和を回復するためにやるのだから軍隊を八百人今度出すのでつて。そして、国連の要請にの応じるといふやうなことをやつて、東南アジアの諸国もそれぞれ分相応のことをみんなやろうといふときなので、我が国でも一刻も早くまずPKO法を通してもらつて、後方支援にせよ通信を受け持つにせよあるいは医療を受け持つにせよ、何にせよやつていくべきじやないのか、そう考えておるわけでありまふ。

そして、行政官の問題は、その治安が回復された後でなければ危なくて入れないわけですから、その治安を回復した後に行政官を派遣するといふのが順序だと私は思ふます。したがつて、それにつきましてはできるだけのことしななければならぬと思つていまふが、今何人といふことまで申し上げられませんが、要請がどれくらいあるのかといふこともまだ来ておりませんから、できるだけ御要望に沿うようにしていきたい、そう考えておりまふ。

○宮澤弘君 誤解のないように申し上げますが、今大臣がおっしゃいましたように、無論戦争状態のところに行けと言つてはわけじやございません。私が申しますのは、非軍事的な選挙とか行政とかそういう人たちが入るようになった場合に大幅に我が国としては協力をしていくのだ、こういうことをどうかひとつ大臣としてもお考えを願ひたいといふことを申し上げておるわけでありまふ。

それからもう一つだけ最後に伺ひますが、日本で六月にカンボジア復興会議を開くという計画があるように承つております。そこで、各国に働きかけているようでありまふけれども、その見通しについて最後に大臣に伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そういうような考えで各国に呼びかけていきたいといふことで、まだ具体的な構想が固まつたわけではありまふせん。

○久保田真苗君 私にもカンボジアについてまふ伺ひたいと思ひます。

今、宮澤委員が言われましたこと、その限りにおいては私も全くそうだと思ふことが多いのでつて。それは何かといふと、まず第一に文官、文民を出していくといふ点につきまして、これは何といふますか、予算とかそれから行政組織法の制度上の問題あるいは定員の問題、こういう側面から政策がゆがめられていくといふ典型的な例だと思ふのです。私、国連局長の御苦勞も本当によくわかるのでつて、これは国連局限りで悩んでいらつしやるのは大変無意味なこととして、渡辺副総理・外務大臣という実力者を持つていらつしやるのですから、私はぜひそういう意味で政治的にこういつた定員を膨らませていくという方向で御努力いただきたい、こう思ふのでつて、いかがでしやうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは何を国連が要請してくるかといふこともございませので、こちらからこれこれをぜひやりたいと言ふことでもありませんから、国連の方の日本にこういうことをやつてほしいという御要望を受けて内々話をして適切に対応していきたい、そう思つております。

○久保田真苗君 国連は加盟国に対してどういふ要請を今までのところしておりますか。また、日本に対して特に何か要請していることがございませうか。

○政府委員(丹波實君) 現在までのところ、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、UN TAC Cといふものは正式には設立を見ておりまふせん。したがつて、お言葉の問題にもよりましようけれども、正式に国連が加盟国に要請しているといふことはないのであると思ひますが、他方において実態がこういふ実態でございませうから、私は国連事務局は内々関係の加盟国にいろいろな要請をしているのだらうといふふうを考えておりまふ。

す。しかしながら、日本につきましては今のところ具体的な内々の打診といふものも来てはおりまふせん。

○久保田真苗君 立ち上がりのお金も要るし、財政的に例えばUN TACに必要な経費、これの三〇％を日本が出してくれないかといふような報道がございませうけれども、そういうことをお受けになつておるからこそ試案といふものをお考えになつておるのじやないですか。

○政府委員(丹波實君) UN TACの経費の問題につきまして御説明させていただきますと、まず国連は、繰り返しますけれども、正式には決定はまだしておりませんが、今安保理が考へておるものはことしの三月ぐらいの時点から一年半ぐらゐの期間を考へておる。その一年半にどのぐらゐの経費がかかるかといふ点については最終的な決定はまだ見ておりまふせん。しかしながら、報道によりますと二十億ドル程度の経費を見積もつておるのではないかといふことございませう。これに加えて十億ドル内外の経費を難民の問題、難民の帰還、それからインフラストラクチャーの復旧の問題に見込んでおる。トータルが三十億ドル前後にならうかと思ひます。

前半の二十億ドルにつきましてはUN TAC Cそのものの活動経費でございまして、これは国連の分担金、PKO分担金によりまして加盟各国に義務として割り振る。第二番目の十億ドル前後の問題につきましては自発的な拠出金によつてやつていきたい、こういうことございませう。

今までのところ、決定を見ましたのは立ち上がりの経費として必要な二億ドルといふことございまして、これにつきまして加盟各国に義務として割り振つた。日本の場合には二・四五％、絶対額の数字に直しますと約二千五百万ドルでございませう。これにつきましては日本は既に国連に対して義務を負つておりますので、これをいかに支出するか現在政府部内で検討中であるといふことございませう。

○久保田真苗君 今おっしゃいました十億ドル程度の復興等に要する自発的な拠出金、それはUN TACの、したがって明石特別代表の所管に入るのでしょうか、それとも所管の外なのでしょうか。
○政府委員(丹波實君) この点は、まず仕事の面で見ますと、安保理事務総長の報告を読みましてもその字句の上からは必ずしもわからない面がございます。

私の想像では、恐らくUNHCRが少なくとも帰還の問題については主導をとる。帰還した後のいろいろな問題についてはUN TACが処理するというところでございましょうが、基本的にはUNHCRとUN TACが調整しながら進めていく問題であろうかと考えております。それから経費の問題につきましては、恐らくUNHCRがアピールを出すという形で、難民の問題については経費がそういう形で出てくるのではないかとというふうに想像いたしております。

○久保田真苗君 ついでですから先に伺ってしましますが、そういったと特別代表である明石さんの責任を持っている所管の範囲ですけれども、これについては軍事部門には別にフォースコマンドが立つはずなのですが、その方は特別代表に報告されるのか、それとも事務総長に直接報告されるのか、その辺をちょっとはつきりさせておきたいのです。

○政府委員(丹波實君) この点は、明石特別代表はUN TACの現場におけるオペレーションに対してはすべて責任を持つという立場でございまして、したがって今の先生の御質問に対しては、軍司令官は直接的には明石特別代表に報告し指示を求める、必要があれば明石特別代表が事務総長にその報告、指示をさらに上げる、こういう関係になっておると思います。先生もお持ちと思えますけれども、ナミビアにおきましますところのUN TACの活動につきましてもこの関係は国連の出しておりますブルーヘルメットの中でもそういうふうな図式化されて書かれておるところでございいます。

○久保田真苗君 ブルーヘルメットでは、必ずしもフォースコマンドはスペシャル・リプレゼンタティブに直接報告しない場合があるのですかね。ですから伺ったのですけれども、それは全部包括的な責任をお持ちになるというふうに理解いたしました。

この場合に、UNHCRの緒方事務官はどうなのですか。

○政府委員(丹波實君) これはナミビアのブルーヘルメットの図式によりまして、UN TACの方ですが、特別代表の下に文民部門という図がありましてその下に黒字でUNHCRと書かれてございまして、この図式で見るとUNHCRが下に来るようになっておりますけれども、先ほど申し上げたカンボジアの方のUN TACの記述を見ますと必ずしもそういうふうにはなっておりません。

私は、これは必要に応じてニューヨークなりあるいはジュネーブに訓令を出してその辺の関係がどうなっておるかきちんと把握したいと思っております。結果が出ましたら先生に御報告申し上げます。

○久保田真苗君 お願いいたします。

それから今川大使に昨年の暮れバンコクでお会いしましたときに、自分は復旧部門を担当するだろうというお話でございました。実際問題として今川大使はUN TACとの関係において何らかの責任をお持ちになるということになるわけでしょうか。どういう部門でしょうか。

○政府委員(丹波實君) 現地駐在の大使といたしまして、UN TACとの関係で必要に応じあるいは情報活動を連絡をされる、そういうことはございまして、UN TACの要員の一人としてUN TACの中で活動されるということとは考えられておりません。

○久保田真苗君 それはもちろんあり得ないことですが、しかし例えばそこに付いている外交団のいろいろな会合というふうなもの、そういうものができるということではないのですか。

○政府委員(丹波實君) 外交団の活動の意味合いでございませうけれども、外交団の中におきまします今川大使の情報活動その他の活動はございまして、けれども、繰返しになりますが、UN TACそのものの構成要素の一員として活動されるということは考えられておらない次第でございまして。

○久保田真苗君 それでは大臣にお伺いいたしたいのですが、もう既にお話し合いに出ましたように、UN TACの全体像がほぼ明らかになりましたが、日本も相当の協力をしてきた事項でございまして、つまりパリ会議での包括的政治解決に関する協定ですが、その協定とかそれから今回の事務総長の報告、こういったものをあわせて全体像についてどういった評価をされ、また何か問題意識をお持ちか、そういうことをお伺いしてみたいと思っております。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは長い間かかって苦心をして、ある意味では妥協の産物でもございまして、したがって、私は妥当な結論であろう、ほかにはなかなかないだろう、そのように考えておりますから、その決定は尊重されるべきものだ、さように存じます。

○久保田真苗君 私、自分の所見を言わせていただきますと、この協定につきましましてはカンボジアは非常にいい地位を得たと思うのです。

その一つは、中立国として外国の軍隊の全部を追いつけて、そしてそこに駐留される心配もなく基地をつくられる心配もない、紙の上のことですけれども、それに対して周辺国及び全世界の国連加盟国が署名をするというのは今までにないステータスじゃないかと思うのです。これはスイスが主要国の調印を得て中立国をやっているし、オーストリアの場合は中立宣言を自分の方から一方的にするという形で中立国になっているわけですが、それよりも、そういう意味ではカンボジアは非常にいい地位を得た。私もあの周辺の平和のためによかったと思っております。

かカンボジア学校になるような気がいたします。それはひどい人権侵害が自分の国の武装兵士の手によって行われたりいろいろなことがございまして、国民の殺傷それから難民生活、こういったものがありましたが、そこへもってきてUN TACが責任を持って人権思想の普及、教育、それから一番大事な選挙というもののノウハウについて徹底的に末端まで浸透させていくという、そういう体制をとったことは非常にむづかしいかと思っております。

しかし、UN TACは一年半という短期間のものでございまして、こういったものが本当に浸透するには多分もっとも長期期間が要するだろう。そういうことを思いますと、このカンボジアのUN TACの成功不成功というのは一にかかって末端の行政、それから民衆がどれだけの能動的に動くかということにかかっているのではないかと。だから、UN TACの運営もぜひそのような方向でお願いしたいというのが私の感想でございまして。

それで今、大臣は、先に武装解除なのだ、それから兵隊を帰還させることなのだ、それから後でしか行政は行かないのだというふうにおっしゃいましたが、私はそうではないのじゃないかと思うのです。それは選挙というのがあと一年後に控えているのですが、有権者の登録から何からそういうことの事務を始めるのに、まさにもうすぐ選挙のための準備の人が行かないといけないのじゃないでしょうか。

○政府委員(丹波實君) 今の選挙の問題につきましましては、まず選挙人の登録という活動が行われまして、現実には投票が行われますのは遅くとも来年の五月が終わるまでという考え方で作業が準備されておると思えます。選挙人の登録の開始時点につきましましては、ことしの十月から三月の間という予定になっておると承知いたしております。そういう意味では、まず治安を回復するというような期間というものが考えられて恐らく十月という時点が設定されているのではないかとという意味で大臣が今のような御発言をされたものというふうには

理解をいたしております。

○久保田真苗君 大臣、まさに武装兵士を何とかするというのはもちろん一番先に前提になることだと思ひます。ですけれども、難民の帰還も同じように準備作業に入る、あるいはそういった行政機構は早く行かなければならないといったようないろいろなことが同時並行に起こると思つておりますので、まず軍人だということではなくてそういった要員についても、あるいは治安が非常に悪いので警察官も必要だというようなこともございします。そういう時期、一つ一つに時期というものも付されていくはずでございますからそれを早目に見ていただいて、先ほど宮澤委員も言われましたように、何かここでPKO法案が通らなければ何にもできないということじゃないと思つたのです。そういった措置をこれまでもやっていらしたし、これからだつて政治的にできるはずだと私も思ひますのでよろしくお願ひしたいと思います、いかがでしようか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私が申し上げたのは現実の話を申し上げたのです。

御承知のとおり、あそこは長い間、現政権の方の軍隊とクメール・ルージュの方の軍隊が戦つてきておるわけですから、最初国連では全部の武装解除を一方所に集めてやるといふようなことも検討されておつたのですが、それは現政権側は絶対にのまない。やはり民衆が前のようにクメール・ルージュの大量虐殺のようなことが起きたのでは大変だという恐怖心を持っていることも事実。そういうようなことで、これは七割ということであつた協をしたものと考えます。

しかし、山の中にどれだけの軍隊がいるのか、どこに武器があるのかというようなことを発見しそしてきつと把握するといふことは、頭の中では簡単ですが、しかし実際からいくとそう簡単な問題ではありません。したがつて、例えば兵隊さんの数え方にしても、どこまでをおるのか。一応の推測ではそれは二万五千とかあるいは片一方が六万とか七万とかいいますが、では民兵ま

で入るのか、そのほかクメール・ルージュ派は難民の中に民兵的なものをつくつてあるのか、そういうようなものだってわからぬわけですから、私はそう簡単じゃないと思つておるのです。

したがつて、かなりの国連軍が入つてきちんと把握をして、それで約束どおりの実行がされたかどうか。末端に反乱する者がいないための監視ももちろん必要でしようし、その上で選挙をやつてその結果新しい政権ができれば、どの程度の軍隊にするかといふことは新政権が決めるということになるでしよう。でありますから、文民の問題も同時並行的にやれと言つても、実際それは非常にそういうような不安定な中で果たして入つていけるかどうか、いろいろ問題があるだろう。そういうようなことで、事態の推移を見ながらこれはやらざるを得ないのではないかと。したがつて、予定どおりのスケジュールでうまくいけば一応結構なことではございますが、それは少し先を見ないと何とも申し上げられない、私はそう思ひます。

○久保田真苗君 UNHCRに対して何か日本の拠出金で車両をカンボジアに送つていふということですが、それはどの程度のものでございしたか。

○政府委員(丹波實君) 先ほど、近い将来恐らくUNHCRがこの難民の帰還問題でアピールを出すことになるまいかといふことを申し上げましたが、これは難民の本格的な帰還の実施に要する経費につきましてそういうアピールを出すであらうといふことを申し上げた次第でございします。既に難民帰還計画の準備段階にかかる費用といひましてUNHCRは三千三百万ドルのアピールを昨年の十月にいたしまして、これに對しまして日本は約八百万ドルの拠出をいたしました。

ちなみに、これは国連加盟国の中で最大の拠出であつたと理解しておりますけれども、UNHCRはこういう国際社会から拠出を受けた資金を使ひましてみずから例えばランドクルーザーあるいはトラックあるいはロードローラーといったような機材を日本から調達してカンボジアの難民関係

で使用しておるといふことでございまして、日本政府が直接このようなトラックとかクルーザーといったようなものをUNHCRに供与したということではございせんので、その辺の事実関係を整理させていただきたいと存じます。

○久保田真苗君 分担金二千五百万ドルというのは何か予備費でお出しになるそうですね、報道によります。そうすると来月の中にお出しになる、こういう状況ですか。

○政府委員(丹波實君) 予備費も一つの道であることは先生のおっしゃるとおりですが、どういふところからこの拠出金を捻出するかにつきましては最終的にはまだ決まつておりません。

○久保田真苗君 分担金を拠出した後はいろいろな機材なども無償で供与ができるという話を私は前にPKO委員会の中で申し上げたのですけれども、日本側としてもそういうことはできるのじやございせんか。予算措置でできるのじやございせんか。

○政府委員(川上隆朗君) 先生の御質問がUNTAACとの関係でございしますれば国連との関係でございしますけれども、一般に二国間協力関係のコンテキストで無償資金協力あるいは技術協力といったようなことがやれるのは御承知のとおりでございします。

○久保田真苗君 それはどういふ意味ですか。二国間というのには、カンボジアとの関係ならできるけれども、UNTAACとはできないという意味ですか。

○政府委員(川上隆朗君) カンボジアとの関係で二国間の協力関係を行ひ得るといふ意味で申し上げたわけではございしますが、UNTAACとの関係でも国連からの要請があつた場合に、それがUNHCR等との関係で、UNTAACそのものにつきましては国連とのコンテキストでございします。ちよつと私の所管からは外れるわけではございしますが、御承知のように、二国間の援助関係は経済社会開発を目的とするというコンテキストでなされますので、そういう面からとらえ得れば二国間の

協力関係というものは行ひ得るといふ意味で申し上げたわけではございします。

○久保田真苗君 本当にこれはよくわからないのです。UNTAAC、国連には出せないけれども、二国間なら出せる。それはそういう規則が多分ありますのでしよう、基準などが。ですけれども、こういうふうなPKOといふもののいろいろなインフラや民生、こういったものの復興までも今後含んでいくということ、多分これからそういう多部門のPKOといふのはふえていくのじやないかと思ふのです。

そういう点を考えますと、PKOは国連局が調整役かもしれないけれども、国連局のみに閉じ込めておきますと非常に一般会計の中でお金が苦しくて、例えば例で申し上げますと、せっかく日本が今度の国連総会でECと共同提案をして武器登録に関する制度の決議を得たわけですね。そのためのお金等がいろいろ前から国連の方から要請されておつたのですけれども、なかなか一般会計の中でやりくりが難しいというお話を私は外務省から伺つてゐるのです。そういう状況といふのを何とか打破して、そして経済協力に関するものとのリンクをしていただいてもう少しこの面での国連協力ができないだろうかと思ひますけれども、これはどうなのでしょう。

○政府委員(丹波實君) 現在、先生の問題意識として持つておられる物的な供与に例をとりますと、例えば先ほど申し上げた立ち上がり経費の二億ドルといふもので国連当局が何を考へてゐるかど申し上げますと、宿舍の建設あるいは下水道の建設、車両の購入それから当座の維持費といったようなことでございまして、まさに宿舍の建設とか下水道の建設といったようなことはみずからがそこに出ていって行ふ。あるいは車両の購入といふものもみずからが行ふ。したがつて、国連として加盟国に要請しておるのはまさにその経費そのものであるといふことでございします。日本の場合にはこの分担金の二千五百万ドルを拠出するといふことによつて当座の国連の要請には十分見

もちろん国連のこういう活動に現物供与をするという道は全くないわけではございませんけれども、こういう当座の問題としては資金協力をするることによって十分な協力ができるといふふうに考えておる次第でございます。

○久保田真苗君 当座の問題としては確かに資金を早く出す、分担金を一日も早く出すということが立ち上がりのために必要だと思いますけれども、今後のことを考えますと、丹波局長もその辺には含みを残していращしやるけれども、私としては、日本がこれだけ自動車摩擦で問題を起こしているときに、国連に対しては一台の車も無償供与ができないなどという状態は甚だ好ましくないと思ふのです。私は何とかこれは考えていただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。道を考えていたいただきたいのです。

○政府委員(丹波實君) 私が先ほど御説明申し上げたときに頭にありましたのはもちろん日本の財政法との絡みの問題でございまして、無償で国連の活動に物的な供与をするというところが財政法との関係で問題があるわけでございます。まさにそうであるがゆえにこそこのPKO法案の第二十五条で「物資協力」という項目を立てまして、日本政府として国連の平和維持活動に物的な協力を行い得る道を開くために二十五条というものを設けたということもあわせてぜひ先生御理解いただきたいと。先生のおっしゃることはわかりますから今後とも研究はいたしますけれども、他方、私たちの考え方としてはこの法案の中にそういう道を開いたつもりでございまして、その点もぜひ先生あわせて御理解をいただきたいというふうに考えます。

揮権、こういった三つがどこかがつじつまが合わないようにつくられて内部破綻しているのです、あの法律は。私は、幾ら自衛隊がいろいろな意味で出ていくことに賛成の皆様でも、自己矛盾で内部破綻を来している法律を許すわけにはいかならないと思うのです。そういう意味で、私は今回どういう選択を政府がしていられしやるか大変興味深く見守っておりますので、今申し上げましたような内部で破綻していない法案にしていたかなければどうしようもないわけです。

それで、今の法案で仮にPKKFを凍結しても、結論としては憲法の解釈を大幅に変える、それ以外にないのですね。でも、憲法の解釈を大幅に変えるということは政府が勝手にできることじやないと思うのです。これはまさに国民的な問題でございしますから、そのことをぜひお考えいただきたいと私は大臣にお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) この間の小沢答申を念頭に置いて今御発言をいたいただいたものと存じますが、政府といたしましては今までの憲法解釈の延長線上で考えておりますから、この間提案いたしましたいわゆるPKO法案というものはいろいろな制限をつけて提案をさせていただいておるわけであります。

○久保田真苗君 これからいろいろと御意見を承らなければならぬし、私どもも言わせていただかなければならないと思いますけれども、ともかくあの法案は凍結といっても字面があのように並んでいるということは法律としてふさわしくないことだと私は思いますので、それだけ申し上げておきたいと思います。

次に、ちよつとドミニカの移民の問題を取り上げさせていただきたいと思つてゐるので。

私、先月ドミニカ共和国に参りました。その用事で行つたわけではないのですけれども、大使館にお願いして日本移民の方に何人かお会いしましたし、その後もいろいろ御要望などを承つたのです。それで、この問題は前に公明党の議員さんが

熱心にお取り組みいただいた問題なのですけれども、私も訴えを聞きましたからにはやっぱりよい方向で御協力したいと思いますし、またカリブ海のほんの一角の場所でございますして小さいところでございますけれども、日本の移民についてこういう問題があるのだということで大臣の御注意を引いておきたい、こう思うわけでございます。

少し説明になりますが、ドミニカ共和国はカリブ海にあるヒスパニョラ島にあって、その東側約三分の二がドミニカ共和国、西側三分の一が今大麥問題を起しておりますハイチです。

ドミニカ共和国の経済の主軸は農業なのですけれども、一九五〇年代には耕作可能な土地が非常に少なくて、そのために当時の実力者のトルヒェリヨ大統領という方が農業開発政策といたしまし

てハイチ国境に近いところにコロニアというものをつくったわけです。コロニアは一種の集団農場でして、土地のない人、人のいない土地をなくすという標語で取り組んだものというふうに聞いて

おります。ですから、都市の失業者などもコロナに連れていくとか、そういった零細農民に対する社会政策上の配慮があったのだと思います。これにつきましては、コロナの数は計画数で六十

ニカ所、そのうち十二カ所は外国人の移住者向け、
こう言われておったわけです。コロナ入植は成
功も失敗もございますけれども、例えばユタや難
民の場合は酪農で成功したとか、スペイン移民の

日本の場合ですが、一九五六年つまり昭和三十一年になるのですが、五六年から五九年までの間は六割も帰国してしまつたとか、いろいろでございます。

に二百四十九世帯千三百十八人が移住したということでございます。移住者の募集要項というものが出たのですが、これが問題の発端でございまして、実際の入植条件が非常に違ったという、その

問題が三十何年たった今でも消えずに非常に日本移民の方の思いになっているわけです。

どういふ内容かといいますと、その第一が、ダハボン地区が一番日本移民が多く動いたところで

すが、そこは三百タレアを無償譲渡するという約束があったのが本当にその何分の一かしか手に入らなかったとか、二番目に、雨が少ない土地で常時水不足でかんがい困難したということがありまして、移住者は田畑を売って資金をつくつて、一定の要件の資金が求められましたからそれで行ったということもあるのですが、生活困難になりまして、一九六一年になって結局集団帰国者が千三百十八人のうち六百人、南米諸国へ再移住した者が三百七十人、そして残った人が三百三十人という結果でございます。これは外務省からいただいた数字でございます。いすれにしても、残留率が二割ちょっとだということになるわけでございまして、いわば非常に惨めな思いをした移民群なのでございます。

このときに日本の方では、国内事情からいいますと六百万人の引揚者というのが戦地から帰ってきて食糧難もございましたでしょうし、そういうときに、満員電車を解消することはできないけれども窓をあけるくらいの効果はあるということでも移民政策が始まったわけでございます。政府の方では海外移住に関する閣議決定というのが昭和二十九年、一九五四年七月に行われました。また、外務省に移民局を設置するというのが昭和三十年、一九五五年に行われ、特殊法人海外移住振興株式会社が設立されたのも同じ五五年です。そして、日本海外協会連合会というのができまして、これは海協連と略させていただきますけれども、これが今の国際協力事業団、JICAでございます。年間一万人程度の移民達成ということをスローガンにして一生懸命やった。今申し上げましたことはその背景でございます。

それで質問ですけれども、まず入植条件についてです。これは三十何年前のことのお話で、必ずしもこういうことを議論してもそれが生きるということにはなかなかなりにくいのですけれども、しかしこれが移民の皆さんの心に強く引っかかって三十何年間執念としてやってこられたという事実からいいますと、やっぱりこの間の事情も

いささか明らかにしたいと思うわけです。

入植条件の土地面積三百タレアの無償譲渡ですけれども、外務省からいただいた資料によりますと、一世帯当たり三百タレアの土地の無償譲渡、ただし世帯員数、作物種類で増減あり、なお入植初年度は百五十タレアはドミニカ政府が開墾整地の上配分し、残る百五十タレアは移住民が開墾というふうになっております。つまり、百五十アラス自主開墾百五十で三百タレアという数が無償譲渡されるということは明らかだと思ふのですけれども、外務省はこの辺どういうふうにとらえられているのでしょうか。

○政府委員(荒義尚君) ただいまの久保田先生御指摘の件でございますけれども、当時の募集要綱では、ただいま先生御披露のとおり、一世帯三百タレア、一タレアというのは〇・六反、この土地が無償譲渡される。ただし、世帯員数、栽培作物の種類等により配分面積は増減することがあるということを書き出してございます。

したがいまして、最初必ず百五十タレアの無償譲渡を受けるかどうかというのは、世帯員数、栽培作物によって変わり得るということは募集要綱の時点で想定しておたというふうに考えております。

○久保田真苗君 しかし、海協連広報部編集の「ドミニカの生活と労働——海外移住の手引」というのによりますと、海協連ドミニカ支部長の横田太郎さんという方とドミニカ政府との間に契約書があつて、「契約当事者は双方合意の上左の各条を受諾する」とあるのですね。その第一条は、「ド」国政府はダハボン地区に日本人農業移住者を受入れ一家族当り三〇〇タレアスの農耕用地を譲与する、この明記されているわけで、それ以外のことは書いてないのです。

ここで問題が三つあるのです。それは三〇〇タレアと明記されていることについて、少なくともそのように理解される手引を外務省の代行機関であるところの海協連が出していると考えられると思うのですが、この点いかがですか。

○政府委員(荒義尚君) 確かに久保田先生御指摘のとおり、当時日本海外協会連合会が編集しました「ドミニカの生活と労働」というところには御指摘のような契約書案なるものが載っております。私どもも承知しております。ただし、我々が当時から調べておるところでは、そのような契約の案を当時話題にし、またそのような案があつたということはどうも正しいようでございますけれども、正式の契約書として締結されたということは我々承知しておりません。

他方、しばらくお尋ねのように、外務省が認可した日本海外協会連合会たるものがこういうことを書いておられるのかという点でございますが、本当に我々としてその辺の事情は必ずしもつまびらかではございませんけれども、我々の方でそういうことを承知しておて連合会がこれを公表し出版したということではございません。我々として承知しておらなかつたということでございます。

○久保田真苗君 外務省もJICAも何代も代がわりしていらつしやいますので私も非常にその面がやりにくいのですけれども、はっきりさせたいのは、ドミニカ政府と財団法人日本海外協会連合会ドミニカ支部との間で結ばれた契約書、これはあつたのですか。

○政府委員(荒義尚君) 先ほどの御説明があるいは悪かつたかもしれませんけれども、そういう契約書があつたということは我々として承知しておりません。

○久保田真苗君 案としてはあつたけれども、結ばれたものはなかつたとおっしゃるわけですね。

○政府委員(荒義尚君) さようでございます。

○久保田真苗君 契約を結ばなかつたという文書が残っているそうすけれども、そういうものがあるのですか。

○政府委員(荒義尚君) 結ばなかつた、そういう契約書がないということを書いたものはございませぬけれども、当時から我々はいろいろ八手手を尽くして調べました、重大な問題でござい

ますので。しかし、結局そういう契約書は当事者に当たつて聞いてもなかつた、締結されていない、こういうことでございませぬ。

○久保田真苗君 結ばなかつたという、そういう証拠があるのでしょうか。

例えここにこういう本があるのです。「欺かれたドミニカ移住者の記録」アディオス・ミ・サント・ドミンゴ」というのですが、ここには一番初めの案だとおっしゃるものが載つてゐるのです。これが案であつたというふうには外務省の方では思つていらつしやるけれども、実際に初版の「海外移住の手引」というのに載つてゐるということなのです。

ですから、私はこれは恐らくそういうつもりでこの第一条に沿つてお始めになるということと始められたことじやないかと思ふのです。

○政府委員(荒義尚君) その案の例えは第一条がどういふ熱成度といふか、ある程度の方向性が定まつた上での案文であつたか、その辺の事情は全く我々としてもわからないわけでございます。ある時点で確かにそういう案というものがあつた、これは事実でございますが、先ほど来再三申しておりますように、契約書として正式に締結されたという事実はこれは全くありません。

しかばもう一つの問題は、先生の御疑問のよう、いろいろな本になぜそういう案が出てゐるかという御疑問もあるかと思ひますが、そこら辺はどうかその案が関係者が多うございまして出たので、それがそういうところに印刷されて出てきたのだらうと、これは若干推定になりますけれども、そういう事情で案というものが出てきたというふうには我々は理解しております。

○久保田真苗君 案が移住の手引として広報部の資料として出ていて、そして皆三百タレアもあらえるというふうに出て出たといふことは紛れもない事実だと思ふのです。

それで、昭和五十八年の三月に渋谷議員が参議院の外務委員会へ質問している議事録を見ます

と、三百タレアでないかもしれないといふことは外務省は途中でわかつた。恐らく最高三百タレアという表現で書簡が結ばれたわけですからその時点でわかつた。しかし、それを言わないで、どこで言つたかといふと政府の説明員の方の答弁で、それはサントドミンゴに着く前に船の中でそれが伝えられたと、こういう話なのです。これじゃ後に引くこともできないし、不安を抱いて港に着いたことだらうと私も思ふのです。こういう背景があるわけですね。

それで、私はもう一つ資料をお願いしているのですけれども、まだいただけていない資料がございませぬ。それは昭和三十年八月にドミニカに派遣された移住適地調査団というものが出てゐるのです。これは外務省と農林省から三名の方が出てゐるということでございます。この方たちがこの土地は日本人が行つて農業をやるに適した土地だといふ、こういう報告をしておられるということなのです。ただ、その報告書は私の手元にはない。私、今からこのことをほゞくり返してあつたことだといふことは言つても仕方ないことなのだけれども、でもどのような調査をしてどのような報告をしそれが外交ルートに乗せられたのかといふことはぜひ私はわかりたいのです。この方たちはもういらつしやらないかもしれません。多分いらつしやらないでしよう。ですから、今もう文書として公開していただきたいのです。情報公開でお願いしたい。そうでないと、国民の税金を使つていろいろな調査団を出して、そして海協連、JICAの前身をつくつたり、皆これ国民の税金なのです。税金でもつてやつてゐることについて、私どもそれが全く移民の方にとつて惨たんたる結果になつたといふことについてはやっぱり反省しなさいけなさい、私どもも十分その点を見てあげなかつたといふことは悪かつたことだと思ふのです。私もおりませんでしたけれども、国会には、そういう意味で、これは公開していただきたいと思います。ぜひ拝見したい。お願いできますか。

○政府委員(荒義尚君) 先生御指摘の調査報告書でございませうけれども、以前にもぜひ提出してほしいという御要望を承っておりまして、そのときも御容赦願いたいという説明をさせていただいたのですが、この報告書は、御承知のとおり、昭和三十年に吉岡さんを団長として三名で行った報告書でございませうが、この調査の目的というのは、入植者の募集に先立って政府内部で事前に調査に行ったというのが調査の目的でございませう。その報告書には、当時のドミニカ共和国の農業事情、ドミニカの一般的な事情、産業資源の事情、ドミニカ共和国の当時の移民政策、それから先ほど御指摘のような入植候補地の概況についての報告が含まれておるわけでございませう。

ただ、それをなぜ提出を御容赦願いたいかと申しますと、そもそもこの調査が内部的な目的のためであったということと、報告書もそういう意味で内部資料として取りまとめたものでございまして公表を前提としたものではございませうし、それからこの際ぜひ先生に御理解いただきたいのでございませうけれども、報告書の一部には当時のドミニカ国及び政府についての若干の事情に関して触れておる部分がございまして、これはやはり二国間関係上ちょっと微妙過ぎるという点がございませう。そういうことで、何とか御容赦、御理解いただきたいと思ひます。

○久保田真苗君 これは隠すような報告書じゃないと思ひます、何もそんな。どうしてもお外しになりたいというのならそのドミニカ政府の事情のところはお外しになって結構だから、この土地をどう判定されたのか、そのところの部分をお願いいたします。だって、これももうほとんど情報公開にかかってしかるべきものじゃないのですか。相当の秘密性を要する外交文書だって三十年もたてば公開されるのに、このドミニカの人たちの運命がこの報告書にかかったのですから見せていただきたいのですよ、私、お願いいたします。

○政府委員(荒義尚君) 久保田先生たつてのお話でございませうので、どこまで差し上げられるかも

う一度真剣に検討させていただきたいと考えております。

○久保田真苗君 これはもう公の文書ですよ。国民に所属すべき文書なので皆様方が私物化する理由は何にもないので、是非でもお願いいたします。

それから次に、地権の問題です。

この地権の問題は二つに分けられるのです。それは所有権として地権が設定されるはずであったところのものがちつとも設定されないでならならと来て、ある程度解決はしていらしたけれども、三十何年たつてまだ全部解決されない。したがって、問題を二つ指摘したいのです。

その一つは地権のあいまいさです。土地の位置も境界線も周囲の地主名も何も明記されていない地権証で非常に不安定だと。持っている方は地権証たるに値しないようなものを持っているのです。それについて移住民の方の外務省の努力に対する期待が非常に強いのですけれども、まずこの点どうかということですが、

○政府委員(荒義尚君) 先生御指摘のように、今日に至るも地権証を発給してはもらっていないケースがまだ残っております。我々としては一刻も早く入植者の方々に安定した基盤の上で営農していただきたいという、そういう気持ちにおいては先生と同じでございまして、従来から鋭意先方政府と強く折衝をやつておるところでございませう。

例えば昭和六十年当時十三世帯についてまだ地権証の未発給が残つておりました。しかし、例えば今月二月現在でございまして残つておるのが六世帯というところまでようやくやつてまいりました。我々は大変この問題を重要視しております。今後とも引き続き先方政府に働きかけていきたいと思つておりますし、またドミニカ政府の方でも本件の重要性について大変よく認識していただいております。つい最近も我が方出先大使に對して、先方政府としても今後この方面で努力するということを向こうから言つてきております。

す。そういう状況でございませう。

○久保田真苗君 昭和五十八年に渋谷議員がお尋ねしたときも、外務省は地権の問題を重要視し最大限努力いたしますと答弁をしておりました。その後何件解決いたしましたか、約十年前ですけれども。

○政府委員(荒義尚君) 先ほど申しましたように、十三世帯が残つておりました。それが現在六でございませうから、七件その間解決いたしました。確かに努力が足りないのではないかと一言お言葉に對して私から申し上げることはございませうけれども、我々としては鋭意やつておるつもりでございまして、ただなせ三十年もたつてこういう未発給の件が残つておるのかという事情につきましまして、例えばトルヒーリョ政権崩壊後の内乱の時代あるいは社会的、政治的混乱の時代が長うございまして、先方政府もその混乱の中で例えば台帳が一部紛失したとか、そういう事情もある点は何とか理解していただきたいということを向こうは申しております。しかし、いずれにしましても、最大限我々として努力を続けるつもりでございませう。

○久保田真苗君 最大限努力していただく。現地の大統領ももちろんやつてくださいますでしよう。だけれども、一遍出張して事情をつまびらかにしていただくということが私やっぱり必要だと思ひます。よろしくお願いしたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(荒義尚君) 私もまだ現在のポストに就任して日が浅うございましてなかなか時間がなないのですけれども、ぜひドミニカの方には事情が許せば早く行つてもう少し理解を深めたいというふうに私は思つております。

○久保田真苗君 お願いいたします。

それからちょっと飛ばしまして、もう一つ伺つておきたいのはコロシア法の問題なのです。このコロシア法というのは私もまだ調べ中なのですけれども、これは貧民対策として行われるという法律があつて、移住民の方の言つておられる

ところによりまして、移住する三年前に停止されたのだけれども、しかしそれが準用されてコロシア法の適用で入つてしまつた。そのコロシア法によると、ちつとこのこの本とそれから移住民の方の言葉からしますと、これは国営の集團農場法で、募集要綱によると自営農業だと、そういう条件のつもりで行つたところが国営集團農場で、例えば貧民の扱いで入れられて、そして中に入つてみたところがこういうことだということです。

これは移住民の方が申し立てていらつしやるのですが、入植してまず第一に驚いたのは、募集要綱は自営開拓であつたことに対して植民地は國營農場であり入植者はコロノで、国内の土地のない農民及び失業者を保護するための國營設備に入つたと。コロシアは周囲に鉄条網を回し入り口に事務所及び倉庫を持ち、管理官以下数名の役人のほとんどが黒人で、けん銃を所持し馬に乗り、私どもの作業を毎日監督し、あらゆる命令、すなわちコロシア法を守らなければならぬ奴隷のごとき感じだつた。こういう叙述もありますし、また移住民の方の最近の要望書でも、このコロシア法の適用を受けて出入りも自由でなく非常にショックだつたということが言われておるわけです。

このコロシア法は日本の移民に適用されたのです。これで行つたわけですね。

○政府委員(荒義尚君) その点につきましては募集要綱の第八項で、移民の義務としてドミニカ国の法令を守ることということが明記してございませう。そういう意味ではドミニカ国の法令たる御指摘の法令が適用になるわけでございませう。ただし、先ほど先生おっしゃつたように、自営開拓として行つたつもりなのに結局は國營開拓民として扱われたという点でございませうが、一点申し上げますと、確かに当時の入植地区というのはドミニカ政府が所有し候補地として指定した入植地でございませうけれども、実際に日本からの移住者はそこに定住した後、自由に生産物を選択し作付をし、それから販売についても自由にできたという点はこれは事実でございまして、そう

いう実質的な意味では自営開拓農というふう
に我々は考えておるわけでございます。
それから一点補足いたしますけれども、当時
いろいろ監督官がついて……

○久保田真苗君 済みません。時間の関係で簡略
にお願いします。

ドミニカの法令を守るなんてことは書かなく
たってそんなことは当たり前。このコロンビア法で
行くということについては実際何も知らされてい
なかったのです。みんな土地を持った小さいなが
らも自営業はやるのだという、そういうつもり
で行っている。それがコロンビア法で鉄条網の中へ
入ってしまった。貧民対策。当時の日本は貧民だっ
たかもしれない。でも、そのことは移住する人に
言わなければならぬことで、ですからこれは大
変なショックだったわけですよ。

今、時間がありませんで、私は大臣に最後に
お願いしておきたいのです。私、きょうは融資の
問題もできませんでした。もっと勉強してまたや
らせていただきますけれども、この一九五〇年代
の移民というのは日本が大変戦後の困った状況の
中でかなり無理をしてやっていたという事情があ
って、私も政治の面からいっても悔いするところ
が多い問題だと思っております。

ぜひ大臣の御注意を喚起しておきたいのは、お
聞きになりましたように、政府間あるいは政府と
JICAの前身との間に移住協定というものが結
ばれていないのです。それから土地の面積と地
権についての詰めができていないのです。それか
ら調査団の報告というものが非常に間違っていた
のじゃないかと思うけれども、公表されていない
のです。私も知りたいと思う。また、その上に走っ
てしまったという事実があるのです。

それからコロンビア法というものが事前に知らさ
れておらず、これが非常に恨みのもとになってい
る点だと私も思いますので、ひとつ実情を皆さんの
言うことを聞いていただきたいということ、そ
れからきょうはやりませんでしたけれども、今後
またその方たちが一つは農民として何とか残留し

たい。もう一つは二世あるいはそのとき行つた小
さい子供たち、本当に日本人が少なくてばらばら
になつてたから教育もろくに受けていない。
そういう状態が今でもまだ尾を引いている。そ
ういうことで、日本人を送り出しながら教育もよく
できなかった。日本語もよくできない。スペイン
語も決して十分じゃない。これでは私はいけな
いと思う。

そこで、今後の対策、今もやってらっしゃる対
策をもう少し改善していただきたいということ
をこの次申し上げますけれども、大臣に、こ
ういったカリブ海の一角ではあるけれども、この移
民問題に関心を持ってひとつ誠意のある対応を外
務省としてお願いしたいと思うのです。いかがで
ございましょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 今いろいろ実情をお
聞きいたしました。そういう実情を考慮した上で
適切な対処をしてまいりたいと存じます。

○久保田真苗君 終わります。

○堂本曉子君 新大臣になりました初めての質問
でございしますが、私はいよいよ三ヶ月後に迫りま
したいわゆる地球サミット、リオで開かれます地
球サミットについてきょうは何いいたいと思いま
す。

冷戦の終結後、市民外交は急激に変容を遂げた
というふうに思います。一番と申しますかそのう
ちの一つが、環境外交という言葉がございした
らやはりその環境外交ではないかというふうに思
うのです。国際協力なしにはどうしてもできない
分野であるということ、この地球サミットは大変
大事だと思うのですけれども、外務大臣、日本の
環境外交としてはどう臨むべきかというふうに今
お考えでいらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 日本は環境問題では
先進国の中でもそれに対する対応が進んでいる国
であるというように私は考えております。

今や地球は一つのようなことになってまいりま
して、アマゾンの伐採も世界の気候に影響を及ぼ
すとか、あるいはチェルノブイリ発電所の事故が

ソ連国民だけでなく周辺国に放射能の被害を及
ぼすとか、例を挙げれば限りなくいろいろな問題
がございます。日本は四日市ぜんそくや東京都内
における車の渋滞による健康被害問題等いろいろ
経験をしてきておりますので、そういうような環
境、公害等の点についてのノウハウも持つており
ますから、地球環境を主題とする国際会議等にお
いては積極的に参加をして協力してまいりたいと
考えております。

○堂本曉子君 もうまさに大臣おっしゃったとお
りだと思つたのですが、地球が一つであります場合、
やはりそこに参加する参加の仕方もこれまた変
わってくる。ボーダーレスの時代でございます。

具体的に伺いたいのですが、今度リオに行く日
本政府の代表団には、国会議員とか女性あるいは
市民の代表、NGOの代表をお加えになりますで
しょうか。大臣にぜひ伺いたいのです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはUNCEDに
対する質問だと思いますが、今のところ国会議員
やそういうものの代表団を送るという事は予定
しておりません。

これは世界の国会議員がみんな集まるのか、日
本だけ行つてみたところでもまた仕方のない
ことでございしますから、むしろこれは列国議会同
盟のようなものもありまして、そういうようなと
ころで話し合いをして代表団を送るとか何かする
ことが一つ考えられます。しかし、大勢の人が一
緒に行つて泊まる場所がないということでもこれ
も困るわけですし、治安の問題その他便宜供与の
問題等一緒になつてしまつてもなかなかできませ
ん。したがって、どういふふうにするかは今後超
党派で国会の中でお取り決めにいただきたいと考
えております。

○堂本曉子君 少し意味を違つておとりになつた
かもしれませんが、そういう国会議員だけではな
くて政府の正式代表団、今まで国連に日本が加盟
して以来、国連の代表団に女性とNGOの代表は
入つていきますけれども、UNCEDに向けて政府
の代表団の中に例えば市民の代表ですとかNGO

の代表が入るかどうかということをお願いしたわ
けで、例えばデンマークなどはもう八人の国会議
員を政府代表団の中に入れるということを正式に
決めています。それから女性を入れるということ
を決めている国もありますし、NGOを正式な政
府代表団の中に入れるということを決めている国
もございます。

というわけで、このことはぜひ日本の場合も単
に政府の代表だけではなくて、時代が変わつたの
ですからそういった市民、NGO、議員、あらゆる
意味で国民を代表する人々を政府の正式な代表
団の中に一人でも二人でも三人でもお入れいた
だくということをお願いしたいと思います。

次に移りますが、暮れにパリで、十二月ですが、
ミッテラン大統領が主催してグローバルNGO会
議というのが開かれました。これは世界から八百
人のNGO代表、六億円かけての大統領の招待で
す。六百人は途上国、そして先進国が二百五十人
ですが、三分の一は女性でございました。この会
議がどのような発案あるいはコンセプトと申しま
すかを持っていたか、大臣はもしかしら御存じ
ないかもしれませんが、外務省の方は御存じで
しょうか。

○政府委員(丹波實君) ただいまのその前にUN
CEDに対する……

○堂本曉子君 そちらの方は結構でございます。

○政府委員(丹波實君) さようでございますか。

今のパリの会議につきましては私は必ずしも詳
細に承知しておりませんので、むしろ環境庁の担
当の方が来ておられるようですので、ひとつ環境
庁の方からお願ひしたいと思ひます。

○堂本曉子君 環境庁は御存じですか。

○説明員(濱中裕徳君) 環境庁でございます。
私どもも政府が参加する会議でございませんで
正式に連絡を受けているわけではございません
が、当時そこに参加される御予定の方から事前に
も多少情報はいただき、また会議後に大体こんな
ふうであつたというようなお話はお聞きしており
ます。

○堂本曉子君 今、私が伺ったのはどういうコン
セプトであったかすばり伺いたかったわけですが、お話を伺っているというように内容はお答えいただけなかった。

大臣、私が今申し上げたいのは、外務省の国連
局長も環境庁も結局ミッテラン大統領が開きになつたこのNGO会議を御存じないわけでもない。逆は政府の会議のことも市民は知るチャンスが少ないわけですね。今まさに情報公開と申しますか、そういうことですが。しかし、市民の外交というのは今大きくなっているわけです。

そこで、どういうコンセプトだったかといま
すと、これは参加型の民主主義を確立する。例えは単に政府だけではなくて市民もNGOもみんな参加していく。まさに大臣がおっしゃった地球は一つになる、その中で地球市民の民主的なあり方を求めるということがこのミッテランさんが主催なさった会議のコンセプトだったわけですね。ですから、地域の自治それから情報公開、そして国連の改革というようなことを柱に挙げております。

こういった中で、もう外交がやはり一枚岩では
いかな時代になったのではないかと。冷戦後はもうがたがたと変わったという中で、私はこういうことが外交が一枚岩ではいかなかったという証拠だと思つてゐるのです。もつと多重であつたり多層であつたり多様であるという必要があるのではないかと思ひますが、大臣はいかがお考えでいらつしやいますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 非常に難しい御質問
だと思つてゐる。

どういふ外交をやらかつてゐるということですが、
それ政府の意図と別々な外交をやられてもこれは困るし、しかしながら政府で手の届かないような問題も中にはございます。そういう点で、救済事業とか何かについてNGOの方が大変いろいろな分野で活躍されている。こういうことは大変私はすばらしい、いいことだと思つております。した

がつて、外交のやり方についてNGOを交えるか
どうかということはちよつと私も今すぐお答えの手持ち合わせはありませんが、役立つ面については大いに御協力いただきたい、そう思つております。

○堂本曉子君 NGOというふうにはだけおし
やりましたが、もつと例えば労働界ですとか企業ですとか学界、市民のレベル、それから議員のレベル、もう政府だけではなく非常に大きな交流が世界規模で、情報もそうでございます。もうきのうのことがきょうわかるという時代、そして飛行機がこれだけ速く世界を駆け回る時代。もう政府だけではなく交流が多様に行われている。そういう意味で、単にお手伝いたただくということだけではなくて、そういう多様な外交を展開しないと日本はある意味でいへば片肺飛行のようになってしまふという時代に來たのではないかとということをおし上げたかったわけですね。

そのことのついでに、今パリの市民のNGOの
ことを申し上げましたが、マイアミでUNCEDに向けての女性の大きな会議がございました。去年の十一月で、これには私も参りました。これはUNEPが主催した会議ですが、この会議について国連局長はご存じでいらつしやいましたでしょうか。

○政府委員(丹波實君) 先生がマイアミまでいら
してこの会議に出席されたことは承知いたしております。UNEPが主催したことも先生のおつしやるとおりでございます。UNCEDに向けていろいろな非常に多岐にわたる意見交換があつたということだけは承知いたしております。

○堂本曉子君 私が行ったことではなくて、事前
にこの会議に日本に対しての呼びかけがあつたというのを外務省としては承知していらしたかどうかということをお伺ひいたします。

○政府委員(丹波實君) どういふ呼びかけがあつ
たかにつきましては、突然の御質問でございますのでちよつと私、今承知いたしていません。
○堂本曉子君 先日、環境委員会で伺いましたら、

環境庁は一切承知していないというお返事で、き
うあえて環境庁にいらしていただいております。私、ここに二つ手紙を持っております。一つは日付が一九九〇年の十二月七日で、これはワシントンのエンバシー・オブ・ジャパンと書いてあつて日本大使館に宛ててのものでございます。そして、こゝで言つてゐることは、ぜひこの会議に日本からもその運営する委員会と申しましようかというところに女性を参加させてくれ。それからその次に一九九一年七月十日、これは外務省に宛ててミニストリー・オブ・フォーリン・アフェアーズとなつてゐます。そして、ミスター・アカオというお名前です。来ていますけれども、私はこれはUNEPの正式な手紙だと思ひます。こういった公式文書というものがワシントンから日本の大使館なりそれから外務省にこゝやつて正式に出て、これが途中で届かなかつたということは私はおしやれないと思つてゐる。

この間、そこに千五百人なり五百人なりの女性
が集まつてゐる中で日本の女性ほとんど皆無に等しいのです。ナイロビでの差別撤廃条約の国際婦人の十年の後ずっと日本の女性が入つていないのです。世界のうねりの中に、そして、その中へ参りまして、五百人集まろうが千五百人集まろうが日本人が発言する場もなければボードにも入つていない。ドラフティングコミッティーにも入っていない。ただ何百人という中の一人にたまたま私がいるというふうなそういう状態です。それが何年と続いた。やはり私たちは日本の女性としてそういうところへ参加する義務もあるでしよう。権利もございまして。そして、世界の女性と連帯して地球環境を守る。女性の方が生活の場には近いのです。消費者なのです。そういう女性が、政府の方がこゝに手紙をないがしろにしたことで私たち日本の女性が一切参加できないでゐた。これは一体どう理解したらいいのでしうか。これは大臣に伺ひたいのです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) よく事実関係がわか
らぬから正確なお答えができるかどうかわかりませんが、恐らく日本からも参加してもらいたいと思つてゐるのだが、どこへ手紙を出していいかわからないということで外務省によしたものでしうかね。

○堂本曉子君 外務省にも日本大使館にも、それ
からこの文面によりますと日本大使館にちゃんと大使館員を訪ねて話もしています。UNEPの人は、それと同時に、日本の寄附もしてほしい。だから、私が行ったときに聞いたわけですね。そんなに日本人がいはいはおかしいと。ナイロビのときは、この間、まさにサインなされたのは森山先生ですが、森山先生にドラフティングコミッティーにも入つていらつしやいましたかと伺つたら、最初からずっと日本は関与してゐた。それで、これだけUNEPに日本はお金も出し国連の二番目の拠出金を出してゐながら、一切日本はその中の決定権のところに参与をしないということはおかしいと思つてゐる。女性だからどうなのかということではなくて、さつき申し上げたように、まさに日本の人口の半分は女性ですから片肺飛行と私は申し上げたい。これが例えば温暖化の問題だったらこういうことが起こつたのかどうか。これは非常に不思議なことでございます。

ですからUNEPの担当者、ディレクターです
か、のところが何行つてどうして日本人は來ないのかと言つたら、あなたの国は私たちが皆さんと呼ばつた資金すら出さなかつた。確かに参加してほしいということと経済的支援をしてほしいということと両方書いてあります。日本は一銭も出してませんでした。そのことも私は大変恥づかしいと思つてゐます。多くの途上国の人が來るのに、それこそカナダだのノルウェーだのアメリカだのみんなよその先進国が出している中で日本はお金も出さない、参加もしない。そういう状態で私たちはUNCEDを迎えようとしてゐます。

最近、超党派で市民も全部で女性の連絡会と
いふのを私たちはスタートさせましたけれども、もう三カ月前でございます。ですから、これももつとずっと前にあつたわけですね。例えばパン

コクでアジアの地域会議も開かれました。そのときの名簿を調べましたら、男性の人がそこに参加しています。これではボードに日本だけ男性が入るわけにまいりません。

そういうことで、今後これは徹底的にお調べいただきたい。外務省に公式文書が来ているからこれだけ日本の女性がないがしろにされたということ、私は国会議員として日本の女性を代表する立場として、やはり先ほどのドミニカの話ではないですが、どうしてもきちんと知りたいと存じます。きょうは余り時間のない日なので先へ飛ばさせていただきます。

次に、GEF、地球環境ファシリテーターというのがございますが、今これはまた経済の問題で大変大きな話題になっております。UNCEDの試算によりまして二〇〇〇年までの間に年間一千二百五十億ドル必要だという試算があつて、事によつたらその四、五倍要るかもしれないと言いながら、その目標は専ら日本に向いております。日本はどういうお金の出し方をするのか非常に今難しい状況にあるというふうに思っております。このGEF、グローバル・エンバイロメント・ファシリテーターといいますが、これに絞って伺いたいと存じます。

先日、ナイロビでバイオダイバーシティの専門者会議も開かれましたが、私のスタッフが出席した限りではその中心的な課題は同じようにこのGEFだったということ。ほかの専門者会議でも同じようにGEFは問題になっていると思ふのです。大蔵省の方がその会議になかなかいらつしやらなかった。それで、それぞれの個別の会議でどういうふうな問題になっているのか、大蔵省は御報告を受けていらつしやいますでしょうか。

○説明員(溝口善兵衛君) GEFの参加国の会合は年に二回ございます。私も出席するのはその会合でありまして、そういう場でGEFの活動状況等が事務局から報告書として出されますので、その関連で私も聞いておるといふことでございます。

○堂本暁子君 それは世銀の理事会がその会だったというふうに私は了解しております。最近まで、ことしの二月十四日は特別にGEFのためにジュネーブで開かれたかもしれませんが、それまでは一九八九年からは理事会がその場に充てられていたというふうに了解しておりますけれども、間違つていないか。

ただ、途上国では非常にUNCEDの資金メカニズム、日本はこれから賛入会議も開かれるわけでございますから、そういった中で日本の資金、これはもう大変に注目されておりますね。年間六千億ドルなどというふうな話も出るということ。それを言われながら、日本にそういう視線を向けられてもそれはとてもというふうに思いますけれども、現実の問題としては日本への資金のメカニズムが非常に注目を浴びている。そういった中で、世銀の支配下でこのGEFが取り入れられていくというように対して大変に途上国は今危機を示している。そういうことは大蔵省としてはつかんでいらつしやうでしょうか。

○説明員(溝口善兵衛君) GEFは世銀だけではございまして、UNEP、UNDP、世銀の三者が運営に携わっております。そこで、GEFの基本的な運営の方向につきましては、提出国が集まりまして事務局から説明を受けてまして、そこで意見を言ひまして提出国の意見を反映するというふうになつておるわけでございます。

○堂本暁子君 一応UNEPとUNDPが入つてのことというふうになつておりますけれども、それから参加国も意見があるというふうになつていふと思ひますが、問題は実質的には世銀のボードで、今のところは別のボードがあるわけじゃございませぬ。同じボードでやろうとしているわけですね、理事会で。ですから、そういうのだとやはり今までの世銀に対して途上国は非常にトップダウンである、そしてその巨大プロジェクトの場合に環境的なアセスが少ない。これはもう国際的な一つの大きな世論になつております。そこに対しましてこういうことが入つてくるということに対して

危機を抱いているのであつて、今おつしやうた運営というのには紙の上では書かれていますけれども、実質的には日本としてはそういう運営でいいのかどうか。そして、その世銀の会議とかそういうところだけではなくて、もっと温暖化の会議ですとかそれから森林とか、バイオダイバーシティ、生物学的多様性条約とか、さまざまな条約の専門者会議に大蔵省はもつと出ていたでしてそういう国際世論を聞いていただく必要があるのじやないかというふうに私は思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(溝口善兵衛君) 世銀が関与いたしますのは、GEFのファンドは三年間で十億ドルというところでパイロットプログラムとして行われておりますが、GEFの活動は二つに分かれまして、技術援助とそれからプロジェクトに対する資金がございます。その資金の部分につきましては、プロジェクトが大きいような場合は世銀本体と資金が入るということでございます。その場合には世銀の理事会が世銀の融資分について議論をするということでございますが、GEFのコアファンドそのものはGEFの参加国会合で決まってくるものでございまして。

○堂本暁子君 きのう大蔵省からいただいた資料でいろいろパイロットのプロジェクトを見せていただきましたが、例えばフィリピン、トンゴナンの発電所ですとか、ここは私自身参りましたが、非常に硫化水素の汚染のあるところ。それから工業団地開発のための汚染が、これはODAで七カ国が参加したOECDのプロジェクトですけれども、そういったことが問題になつていてプロジェクトなのです。そういったところにこれは環境のものが入る。それはなぜかといへば、温暖化防止のプロジェクトとして入っているわけですね。でも温暖化は防止できるかもしれないけれども、一方で硫化水素の汚染があるわけ。そのことはもう本場に現実にかかっていることですね。そういったことが、ただでさえ世銀といふのはそれだけ環境スタッフはいないといふことで問題

題になつていふわけ。それはUNDPなりUNEP、いろいろありますけれども、こういうものを幾ら見てみてもその中に書いてあることはアドバイザ的な位置でしかないわけ。

そういうときに恐らく日本が最大提出国になることは間違いない。そういった場合に日本を途上国がどう目で見えるか。果たしてそういうふうな形で運営していいものかどうか。別のボードをつくるだけではないのかそれとも別な新しい基金にすべきなのか。今ではUNCEDのいわゆる資金メカニズムをこのGEFにしたらどうかということ。今まで議論は広がっているような時代なのです。そんなときに日本がどう出るかということ。途上国の人たちが必死になつて見ているということ。をやはり私はどうしてもわかつていたいただきたい。さもないと、日本がああ決めたことによつて、日本は金を出しているけれどもいつてまたこれが恨まれる種になつてしまふ。日本の出し方次第でこれはどつちにも転ぶことなのです。

そのためにはやはり国際世論を知る必要があるのではない。だから、世銀の会議だけではなくてもさまざまな会議に、外務省は出席していらつしやいますけれども、外務省や環境庁だけでなく大蔵省も知つていただく必要があるのではないかというふうに思ひます。

そして、特に途上国が危惧しているのは、先ほど多角的な外交というふうに申し上げましたけれども、やはりこういったお金のことにしてもその地域の住民にとって、時には政府の決定が住民の利益と反する場合があるわけ。そうではなくて、その地域の人たちにとつての本当の利益になる環境保全、これはあくまでも地球環境だけに出来るお金ですから、そういったものが当事者にとつても、こういった小さな公害被害といつたらあれですけれども、地域公害を出すような形のあり方というものは困るのではない。巨額なプロジェクトが十分な環境アセスがなされない中で出されて、これがその方便になつても困ると思ひます。

これは大臣にも多分私にもとても新しい情報でございまして、つい最近のことなのです。GEFがばつと問題になり出したのは、去年の五月に始まって以来パイロットの使われ方について大変途上国が危惧しております。賢人会議も開かれることとでし、そういった中で日本政府の何というのでしょうか、どちらにしてもよく大臣のおっしゃる言葉を使わせていただければ、日本は応分の役をしなければならぬ、資金を出さなければならぬ、いっとおっしゃっていらした。そういった中で、応分の出し方で今や下手をすれば途上国にむしろ非常に恨まれる側に回ってしまふ。あくまでもそこを考慮していただきたいということ、このGEFについて大いに認識していただきたいというお願いでございます。

もう一つは、PKOの委員会でしたけれども、大臣が第一義的に経済成長を考えたいと答弁なさったのを私は伺っていたわけですが、先日ノルウェーのブルントラント首相がいっぱいしました。ブルントラントさんの国連への報告の中のサステナブルディベロップメント、持続的開発の底流にある考え方というのはライフスタイルを変えていくことなのです。そして、多量生産、多量消費からもうと地球上の資源を共有していくことの重要性ということ、そのことをやっていかなきゃいけないというのがブルントラントさんの底流にあったと思います。

そういうことを大臣と話されたかどうか私は存じませんが、大臣が経済成長を最優先させたいとおっしゃったこと、そのこととこの開発、大変背腹の関係と申しますか、やはりどこかで経済の価格の問題とかそういった設定のされ方、それはガットのウルグアイ・ラウンドとも関係があることとすけれども、そういったところに何らかのもっと構造的な変化がなされないと、UNCED、環境サミットは成功しないのではないかと。そういう意味で、日本が世界経済の形成にこれからイニシアチブをとるのだとすれば、大臣の考えていらっしゃる経済的なものを今後の二十一世紀に

向けての環境ベースとしてどう考えか伺いたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 早速な例を申し上げます、例えば四倍などで火力発電所をつくるということに亜硫酸ガスの脱硫装置をつけるかつかないかというようなこととでしよう。我が国ではもう九割脱硫できる装置をつけていますが、そういうことをお勧めしても、何かコストが三割ぐらい高くなってしまうというところで発展途上国はつけたがらない。これも事実です。それが一基や二基ならいいが、例えば今後中国でたくさん石炭をたいて火力発電所をどんどんつくっていくということになる、酸性雨が日本に降ってくるというようなことなども考えられるわけです。

そこで、我々としては、今後公害を起こすと自分の国だけでなく他の国にも問題が起きますし、生産第一、経済コストということだけではなくて、むしろ健康被害が起きたりすればその被害を補償したり何かそういう点の方が余計お金がかかりますよと。だから、やはり公害は環境問題と一緒に話ですから、未然に防止した方が実際の社会的なコストは中長期で見れば少なくなりますと、こういうことで、そういう考えのもとに今後の経済協力というものは進めるべきではないかというのが私の考えなのです。

一方から言わせれば、そうするとお金を余計出せ、二割も三割も余計にかかるのでは余計とありえず出してくれと、こう言われる。出さなければ規模を縮小するのは嫌だということとで、まだ国際的なコンセンサスが得られておりません。おりませんけれども、非常に重要なことでございまして、私が今言ったような考えで経済協力等を行うときには同じ意見になれるように根気強く努めていきたい。やっぱり啓蒙啓蒙も必要ですから、大変勉強になりました。

○堂本暁子君 そのことはもうぜひお願いしたいと思ひます。私が申し上げたことは、むしろ日本の中の過剰消費をやめなければいけないのではないかと、経

済のライフスタイルの切りかえが大事ではないかということとです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そうですね。全くそのとおりです。

○堂本暁子君 どうもありがとうございます。

○黒柳明君 大臣、まずAWACSのことを伺いたいのですけれども、ブッシュ大統領訪日の後の声明の中で、両国とも早期警戒の重要性を確認し、日本側が早期警戒機の導入整備、これを検討する、アメリカの方はその支援に努力する、こんな声明が出ました。

ところが、今防衛庁の方では中期防見直しの中でどうもAWACSの導入をストップするのではなかろうか、こんな感触が強いわけでありまして、どうでしょうか、もしこのAWACSの導入をストップしますと、日米間の国際的約束のものが大きな破綻を来してまた新たな日米の亀裂をつくっていくのじゃないかなという感じがしますが、大臣、その点どう思いますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはまず防衛上AWACSがどうしても必要かどうかという問題の方が優先することであると。

(委員長退席、理事山岡賢次君着席)
したがって、そういうことでどうしても日本の防衛上必要であるという場合は私は導入せざるを得まいと。

そこらは極めて専門的な問題でございましてから本当は防衛庁に聞いてもらうのが一番いいのですが、外交問題との絡みということについてはまず北米局長から答弁をしてもいいと思いますが、今呼んでるところだそうですね。後回しにしても構いません、すぐ来ますから。

○黒柳明君 当然これは防衛の所管じゃありません、外務省の所管ですから。

このAWACSの必要性、これはかねてから防衛庁が待望していた問題でありまして、不必要であるということじゃなくして、いろいろな国際情勢の変化、中期防を見直しせざるを得ないような情勢、その中において、これはまだマスコミ辞

令ですから、政府、防衛庁が決定したわけじゃないですが、やっぱり私の感触ではこれは決定せざるを得ないのじゃないかなという感じがするのです。

それはさておいて、防衛庁長官の所管ですから、必要か不必要かということは、私が言っているのは、日米公約の中で、そうじゃなくても日米間いろいろなきすぎがあるわけですし、選挙の時期において何か日米間で利用されるといいますか、日本の政治家の発言なりいろいろなことが、そんなことでまたこれだけの大きな問題が、しかも総理大臣と大統領との国際公約で文書化されたものが後退したなんてなりますと、これはもう新たな火種どころか選挙上向こうに格好の最大の火種をつくってしまうのじゃないかな。こういう観点から、必要であるかどうか、これは必要をわけです。必要じゃないわけはないのです。これは外務大臣だって御存じのとおりです。それを前提にしてもしなくても結構です。私は、日米間の大統領と総理大臣のあの文書を踏まえまして、約束しているわけですよ、こちらが努力する、向こうも支援に努力すると。この問題について、もしこれが導入をしないとされたときには相当アメリカからまたクレームがつけられるのじゃないかな。こういう感触がするので、この点についてどう考えるかということをお聞きしている。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは黒柳先生と同じ感じですよ。同じ考えです。

○黒柳明君 黒柳先生と同じ感じと言ったって、私の中を内視鏡で見たような感じがすけれども、相当クレームがつく。

○国務大臣(渡辺美智雄君) やはりこれは相当な問題になるということとは間違いないという感じですよ。

○黒柳明君 それから当然大臣御存じのように、イージス艦の発注についてもキャンセルを検討かなど、これも同じくマスコミ辞令です。防衛庁が検討を決めたわけじゃありません。ただし、私はこれも決めざるを得ないのじゃないかな。この

ハイテクは全部アメリカのものを購入するわけですよ。そうなりますとAWACSもあるいはイージス艦も。イージス艦はその文書の中に書いていません。書いていませんけれども、これはもう前からの約束がずっと先行しているわけです。それは早期警戒のことですね。ですから、イージス艦もあるいはAWACSもなりましますと、向こうだっていろいろ予算がありますし、政治的ないろいろな配慮の中で日米間の話し合いをしてきたわけでありまして、これは別に私はキャンセルしなきゃいけないと言っているのじゃないのです。むしろそれよりも日米間の問題を非常に憂慮するということです。

それじゃ導入しない考えなのか、キャンセルしちゃいけないかという、それは私はそんなこと思っているのじゃないのですが、それと同じぐらいのレベルで今後日米間の当面のことを憂慮せざるを得ない、こういう観点なので、イージス艦もキャンセル、AWACSもキャンセル、これが必要であるかどうか、こういう問題はこれは必要であるに決まっているわけです。我が党は、しかもこの早期警戒などというのはこれはますます日本にとって必要だと思ふのです。いろいろな検討もしなきゃなりませんけれども、そういう中においてこれがキャンセルの方向になってたら大変なことだろうなと。

黒柳さんと同じなことでなくて、もうちょっとコメントをつけ加えてくれませんか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは約束したことを相手の了解なしにこちらがキャンセルすることはありません。

○黒柳明君 そうすると防衛庁は、もしこれを導入しなくなった場合には、日米間の話し合いを先行してよく向こうの理解を得てそしてやるのだ、これは当然過ぎるぐらい当然だと思ふのですけれども、それにしてもそんなことは今までやっていることです。それをやった上において非常に向こうの批判が来ているわけです。来ているケースが多いわけです。大変なことになると、

こう思うわけです。

さらに、きのうカリフォルニア郊外において在留邦人が刺された、こういうことありましたね。しかもその動機が、おまえたちがいるから我々の国は不幸なのだ、失業するのだ、こういうようなわけのわかったようなわからないような脅迫があった。しかも、それを動機に殺された可能性が強い、こういう報道がありました。これは北米局長あたりに果たしてそんな雰囲気などのぐらいいし出されているのかはつきり聞かなきゃならないと思うのですが、私の電話でのあれでは、こんなのは局部的であらう、これは非常にレアケースであらう、こういうコメントはつくもの、それだけでは済まされないような問題が総理大臣の発言、衆議院議長が発言、あるいはさきまアメリカのテレビがトップでそれを伝えるというような問題。

現に景気が下がっている、さらに選挙だと、こんなことで非常にいろいろな条件、日本パッシングじゃないのじゃないかなと云いながらきのうテレビやなんかで報道していましたけれども、これについても非常にやっぱり看過できないような、まして邦人の誘拐なりなんかも続出しています。中米あたりでは、そしてさらにアメリカと、そういうことがありますので、これは大臣、昨年の六月あたりですか、総務庁から外務省の邦人の援護に対しての救済の手がおくれているというようなことが出ていました。半年たっていますからそれはもう万全を尽くしたと思うのですけれども、そういうようなことも含めてアメリカにおける日本に対する感情的なこういうものが非常に高まっているのじゃないかな。その一つが見逃ごしできないような昨日の邦人の殺害ではないかな、こんなふうにも感じのするのですが、どうですか、大臣。これはもうそんなことはないよ、小さな問題だよと、こういうふうに見過ごしていられる問題でしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 昨日のカリフォルニア

アの事件が直ちに日本人憎しということにつながるかどうかは不明であります。不明でございいますからわかりませんが、しかし今、黒柳委員がいみじくもおっしゃったように、我々通常の日本人が考えている以上にアメリカの中において日本人に対する悪い感情が出てきているということは事実であって、いいとか悪いとかということとは抜きにして残念ながらそういうような感情が出てきている。これを冷静に受けとめ、助長しないようにいろいろ手を打っていかねばならぬ、そう思っております。

○黒柳明君 P K Oの問題ですけれども、何かけさの新聞でも一昨日の新聞でも各紙ともまたP K Oのことを取り上げていますね。

先般衆議院を通過して、今参議院に法案がある。これは原案のまま通過することは一〇〇%難しい。当然今からその所管大臣、一番の責任者が、これはもう通過するのは難しいよとか、しなくていいよなどということは口が腐つても言えない問題だと思ひますが、常識的にはこれは難しい。だから梶山さんの五項目で五条件ですか、これは特別なものじゃない、常識的なものだと思いますけれども、要するにP K Fについてはこれは難しいから。そうなりますと、あとは自衛隊が加盟すると丸腰の監視団までなのか、あるいは自衛隊加盟ということになる、これは与野党含めてソフトラディングはとて難しい。衆議院のまたあのがたがたの二の舞になる可能性がある。

こんなこともありますと、どうでしょうか、大臣としまして。これはもう与野党のいろいろな折衝がこれからあるからと。これはいざ知らず、大きく言うと監視団までなのか。自衛隊が必要だとすると監視団まで丸腰で、あるいは今のカンボジアの問題でもくしくも出ましたように、文民の活躍をする範囲が狭らもあるのだと。そうなりますと自衛隊を抜きにしても民間レベルだけでやれるものでもないのだ、現法案をどうしても後退しなきゃならない、修正しなきゃならない、その場合に大臣は与野党のこれからの調整というこ

とは当然のことですか。やっぱり最高の責任者ですから、今のお考えは修正するにしても後退するにしても、国際貢献何でもいいのだ、ともかくP K Oが成立したらそれでいい結構なのだというお考えも一つあるかと思うのです。いやいや国際貢献なんというのは何でもかきいというわけにいかない。国際緊急援助隊法はもう文民だって行ける体制、法律はできていますから、やっぱり少くとも自衛隊が参加しなければこれはだめなのだ、監視団まではと。そこあたりは大臣、今どういうふうにお考えですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は、最低限、現在のいろいろな制限を受けた中ではあるけれども、現行のP K O法案はもう野党の意見も入れて修正もしたわけでございいますから、その形でぜひとも成立をさせてほしい。国際貢献なら金だけでいいとか、それから文民だけでいいとかいうような考えは持っておりません。ぜひとも成功させてほしい。しかし、野党の間ではできることならばより多くの人が賛成に回ってくれた方がいいのでございいます。したがって、原案のままだけれども、運転免許と同じで、まあ言うのはやめておきましょうか、これ以上は、いずれにせよ、安心をした形で参加できるというようなことならそれでも仕方ないかと。

いずれにせよ、これは相手のある話でございいますから、今国対で大いに自公民の調整をやっているというように私は聞いております。本来ならば、無派閥といいますが連合といいますが、そういう方も御参加いただければなおよいし、社会党、共産党まで御参加いただければ満点だ、そういう考えです。○黒柳明君 国対での調整やっていないのです。私、参議院の公明党の団長ですから。全くやられていません。梶山さんだけの新聞情報で先行しているだけです。その点、私は心配しているのです。○国務大臣(渡辺美智雄君) これからです。これからやるのです。○黒柳明君 やっていると過去形で。まあ結構でしょう。

運転免許のところでその後が、何かいつもざくばらんであれするの、きょうはばかに慎重じゃないですか、外務大臣。もうちょっとざくばらんに話を聞けるのかなと思って私は期待していたのですけれども。

その中で安全ということになれば、これはやはりすべて社会党さんも連合さんも、まあ隣の立木さんのところまでは私はどうかと非常に疑問に思うのですけれども、もうこちらから向こうと猪木さんのところまではやれるとなるとやっぱり文民だけ。今、詳しくもカンボジアで必要な分野があるわけですから、これだったら完全に安全運転ですよ。大丈夫ですよ。そこあたりだったらもうソフトウェアもするし、そしてまたその次の国会を見る、選挙が終わった後。こういう便法だつてあるわけですよ。

ですから、私が何回も言うように、これから与野党の話し合いともう三回言ったのですが、それを前提にしてやっぱり外務大臣がどう考えているか、ここあたりがあまりいまいですと与野党の話し合いなんてまともはしません。中心になる人がしっかりした意見を持って、それを中心にして話し合いというものは進むのです。お互いに意見が違ふのですから、今のところは。まともな意見なんかないのですからね。おれはこうだ、おれはこうだと言っているのですから。心棒がまっすぐかりしてやらねえや。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 最低限度PKO法案の成立ということ。実行の仕方については、免許証はもらっても安全運転をする場合もございいますから、青葉マークなどというのは一例でありまして、そのやり方については御相談をしたいと思います。

○黒柳明君 最低PKO法案の成立ということになると、もうけさの読売に出していましたように、梶山さんが五項目を、あれも相当検討してやっているわけじゃないと思うのです。これからあれをたたき台にするのか、あるいは今までもあんなことは言われたことで、そんな大したものじゃない

と思うのですがね。

やはりPKOの成立となりますと、自衛隊抜き、非軍事、文民だけ、民間レベルと、これが一番もう可能性が強いんじゃないですか。こんなことは私が言うまでもなく。その線でもとめるということだったからこれはだれも反対しないです。まともな雰囲気も今できているのじゃないですか。それでもPKO法案を成立させるということには今の条件も入っている、こう見ていいわけですね。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 文民だけならば今でも何もなかったでできるわけですから。それではともかく世界の主要な国のみならずアジアの諸国が努めてくださるようなことはできない。したがって、カンボジアに対する貢献にしても、周辺のアジアの隣組の人たちがみんなやってくれるくらいのは日本もやりたいということでお話をしておるのです。

ですから、我々は組合の方等いろいろな方とも話をしています。個人個人はそれはもう当然だという人の方が多いですよ。ですから、これは堂々と国民に向かって物を言っていけば、参議院選挙に不利とか不利でないとかというようなことは私は逆だと思えます。私は堂々と国民の理解を求めていった方がいい。それは一〇〇%の賛成などというのはいり得ないのですから。そういうつもりでおります。

○立木洋君 外務大臣、朝鮮の従軍慰安婦の問題について改めてこの機会にお尋ねしておきたいと思うのですが、国会の中でも大分議論されました。ですから問題点はおわかりだろうと思えますけれども、私がまず最初にお尋ねしたいのは、朝鮮の従軍慰安婦の問題という大変遺憾な事態が起こったというのはこれは偶然でもない自然でもないと思えます。やっぱりその背景があった。つまり、国が関与してまでこういういまいましい事態が起こるといふふうなことになる原因といたしまして背景といえますか、それは大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはもう戦争とい

うものはまことに非人道的、罪悪を内蔵するものでありますから、問題は戦争にあると言っても差し支えないでしょう。

○立木洋君 そういう戦争ですね、つまり侵略戦争、そういうものが背景にあったと、これは私も賛成です。ただ、問題はそれだけではなくて、例えばそういう侵略戦争が仮にあったとしても、どこの国の民族でも日本が従軍慰安婦にできたということじゃないのです。つまり、植民地支配という問題が存在したということが結びついて朝鮮の従軍慰安婦という問題が起こったのではないのでしょうか。これは大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 従軍慰安婦の問題については、当時の資料によれば、日本人も当時の朝鮮人も台湾人も残念ながら記録にあると。

○立木洋君 いや、それが結局、他民族をそういう形で権力を行使して従軍慰安婦にさせるというふうな状態が可能になったのは、植民地支配ということと結びついているのではないのでしょうかというのをお尋ねなのです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 当時は韓国は日本に併合されておいて日本人の扱いを受けておった。したがって、韓国国籍でなくて日本人の名において兵隊にとられた。要するに兵役の義務ですね、それも課せられた。これも事実じゃないですか。

○立木洋君 朝鮮民族としての民族の主権が踏みにじられて、つまり民族の意思というものがなくなつてそれが日本人という形にさせられてしまつた。ですから、民族としての主権がなく、独立してないという状態であつたわけですね。だから、そういうのはやはり植民地支配というふうに言うのではないのでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そういう見方があるのも事実でございます。

○立木洋君 どうも植民地支配というのを認めになりたくないように承りますけれども、植民地支配ということとは歴史的事実ですから問題ないのじゃないですか。いかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 我々としては朝鮮併

合の条約というものは有効なものだというように、政府は一貫して当時はそのようにことを言っておたわけですよ。

○政府委員(谷野作太郎君) 若干つけ加えてさせていただきますと、大臣の御答弁のとおりでございますけれども、日本がかつて一時期朝鮮半島を植民地支配下に置いたということは、これはもう歴史のまごう方なき事実でございます。そういう事実を踏まえて、先生も御案内のように、日本政府におきましてはいろいろなレベルで、総理のレベルも含めてこれについて反省の念、謝罪の念を述べてきておるところでございます。

○立木洋君 結局、大臣、私が何もここで言わなくても十分おわかりだと思えますけれども、一九一〇年に朝鮮総督府がつくられて、その朝鮮総督府というのは全部日本の陸海軍の大將がやつたわけですね。その人たちの発言の記録なんかを見ても、朝鮮人は服従するかさもなくば死を選べとさえ、私は名前が挙げませんけれども、ある大將が述べているということもあつたわけですよ。その後いわゆる創氏改名の問題から徴兵制から何から全部朝鮮民族としての主権が完全に踏みにじられた。そういう状況の中でこういう従軍慰安婦の問題というのが出てきているわけですよ。

だから、植民地支配ということと侵略戦争ということがやはり根底にあるわけで、ここについての十分な反省ということ、これまでの日本政府のつてきた間違いとして十分に反省されるということが根本的には朝鮮民族との関係を正しくしていく根底になければならないというふうに考えるのですが、どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 政府としては、今までも朝鮮半島すべての人に対して過去の我が国の行為については深い反省と遺憾の意を累次におたつて表明をしております。

○立木洋君 ですから、やはり侵略戦争ということと植民地支配という問題については厳密にその事実を明確に反省するという観点に立つて受けとめるということが必要だと思うのです。何かそう

いう言葉を避けるというふうな姿勢は、大臣、今後ともとらないで厳格な対処をしていただきたいということをおきたいのです。

さてそれで、この植民地支配というのはい体いつから始まったのでしょうか、何によって始まったのでしょうか。

○政府委員(谷野作太郎君) 御存じのとおりでございますが、日本の植民地支配に法的に置いたのは一九一〇年の日韓併合条約、これが契機だと思ひます。

○立木洋君 そうしたら、そういう植民地支配、つまり他民族の主権をじゅうりんと民族としての主権を全く奪い去ってしまったその併合条約というものが、いわゆる合法的に相手の了解も得て相手尊重したという何か対等な立場で結ばれたかのようにいまだに主張するといふふうなことになる、それは矛盾するのじゃないでしょうか。つまり、その併合条約それ自身がいわゆる不当な条約だったということを明確にさせることが必要ではないでしょうか。

○政府委員(柳井俊二君) ただいま御指摘の点につきましては今までのいろいろな機会に政府側から御答弁申し上げておりでございます。法的には一九一〇年の条約も有効に締結され実施された条約であつたといふことを今まで述べているわけでございませう。ただ、その問題と当時の政治的その他の背景というものはこれはまた別な問題であるといふふうに考へる次第でございます。ただ、法的には有効に成立した条約であつたといふふうに考へております。

○立木洋君 つまり、柳井局長、法的に合法的だったといふふうな言い方を主張するといふことは何かそれが極めて正当性を持つていたかのような根拠づけになるのであつて、法といふのもこれは悪法といふのだつてあるのだから、人類を殺りくし他民族の主権を完全に奪い取るような法律といふのはこれは悪法なのです。だから、そこでの反省が、何か合法的に併合条約が行われたという形で

それを正当化しようとすることは反省すべき立場とは矛盾するのじゃないですか。

○政府委員(柳井俊二君) その点につきましては先ほど申し上げたつもりでございますけれども、法的な問題として当時合法的に成立したといふことは歴史的事実だつたと思ひます。ただ、その問題とこの朝鮮の併合といふことが道義的、政治的にどうであつたかといふ問題とはまた別なものであらうと思ひます。その点の後者の問題につきましては、先ほど大臣から申し上げたとおりの反省といふものを現在政府としてはしておるところといふことでございます。

○立木洋君 柳井さん、だんだん声が小さくなるけれども。

一九〇五年の保護条約、これについては、当時の韓国の大臣が逃亡しないように日本の軍隊の監視の中で、そして日本側が相手の国家の印章まで確保して完全にそれで調印させるといふふうなやり方といふのは、幾ら合法的といつたつてこれは軍隊がバックにあつて力を背景にして相手に調印を迫るというやり方なのです。そういうことを引き継いで併合条約といふような問題になつていくわけですね。だから、あのバルト三国でスターリンがああいう強制的な軍隊をバックにしていふやうなその国の主権を侵害して併合したといふやうなやり方は、あのときは盛んに正当だと言つてきたでしよう、ゴルバチョフも。しかし、正当じゃないのですよ。やはりその民族の主権を侵害して認めない、いふやうな植民地支配だつたといふこととまで反省して植民地支配の始まりが一九一〇年にあるといふことが言われるならば、あのときやつたのは力を背景にして軍隊を背景に置いて他民族の主権をじゅうりんとした条約だつたといふことを明確にするのが首尾一貫性のある反省の立脚点になるのではないでしようか。

もう一遍、もう条約局長がそういうふうにおつしやることはわかるけれども、どうですか、感じとして。大臣、法律だとか何とかといふことを披

きに、政治家としてその問題についてはどういふふうな判断をお持ちなのか。

○政府委員(柳井俊二君) 歴史的に見ますと、いろいろ軍事實力その他の圧力を背景に交渉を行いあつたといふことが多々あるわけではございません。現在の国際法に照らせばそのようないふことはやつてはならないといふことになりまして、たゞ当時の実定国際法としてそういうことが許されたかどうかといふことになりまして、少なくとも法的にはそういうような条約も有効に成立したと當時はされてたわけでございます。

ただ、そのことと現在政府がどのように反省しているかといふことは別なことでございまして、その点につきましては先ほど大臣から明確に御答弁のあつたとおりでございます。

○立木洋君 局長が述べられる点はそこまであたりかもしませんけれども、確かに第二次世界大戦でできた国連憲章の中で初めてすべての民族の自決権といふのが明記されたわけですね、国際的にも。それ以前には先進国における民族の自決権といふのはあつたにしても、おくれた国における主権、民族の自決権といふのは認められないといふやうな時代だつたといふことを言うならばそれはそうかもしれないけれども、しかし少なくとも今日の時点に立つた深刻な反省といふことはあつてしかるべきだといふ点は、あくまでも併合条約を合法的なものと認めていふやうな認識を与えるやうな立場をいつまでもとるやうなことはしないといふことをやつたり今後ともよく検討していただきたい。そうしないと国際的な貢献といつてもアジアの諸民族に対してそういう状態をやつてきた日本の国家がそれに対して十分な反省に立たないといふことになれば、幾ら国際貢献といつたつて国際貢献の根底が崩れていくでしよう。

だから、そういう点については大臣によく御検討をお願いしておきたいと思ひますが、いかがでしようか。何とか最後に一言おっしゃつてくだされうか。○國務大臣(渡辺美智雄君) 時代とともに人権尊重の尺度が変わつたといふことは事実だろうと存

じます。先進諸外国の中でもたくさん植民地を持ちいろいろなことをやつてきた国もないわけではございません。しかし、国際連合ができて民族自決権といふ問題が新しい角度から取り上げられた今では尺度が違つたといふことは言えると思ひます。

○立木洋君 だから、そういう点に立つてやはり十分に反省するといふところまで言つていただければ百点だつたのですけれども、それは抜けてしまつたやうですね。ぜひその点をお願いいたします。それで、もう一つちよつとこれは別の問題でございまして、リビアの問題について先般安保理で七百三十一決議が採択されております。この問題といふのは、一九八八年、一九八九年、パナナムとかフランスの航空機がいわゆるテロに遭つたといふ問題で、これについての捜査に協力するやうにというリビア政府に対する要請がなされ、それに対して事実上人の引き渡しを要求するといふ決議が七三一で満場一致採択されているわけですね。その後、この問題についてリビアの政府も、それについては私たちは協力しようといふやうなことを公式には発表してはいますが、順調に進んでいるかどうかといふのはいろいろ問題があるやうであります。

その後の経済制裁に移るかどうかという問題が論議されたり、あるいはヨーロッパなどの幾つかの新聞では、アメリカの国防総省としてはリビアに十分な反省の色が見られないならば爆撃を行う可能性も検討されているといふやうな新聞報道がなされておりますが、こういう実態について日本政府はどのように把握されているのか、またそれに對して何らかのアクションを起こし、何らかの申し入れ等々を行ったのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○政府委員(丹波實君) 先生おっしゃいますとおり、先般一月二十一日に安全保障理事会は決議七百三十一号といふのを全会一致で通しまして、その要旨はもう先生御承知でございますので全文はあれしませんが、要するにこのリビアのパナナム機、UTA機の破壊に関する行為を非難する

と同時に、リビア政府が関係国の要請に実質的にこたえていないことに遺憾の意を表明いたしました。この犯人の引き渡しというのを要請しておるわけですが、その後この決議の実行の問題に對しまして、国連がサフランチュクという事務当局の者をリビアに送りまして二回にわたって会談を重ねておるといふことを承知いたしております。その結果まだ結論は出ておりませんが、特に米英仏が関係当事者であつたわけですが、事態の推移を見ておまして、今後どういふ行動をとるか事態の推移を現ながら検討中である、こういうふうには承知いたしております。

私たちも随時、現在安保理のメンバーでもございますので、米英仏から情報を取り、かつ時には、御承知のとおり、この間リビアの代理大使を中近東局長が招致いたしまして申し入れを行つたり、ニューヨークにおきまして波多野大使がリビアの大使と会談をいたしたり、いろいろな方面から情報を取りながら今後の推移を見詰めているという状況でございます。

○立木洋君 もちろん私たちの場合に完全にリビアが国家テロとして行つたのかどうかということとを判断する材料は持ち合わせていませんけれども、しかし少なくともどのような国であれテロを行つたということには我々は完全に賛成できませんし、これは厳しく糾弾されなければならない問題だろうと思つております。

しかし、今の状況の中でこの問題についていゆる武力によつて解決しようというふうな動きに進展していくならば、これはやはり短絡に過ぎるので、もう少し正当な解決の方法というものを追求することが必要だろうというふうな思ふので、日本も安保理に参加しているわけですから十分に事態を把握して、いわゆる急ぎ過ぎた戦争などというふうなことが言われないように武力の行使については慎重をきわめるように、そういう点については十分な配慮ある態度を日本政府としてはとつていただきたいと思います。そういう役割を日本政府としても考えていただきたいと思います。

○政府委員(丹波實君) 私が、私たちがと申しますか承知をしておりますところ、米英仏もこの七三が履行されないからすぐ武力的な行動に出るとは現在のところ考えておらないと思つております。もし次の行動というものが、理論的にございませぬ、もし理論的にあり得るとしたら、それは例えリビアとの間のエアリンクと申すのでしようか、航空機の乗り入れを例え停止するとかあるいは経済的なその他の措置を呼びかけるとか、そういうことを次の段階としてはあるいは理論的には考えておるのかもしれませんが、繰り返しますけれども、次の段階としてすぐ武力行使というところまでは考えておらないと私たち承知いたしております。

いずれにいたしましても、リビアと国連とそれから国連加盟国との間でこの問題が円滑に、と申しますのは、テロというものは断固糾弾されなければならないという、そういう観点はあくまでも失われない意味でございますが、円滑に解決するという方向で物事が進んでいくように日本としても努力はいたしますし、そういう方向で国際社会にも働きかけていきたいというふうな考えております。

○高井和伸君 副総理そして外務大臣に外務委員として初めて質問する機会でございます。少し唐突かもしれませんが、今の日本の外交を担当なさつておいて政治改革との関連でどのような御感想をお持ちなのか。日本の政治改革がしっかりとできていないので外交はやりにくくしてしまつて、あるいは今のままではいいのだ、あるいはもう少し何とかならないか、いろいろお答え想像できるのですけれども、端的に言ひまして、米ソの対決のもと、冷戦のもとで政治の仕組みがこれまで行われてきた。それが氷解した後、ある意味では日本がアメリカとの関係だけを主として考えておればよかつた時代から広くグローバルに見なければいけないというときに、各政党の綱領なりそういったものがかなりドグマチックになつてしまつていて動きづらくなつていゝのではなからうか。そういうことで、外務大臣に御就任になりさら

に副総理として、政治改革も目指しておられる内閣におられる立場からどのようなお考えをお持ちなのか、御意見を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 日本の政界において私が残念だと思ふことは、防衛とか教育とか、そういうような点についてはほぼ考え方が同じというところまで政党の政策が近寄つていない。特に、長い間我が党は日米安保基軸ということをやつて、自由主義経済、自由主義貿易と。それに対して一方は安保廃棄、安保は認めないと百八十度違つておつた。こういうことではなかなか政権の交代といつても西と東を向いていゝような話ですからうまくいかなかつた。

○高井和伸君 続きまして、今の続きにならうかと思ひますけれども、米ソがそれぞれ核兵器を保有し、その抑止力によつてある意味では国際関係が確立されてきた。そういう中で、現在米ソの東西の冷戦構造が解消されて、ある意味では米ソが核兵器を使うということ自体避けられそうなきが核兵器を使つて、他方、旧ソ連においては、経済的な破綻から兵器を第三国へ売却するといふような事態がかなりいろいろな面で見られていゝます。それで、当面のところ、核の問題に行く前に通常の戦争あるいは航空機、軍艦といったものが外貨獲得のために売却されているといふようなことを聞いております。

○高井和伸君 旧ソ連が解体してそれぞれの国が独立国家になつた。核の今の所在はロシアが中心で、それ以外にもウクライナ、カザフ、ベラルーシといふところにあると言われている。そういうものが現在どういふ状況になつていゝのか。あるいは撤去されたのか廃棄されたのか。そういうことがどのような事実になつていゝのか確認する必要があると思ふのですが、日本が確認するわけにはいゝかない。やはり国際的にそういうことを確認する必要があるのじやないかと思ふのですが、現状はどうなつていゝのでしょうか。

○政府委員(兵藤長雄君) 今、先生御指摘のとおり、戦略核につきましてはロシア連邦のほかにウクライナ、ベラルーシ及びカザフスタンに所在するといふことは周知の事実であるわけでございますが、この戦略核につきましてはなおこの四共和国の中に配置が依然としてなされていゝ。しかしながら、ウクライナとベラルーシにつきましてはやがてこの戦略核も廃棄して非核国になるといふ、そういう意図表明がなされていゝわけでございます。戦略核につきましては、かつてはかなり広範に旧ソ連邦の中に配置されていゝと推定されるわけでございますけれども、本年二月一日の米ロ首脳会談の際の記者会見におきましてエリツィン大統

領は、ウクライナ、ベラルーシにはいまだ戦術核が存在しており現在中央への移転作業中である、カザフスタンからは既に戦術核を撤去したということを書いておられます。

○高井和伸君 核兵器の旧ソ連における廃棄という側面ではどんな進行状況になっているのでしょうか。

○政府委員(兵藤長雄君) この問題はアメリカを初め西側諸国の重大な関心事でもあるわけでございますけれども、核をどういふふうな廃棄させるかということについての具体的な話はまだ進んでいないというふうな承知いたしております。

○高井和伸君 いずれ核兵器が廃棄される場面になりましたときに核弾頭の処理が問題になってくる。そうした場合、ウランあるいはプルトニウムというものが出てくる。こういったものの管理というが拡散を防止するといふか、こういった措置、日本としてもはやりしているわけにいかないというときに、こういったことの危険性の大きい今の旧ソ連の経済状況から見ても、ロシア連邦の状況からいって、第三国に流出することを抑えることは絶対に必要だ、こう考えるわけですか。

○政府委員(兵藤長雄君) その点につきましては、まさに先生の御懸念、御指摘と私も認識を全く同じくするわけでございます。そういうことでございまして、十二共和国、具体的には現在のところ十一でございまして、国家承認を行って、軍縮の義務の誠実なる実施ということもおの申し入れたわけでございまして、特に頭脳流出、技術あるいは頭脳が流出していくということにつきましては我が方も多大の関心を当然持つわけでございます。

この点につきましては、最近米国、ドイツ並びにロシア連邦三國が国際科学技術センターの設立構想というものを提唱いたしております。私も政府の部内におきましてこのようなアイデアを建設的、前向きな方向で検討しつつあるところでございます。

○高井和伸君 また、ロシアから日本へプルトニウムなどの売却の意図があるというふうな言われ方も私も聞いていますので、政府としてはどのようなお考えなのか。そういったことを耳にしているのかしていないのかを含めてお答え願いたいと思います。

○政府委員(兵藤長雄君) 具体的にプルトニウムの売却の申し出が日本政府に最近なされたという話は私は承知いたしております。

○高井和伸君 先ほどは頭脳流出の問題への対応をお話しになっておられましたけれども、将来、現実的に核物質、プルトニウムなどが余って、原子力発電に使うというふうな方向が考えられるわけですか。ある意味では、これを原子力発電に使うというふうなことで軽水炉などに持つていくというふうなことになるかと、それはもう核拡散がどういふふうな形で決まってくるわけですか。そして、五キロぐらいあれば核爆弾ができるというふうな厄介なものである。こういったときにこの存在にどう国際的に対応していったらいいのか。先ほど大臣もおっしゃって、側面を含めて、もう少し先を読み込んだ方向で言おうという対応を政府としてとられるのでしょうか。

○政府委員(兵藤長雄君) 確かに今先生御指摘のとおり、核兵器が解体廃絶された後に出てまいります核燃料をどうするかということは、大変に各国とも重大な関心を持っているわけでございます。非核三原則を国是といたします我が国は、少なくともこの核物質の平和利用を進めるべきだという前提に立ちまして政府部内でも検討を開始した段階でございまして、

まだ各国とも国内でいろいろなアイデアを検討しているという段階でございまして、今後、西側諸国とも協議を進めつつ、日本がどういふ貢献ができるかということを検討してまいりたいと考えておるところでございまして。

○高井和伸君 核弾頭をプルトニウムにする手続においてかなり技術者が要する。その技術者がかなり流出しているというふうなときに、やはりそのまま核弾頭としておくよりは元の核物質に戻した方がいいたろう。そういったところにも日本が国としての対応があるかと思うわけですか。

○政府委員(兵藤長雄君) 先ほどの局長の御答弁にあらうと、平和利用という側面、プルトニウムの徹底した平和利用、それは武器として使わなくて人類の幸せのためのプルトニウムの利用という側面を日本国が中心になって国際条約をつくること、そういった方向でもう少し積極的な位置づけをした上でそれを支援する対応を打ち出されたいかかと私は思うわけでございまして、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 核弾頭から取り出したプルトニウムが今どこで使えるかといつても、そう簡単に使い道が実際にはない。高速増殖炉のようなのは我が国にもありません。実験炉程度のものはございまして、取り出す方法等についてのノウハウというものが果たしてあるのかないのかよくわからない。それが現状です。何か我々の聞いた範囲では、あれを解体して平和利用をするには莫大な金がかかるというのを言っている方もあります。いずれにせよ、しかしそれは専門家の意見を聞かなければなりません。

そういう意味で、私は世界の科学者、それに精通した科学者が集まって相談をするような場をつくってはどうかということをおっしゃったわけでございますが、ドイツのゲンシャーさんなどは、とりあえずロシアにおけるところの核に携わった科学者が頭脳流出しないために、また平和利用にその知恵が何か使えないかというふうなことで基金のようなものをごしらえて、世界から協賛を得てという勉強をひとつ高額のサラリーを与えてやろうというところをアメリカなどと相談して呼びかけようとしておられるところでございますので、そういうものには積極的に参加したいと考えております。

○高井和伸君 P K O 法案について総理が国連の安保理で成立をいわば公約されたというふうな私どもも理解しております。そういった背景のもとで連合参議院におきましていろいろな検討しております。やはり国際貢献は必要だ。先ほどともカシボタの話が出てきました。そういったときに、私もやはり原点に立ち返って、自衛隊とは別個の組織、そして参加の範囲についても停戦監視までというふうなところで、もちろん事前の国会承認というものを入れた上での方で従前から対応してまいりました。

そういったことを含めて、より広い、決して楽でない P K O 活動、従前の幅の狭い P K O 活動にやなくて、だんだん民生部門、災害復旧それから国力の増強というふうなところでの P K O もあるだろうし、そしてまた戦火がやんだ直後の非常に危険な状況の現場に行かなくていいかという側面からいって、ある程度、単に民生で民間人だけではないかという面も理解できるところがあるわけですか。そういったときに、今まで総理も外務大臣も再修正のことにつき、先ほど黒柳委員の御質問に第二弾の答弁としてかなり柔軟にお考えのようでございますけれども、なお一層の国民の総意を結集するような形で、従前より一歩進んだ形での P K O 法案の成立ということも国際公約上もかなり重要だろうというふうな思っているわけですか。

繰り返しになるかもしれませんが、私も、私どもの考えているスタンスを踏まえてのお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 現在の P K O 法案というものは非常にいろいろな制限がつけられておつて、よく理解をしていただければ何ら心配はないと我々は考えておるわけですが、

しかしながら、まだ非常に国民の理解も足らないというのであれば、P K O 法案は成立をさせていたのだと、その一部について安全運転から始まったのだというふうなことも一つのアイデアかなというところを申し上げたわけでござい

す。しかし、PKFとPKOとを切り離すということはこれは本当に余り意味をなさないことだという意見のあることも事実でありまして、したがって法案からは切り離せないが、何かそのところ青葉マークみたいなことでもあるのかなという感想を申し上げたわけでありまして。

○猪木寛至君 最後になりましたが、もう少しなのでひとつよろしくお願いいたします。

きょうは予定になかったのですが、先ほど同僚の久保田議員からドミニカ移民について質問がありまして、コロンビア法というように私も最初は初めて聞いたのですが、実際私も一九五七年だったかブラジルの方へ移民という形で行きまして。我々はまだ子供だったので、行く前は本当に楽園に行くような話で向こうへ行ったわけですが、行ってみると大変厳しい状況で、コーヒー園に入植しまして非常に、この言葉がいいかどうか、本当に奴隷同然のような生活を体験いたしましたので、大変感銘深く聞かせてもらいました。当時の多分戦後の中で、ああいう状況の中で移住関係というの十分でなかったと思いますが、いまだにそういう苦しんでいる人がいるということは、私もそういう体験の上から大変感銘を受けました。

そこで、その当時私が体験した土のかかわり合いというか、農業に従事しましたが、大変その当時から土の荒廃というのがどんどん進んでおりまして、我々が入植して運よく大豊作で農業をやめた直後に大凶作が訪れて、我々と同行したやりの移民の人たちが自殺をするという大変悲しい事件がありました。そういうことで私は土に愛着を持ったということから、大変職業とイメージが合わなかったかもしませんが、土の活性化ということをやるときようまでやってまいりました。そんな中で、今本当に世界を歩いていると世界の土の荒廃というのが非常に進んでおります。ですから、これから人口がどんどんふえる問題と同時に、農業生産の低下ということが大きな問題になってくるのではないかなと思います。

そこで、今度六月に行われます環境サミットに

ついては大変私も期待をしながら、もう何年も前から私なりの調査をしまして情報をとってまいりました。世界の経済は、農業基盤が緩んだときに世界経済自体も弱くなるという言葉がありますが、私自身の体験の中からも、日本は本当に輸入国で、今ある意味では大変円も高くなったということその辺は余り重要視されていらないように思います。

一つデータがあります。世界の食糧繰り越し備蓄というところで一九八七年四億六千万トンあった。これが年間通しますと百二十億というところだ。それが年間で減っていきます。六十二億と。これが約半分までいまませんが六十二億というところで低下しているのですが、今の状況から将来というこの二、三年の間にどこかで大変な干ばつが起きたりするとそれが一遍に減ってしまうような状況にあるということ聞いております。

そういうことから、今回環境サミットを何とか成功していただきたいと思うのですが、実際に私自身ブラジルに先月も行ってまいりました。そして、その環境会議の準備という状況を見てまいりました。これは大変残念なことに資金がないということから十分に準備が進んでいないというのが現状だと思っております。そこで、モレイラ経済相という人が二十三日の新聞でインタビューしておりまして、ドイツと日本にぜひ資金的な協力を強く要望したいというインタビューがあるのですが、日本としては環境会議に関する支援をする態勢をとっているのか、またブラジル側からこういうことをしてほしいというような要請が上がつてくるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(丹波實君) 私たちもこのブラジルの国連環境開発会議はぜひ成功させなければいけないというふうな考えておりまして、御承知のとおり、外務省としても二人の大使をこの準備に充てておるわけでございますけれども、今の先生の御質問につきましては、例えばこの会議の準備あるいは事務局の支援のために百五十万ドルの拠出を表明いたしておるわけでございます。

してはブラジル政府がやっておるわけでございませうけれども、準備が必ずしも予定どおりにはかどっていないというのを私たちが聞いておりまして心配いたしておりますが、この作業そのものにつきましてブラジル政府の方から日本に何とかしてほしいという要請は現在までのところ来ておりません。

○猪木寛至君 要請が上れば日本としてはどういう考えを持っておられますか。

○政府委員(丹波實君) 国家作業グループと呼ばれておりますけれども、ブラジルといたしましてはこの国家作業グループがUNCDEの六月までにリオセントロの建設その他は進めるということを繰返し私たちに説明いたしておりますので、現在のところ外国にこの会議場の準備、建設その他の援助を要請してくるという予想は立っておりません。

○猪木寛至君 今、中南米に限らずODAといったような資金が、援助したはずのものが逆に途上国、借りた方からすると大変重荷になっているというところで、実際にこれは民間も含めて返済不能というふうな状況に陥っていると思うのですが、一つは環境スワップというのでしようか、そういうような利息というものを例えば棚上げにするとあるいは放棄するとか、また資金を条件づけで環境に使うとかというふうな、新聞に一部報道されておりますが、そのような方策をやらないう限り、今後この対外債務で苦しんでいる部分は実際には返つてこないお金かもしれない。

そういうようなことから、この辺について大臣はどういうお考えでしょうか。一回日本の債務を放棄してしまうというのは難しいかもしれませんが、日本が環境リレーシップをとれということからした場合にそのような考えは。

○政府委員(丹波實君) この点、先ほど環境問題との絡みでお話が出ておりましたけれども、世界の環境問題解決のために開発途上国に対してどのような援助、実は開発途上国自身は援助ではなくて補償だということを言っていますが、まさにそ

の辺のところから出発いたしまして、先ほど議論になっておりましたGEFを使い、それを改善した形にするのか、あるいは開発途上国はグリーンファンドという別のものをつくれということをおっしゃる、あるいは先生自身がおっしゃっておられる債務との絡みの議論もありまして、今まさにこのUNCDEの開催に向けて資金協力につきましてはいろんな側面から議論が行われておるところでございます。

日本といたしましては、そういう推移を見ながら、どういふ対応のメカニズムが一番いいかということをお私たちが現在研究しておりますという状況でございます。

○猪木寛至君 とにかくことは環境ブームというか、ありとあらゆる人が環境問題を訴えるわけですから、その実、政治家、学者を含めてある意味では警告を発するけれども、その答えを持っていないというのが現状だと思っております。私自身いろいろ研究グループをつくりまして、先ほど言った土地の浄化、水の浄化、それから工業排水を浄化するというのがかなりいい方向で今進んでおります。そんなような民間でも今相当進んだ技術を日本は持っております。

私は、やはりPKOも大変大事だと思っておりますが、同時にこの環境のPKOというか、これならば世界からだれからも反対されない。喜んでもらえる。その辺はなかなか情報というものが政府に上つてこない部分もあると思うのですが、その辺をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、ワシントン条約についてちょっと触れたいと思うのですが、これは二十六日の新聞ですが、「象牙や毛皮の密輸防止」というのが出ております。これはトラフィック・ジャパンという不正取引を監視する団体が挙げている部分ですが、私自身ちょうど一年半前にブラジルに行きましたときに、ライオンタマリンという絶滅寸前のお猿さん、これも何回もこの委員会でも話しましたが、このたび来月ぐらいに日本に入ってくることになりました。何とか日本で増殖をやってくださいとい

いうことなのです。

一つまだ私わからない部分があるのでお聞きしたいのですが、ワシントン条約に関して日本はまだ大穴だらけという記事が出ておりますが、どの辺まで日本は条約に関する部分というのが整備されていきますか。

○政府委員(丹波實君) 整備というお言葉のあれにもよりますけれども、実は日本がワシントン条約に加入したときには十種の動物につきまして留保を付しておいたわけですが、その後留保を非常に少なくしてまいりまして、再来年の七月にタイマイにつきましての留保を撤回することになっております。そういったしますと日本の留保は鯨六種のみということになります。入ったときに比べてワシントン条約の執行につきましての日本のまじめな努力というものが相当国際的にも認められるような状況になってきているのではないかと、うふうに私たちは考えております。

まさにそういう状況の中で三月二日から日本の京都でワシントン条約の締約国会議が開かれるということでございます。

○猪木寛至君 これもやはり新聞の記事で、「クロマグロ規制案 外相が撤回求める」という記事があるのですが、私はちょうどクロマグロに関して地中海の方の情報をいろいろとりましたが、これは地中海に入ってくる前にまだ成長をし切っていないものをとらんとてしまふ。地中海に入つてすぐと中を回つてトルコからモロッコ沖を通つてまた外へ出ていくということですから、これは要するに産卵をする前にとつてしまつたり、産卵をした後に定置網という形で引き込んで、養殖というのでしょうか、えさを与えて四カ月ぐらい飼育をして日本の市場へ持つてくる。

これは日本として、我々が持つてくる情報ではワシントン条約にまだそんなにとりたてて触れるほどの問題ではないという気がするのですが、大臣は撤回を求められていますね。これについて意見交換をする場を設けるという提案があつて大臣は同意されたということですが。

○政府委員(丹波實君) ちょっと事務的にその前に。

この点につきましては、スウェーデンが大西洋のクロマグロというのは絶滅の危機に瀕しているという主張のもとにワシントン条約の附属書に記載すべきだという提案をしておるわけでございます。ただ、この大西洋のクロマグロにつきましては最も詳しい国際委員会というのが存在いたしております。それは大西洋まぐろ類保存国際委員会、まぐろ類に関する国際委員会、ICCATと呼ばれておりますけれども、このICCATはスウェーデンがそのような提案をいたしました直後、すなわち昨年の十一月二十九日にワシントン条約の事務局に對しまして書簡を提出いたしております。その中にいろいろ言つておりますが、結論として、大西洋クロマグロの種はICCATによつて効果的に管理され得るものであり、絶滅のおそれがあるという議論には正当性がないということをおつておるわけですね。

したがいまして、まさに外務大臣はこの点を踏まえましてこの間スウェーデンの貿易大臣に對して、ICCATがこういう認定をしておるではないか、したがつてこのスウェーデンの提案というものは引つ込めてほしいということをお大臣から要請申し上げたという経緯でございます。

○猪木寛至君 もうちょっと質問をしたいのですが、時間がなくなつてきましたので最後ですが、兵器は外貨の獲得源ということでエリツイン大統領が記者会見をしておりますが、今兵器の削減というところで動いている一方、これはソ連に限らずやはり武器輸出国というのが従来あります。その辺が一向に考えを改めないというのか、どうしても経済と関係してくる部分で、この部分についてソ連がこれからその輸出をやめれば百五十万人の失業者が出るという記事がまた別にありますが、当然そうすると日本は援助しても何か赤字の中に火に油を注ぐような感じの結果になるのではないかなという気がするのです。

その辺は私もまだ十分な情報がありません。

で、ちょっと情報を聞かせてください。

○政府委員(兵藤長雄君) ソ連はかつて最大の武器輸出国であつたわけでございます。おっしゃる通りにまたこれが重要な外貨の獲得源になつてきたことも事実でございます。この点につきましては、二月十二日のジュネーブの軍縮会議におきましてコズイレフ外務大臣が、今後ソ連が武器を海外に売却する際には次の三つの原則に従つてやりたいということをお示しいたしました。

一つは、九一年の十月に國連の安保常任理事國五カ國の間で合意されたときとされます中東地域武器輸出の自主規制に関するガイドラインというものがあつて、それに従つてソ連もこれからは処理していきたいということが一つ。

それから二番目には、これは日本がイニシアチブを発揮したわけでございますけれども、通常兵器の國際移転に関する國連登録制度を支持して、これに従つて必ず登録を行う用意があるということ。それから三番目に、ロシアは兵器取引については商業ベースでの協力は依然としてオープンだけれども、特定の國に兵器供給を行わないという國際社会の決定がある場合にはこれを遵守する。それから大量破壊兵器の供給や地域の安定を損なうような兵器の供給は行わない。

この三点を明らかにしているわけでございます。これが現在のソ連の通常兵器の輸出に関する立場だということに私もは了解しております。

○猪木寛至君 一つ、これは稚内ですか、向こうの漁船が入港してくるのですが、その中の荷物に相当ロシア製のピストルや何かが入つていたり、話を聞いたことがあるのです。彼らはこちらに來ましてその分を冷蔵庫あるいは車を買つて持ち帰つて市場へ出すと、そのときに相当なものが持ち込まれていくという、これも確かな情報ではありますけれども、そのようなことが言われているのですが、この経済マフィアというのか、同時にマフィアが日本に上陸するということやうなわきも來ておりますね。北方領土には既にうやうやうな数が上陸しているという話もあります。

それについて、これからやはり返還問題等含めて、今日日本は夜でも安心して歩けるくらい大変治安がいいわけですね。もしこれが早期に返つてきたときにそういう問題とまたぶつかなきゃならないということ、外務省としてはどの辺の情報を持つておられますか。

○政府委員(兵藤長雄君) 具体的な例として今おっしゃつたようなピストルなり武器弾薬といふものが具体的にこういうケースがあつたという報告には接しておりませんけれども、いざいざいまして、もしそういうことがあれば、おっしゃるようには大変ゆゆしきことであらうかと思ひます。もしそういう形で密輸入ということが行われたという事実があるとしたら、これは大変にゆゆしきことである。私は具体的にそういうケースはまだ承知いたしておりません。

○猪木寛至君 時間が來ましたので終わります。

○委員長(大鷹淑子君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散會いたします。

午後四時三十五分散會

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「百分の二百五十」を「百分の三百五十」に改める。

別表第一の一 大使館の表中南米の項中「ボゴタ」を「サンタ・フェ・デ・ボゴタ」に改め、同表
欧州の項中

在イルランド日本国大使館
在アルバニア日本国大使館
在イルランド日本国大使館
在アゼルバイジャン日本国大使館
在アルバニア日本国大使館
在アルメニア日本国大使館

イルランド
アルバニア
イルランド
アゼルバイジャン
アルバニア
アルメニア

に、
在ヴァチカン日本国大使館

ヴァチカン

を
在ヴァチカン日本国大使館
在ウクライナ日本国大使館
在ウズベキスタン日本国大使館
在エストニア日本国大使館

ヴァチカン
ウクライナ
ウズベキスタン
エストニア

キエフ
タシケント
タリン
に、
在オランダ日本国大使館
在ギリシャ日本国大使館

オランダ
ギリシャ

ヘーグ
アテネ
を
在オランダ日本国大使館
在オランダ日本国大使館
在ギリシャ日本国大使館
在ギリシャ日本国大使館

オランダ
オランダ
カザフスタ
ギリシャ
ギリスタ

に、
在スペイン日本国大使館

スベ

マドリッド
を
在スペイン日本国大使館
在タジキスタン日本国大使館

マドリッド
に改め、
在ソウイェト連邦日本国大使館

スペイン
タジキスタン
ソウイェト連邦

モスクワ
ドイツ
ボン
を
在ドイツ日本国大使館
在トルクメニスタ

ドイツ
トルクメニスタ

ドイツ
トルクメニスタ

ドイツ
トルクメニスタ

ドイツ
トルクメニスタ

使館

日本国大使館

日本国大使館

アルガリア

ソフィア

在アル

ガリア日本国大使館
ルーシ日本国大使館
マルタ日本国大使館
ユーゴスラヴィア日本国大使館
在マルタ日本国大使館
在モルドヴァ日本国大使館
在ユーゴスラヴィア日本国大使館
在ラトヴィア日本国大使館
在リトアニア日本国大使館

アルガリア
ベラルーシ
マルタ
ユーゴスラヴィア
マルタ
モルドヴァ
ユーゴスラヴィア
ラトヴィア
リトアニア

ソフィア
ミンスク
ヴァレツク
ベルグラード
ヴァレツク
キシニョフ
ベルグラード
リガ
ヴィルニウス

に、
在連合王国日本国大使館

連合王国
ロンドン

を
在連合王国日本国大使館
在ロシア日本国大使館

連合王国
ロシア

ロンドン
モスクワ

に改める。

別表第一の二 総領事館の表アジアの項中
在メタン日本国総領事館

インドネシア
メタン
を
在メタン日本国総領事館
在ホーチミン日本国総領事館

メタン
ホーチミン

に改め、同表北米の項中
在シカゴ日本国総領事館

イ

領事館
アメリカ合衆国
シカゴ
を
在シカゴ日本国総領事館
在デトロイト

アメリカ合衆国
シカゴ
デトロイト

シカゴ
デトロイト

に改め、
在

国総領事館
日本国総領事館
アメリカ合衆国
カナダ
を
在カナダ日本国総領事館
在ソウイェト連邦

アメリカ合衆国
カナダ

シカゴ
デトロイト
ソウイェト連邦
ソウイェト連邦

に改め、
在

削り、同表欧州の項中
在レニングラード日本国総領事館

在ナホトカ日本国総領事館
在レニングラード日本国総領事館

ソウイェト連邦
ソウイェト連邦

ナ

ホトカ
ニングラード
を削り、
在ロンドン日本国総領事館

在ロンドン日本国総領事館
在サンクト・ペテルブルグ日本国総領事館
在ナホトカ日本国総領事館

連合王国
ロシア

ロンドン
サンクト・ペテルブルグ
ナホトカ
に改める。

に改める。

に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	インド	870,000	730,000	671,100	630,600	569,700	503,900	443,100	392,500	352,000	322,100	301,800	281,600	261,300	241,000
	インドネシア	920,000	720,000	654,300	609,700	542,700	474,300	407,300	359,500	314,800	289,800	267,500	245,200	222,800	200,500
	タイエトナム	1,000,000	920,000	853,800	803,200	727,400	644,700	568,800	504,600	454,000	414,600	389,300	364,100	338,800	313,500
	カンボヂヤ	950,000	920,000	853,800	803,200	727,400	644,700	568,800	504,600	454,000	414,600	389,300	364,100	338,800	313,500
	シンガポール	960,000	780,000	708,000	657,400	581,600	505,700	429,800	379,300	328,700	303,400	278,100	252,900	227,600	202,300
	スリ・ランカ	830,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	376,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	タイ	910,000	710,000	647,900	603,700	537,400	469,700	403,400	356,000	311,800	287,000	264,900	242,900	220,800	198,700
	大韓民国	1,020,000	790,000	720,700	689,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	206,900
	中華人民共和国	1,130,000	840,000	769,100	716,300	637,000	556,300	477,000	421,000	368,100	339,000	312,600	286,200	259,700	233,300
	ネパール	800,000	780,000	715,300	672,000	606,400	535,800	470,200	416,500	372,700	341,200	319,400	297,500	275,600	253,800
	バングラデシュ	780,000	680,000	626,500	586,000	525,100	461,500	400,700	354,700	314,200	288,400	263,100	247,900	227,800	207,300
	フィリピン	960,000	850,000	783,600	737,100	667,400	591,400	521,700	462,400	416,000	380,400	357,200	334,000	310,700	287,500
	ブータン	910,000	750,000	690,200	645,100	577,500	507,000	439,400	388,900	343,800	315,700	293,200	270,600	248,100	225,500
	ブルネイ	800,000	780,000	715,300	672,000	606,400	535,800	470,200	416,500	372,700	341,200	319,400	297,500	275,600	253,800
	北米	マレーシア	830,000	810,000	737,200	686,600	610,800	533,500	457,600	403,900	353,300	325,300	300,000	274,800	249,500
ミヤンマー		1,210,000	1,060,000	975,000	914,300	824,600	728,100	637,900	556,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
モルディブ		730,000	770,000	709,300	666,000	601,100	531,200	466,300	413,000	369,700	338,500	316,800	295,200	273,600	251,900
中南米	モンゴル	1,040,000	1,010,000	934,900	882,100	802,800	714,400	635,100	563,600	510,700	466,600	439,200	412,800	386,300	359,900
	ラオス	980,000	900,000	834,700	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
北米	アメリカ合衆国	1,000,000	720,000	660,600	615,100	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	カナダ	940,000	760,000	695,200	645,600	571,100	498,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
中南米	アルゼンティン	1,180,000	1,010,000	918,500	852,900	754,500	656,100	557,700	492,100	426,500	393,700	360,900	328,100	295,200	262,400
	ブラジル・パラナ	720,000	700,000	635,100	591,800	526,900	460,600	395,700	349,200	305,900	281,600	259,900	238,300	216,700	195,000
	ペルー	960,000	880,000	797,300	740,400	654,900	569,500	484,100	427,100	370,200	341,700	313,200	284,800	256,300	227,800
	ウルグアイ	810,000	790,000	714,400	663,400	586,800	510,300	433,800	382,700	331,700	306,200	280,700	255,200	229,600	204,100

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
欧州	エグアドル	700,000	680,000	620,100	580,000	519,800	456,900	386,800	351,300	311,200	285,600	265,600	245,600	225,500	205,500
	エル・サルヴァドル	870,000	840,000	773,200	722,200	645,600	566,300	488,800	433,300	382,300	351,200	325,800	300,300	274,700	249,200
	ガイアナ	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	ギンネーバ	1,050,000	1,020,000	886,700	879,300	793,200	700,800	614,700	544,500	487,100	446,100	417,400	388,700	359,900	331,200
	グアテマラ	810,000	780,000	718,000	668,800	596,000	519,800	446,000	389,600	344,400	317,100	292,500	267,900	243,300	218,700
	グレナダ	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	コスタ・リカ	690,000	670,000	609,600	568,200	506,000	442,400	380,200	335,600	294,100	270,700	249,900	229,200	208,500	187,700
	コロンビア	800,000	780,000	715,800	672,000	606,400	536,800	470,200	416,500	372,700	341,200	319,400	297,500	275,600	253,800
	ジャマイカ	720,000	700,000	636,100	591,800	526,900	460,600	396,700	349,200	305,900	281,600	259,900	238,300	216,700	195,000
	スリナム	1,080,000	1,060,000	964,600	899,900	802,900	703,000	606,000	535,800	471,200	433,300	401,000	368,600	336,300	303,900
	セント・ヴァンセント ネイグイス	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	セント・クリストファー・ ネイグイス	710,000	680,000	628,800	586,000	521,700	456,100	391,900	345,800	303,000	278,900	257,500	236,100	214,600	193,200
	セント・ルシア	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	トリニダード共和国	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
	トリニダード・トバゴ	910,000	890,000	807,300	751,700	668,400	588,800	500,200	441,500	385,900	355,400	327,600	299,300	272,000	244,200
	ニカラグア	910,000	880,000	801,000	745,900	663,200	579,100	496,400	433,100	382,900	352,700	325,100	297,600	270,000	242,400
	ハイチ	1,120,000	1,090,000	1,000,400	938,500	845,500	746,300	663,400	578,600	516,600	473,400	442,400	411,400	380,400	349,400
	パナマ	1,180,000	1,150,000	1,053,700	985,800	884,000	777,200	676,400	597,500	529,800	486,100	452,100	419,200	384,300	350,300
	パナマ	800,000	790,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	373,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,900	220,100
	パラグアイ	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
ペルバース	900,000	870,000	794,600	739,900	667,900	574,500	492,500	434,600	380,000	349,900	322,600	295,800	267,900	240,600	
ブラジル	750,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200	
ペリズ	1,060,000	910,000	832,900	775,500	689,400	601,900	515,800	455,200	397,800	366,400	337,700	309,000	280,200	251,500	
ペルー	820,000	800,000	728,600	680,700	608,000	534,400	462,600	408,400	361,600	332,100	308,200	284,300	260,400	236,500	
ボリバイア	1,160,000	1,010,000	926,200	867,400	779,300	686,100	597,900	529,200	470,400	431,400	402,000	372,700	343,300	313,900	
ボリバイア	860,000	830,000	770,900	726,300	659,300	585,500	518,500	460,200	415,500	379,100	343,300	316,200	289,100	262,000	
ボリバイア	920,000	880,000	817,900	763,700	682,300	598,200	516,900	457,300	403,000	370,400	343,300	316,200	289,100	262,000	
ボリバイア	1,060,000	870,000	788,700	745,900	666,600	584,500	506,200	447,000	394,100	362,200	335,800	308,400	282,900	258,500	

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	アゼルバイジャン	1,080,000	1,040,000	968,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	トルバニア	1,180,000	1,140,000	1,047,400	980,000	873,300	772,700	671,600	594,100	526,700	483,400	449,700	416,000	382,200	348,500
	アルメニア	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	イタリヤ	1,180,000	980,000	873,900	811,500	717,800	624,200	530,600	468,200	405,700	374,500	343,300	312,100	280,900	249,700
	ザンチカン	980,000	980,000	873,900	811,500	717,800	624,200	530,600	468,200	405,700	374,500	343,300	312,100	280,900	249,700
	ウクライナ	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	ウズベキスタン	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	エストニア	1,080,000	1,000,000	913,500	852,500	760,900	666,500	574,900	508,500	447,400	411,400	380,900	350,400	319,800	289,300
	オーストリア	1,280,000	1,050,000	950,300	882,400	780,600	678,800	577,000	509,100	441,200	407,300	373,800	339,400	305,500	271,500
	オランダ	980,000	900,000	816,500	768,200	670,700	583,200	495,700	437,400	379,100	349,900	320,800	291,600	262,400	233,300
	カザフスタン	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	ギリシヤ	980,000	870,000	790,900	734,400	649,600	564,900	480,200	423,700	367,200	338,900	310,700	282,500	254,200	226,000
	キルギスタン	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	サイラス	900,000	870,000	790,900	734,400	649,600	564,900	480,200	423,700	367,200	338,900	310,700	282,500	254,200	226,000
	スイス	1,190,000	1,080,000	982,200	912,100	806,800	701,600	596,400	526,200	456,000	421,000	385,900	350,800	315,700	280,600
	スウェーデン	1,210,000	1,100,000	1,001,400	929,900	822,600	715,300	608,000	536,500	464,900	429,200	393,400	357,700	321,900	286,100
	スペイン	1,040,000	950,000	861,100	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	タジキスタン	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	チェッコ・スロヴァキヤ	1,000,000	910,000	832,900	775,500	689,400	601,900	515,800	455,300	397,800	366,400	337,700	309,000	280,200	251,500
	デンマーク	1,080,000	1,000,000	905,800	841,100	744,100	647,000	550,000	485,300	420,600	388,200	355,900	323,500	291,200	258,900
	ドイツ	1,230,000	1,000,000	912,100	847,000	749,200	651,500	553,800	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	トルクメニスタン	1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	ノールウエー	1,120,000	1,090,000	988,700	918,100	812,100	706,200	600,300	529,700	459,000	423,700	388,400	353,100	317,300	282,500
	ハンガリー	1,000,000	910,000	832,900	775,500	689,400	601,900	515,800	455,300	397,800	366,400	337,700	309,000	280,200	251,500
	フィリピン	1,130,000	1,100,000	995,000	923,800	817,300	710,700	604,100	533,000	462,000	426,400	390,900	355,400	319,800	284,300
	フランス	1,230,000	950,000	861,100	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	ベルギー	980,000	950,000	868,900	811,000	724,200	634,600	547,300	484,600	425,700	392,300	363,300	334,400	305,500	276,500

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
三 洋 州	ペラルーシ	1,080,000	1,040,000	865,100	887,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	ペルギー	1,080,000	940,000	854,700	788,700	702,100	610,500	518,900	457,900	396,800	366,300	335,800	305,300	274,700	244,200
	ポーランド	1,150,000	1,050,000	853,200	888,900	797,800	698,400	602,000	532,400	468,200	430,500	398,400	366,300	334,200	302,100
	ポルトガル	940,000	910,000	829,200	770,000	681,100	592,300	503,500	444,200	385,000	355,400	325,800	294,200	266,500	236,900
	マルタ	980,000	960,000	873,900	811,500	717,800	624,200	530,600	468,200	405,700	374,500	343,300	312,100	280,800	248,700
	モルドヴァ	1,080,000	1,040,000	865,100	887,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
	ユーゴスラヴィア	1,160,000	1,060,000	866,800	889,800	799,400	697,500	597,000	526,900	459,900	423,700	390,200	356,800	323,300	289,800
	ラトヴィア	1,080,000	1,000,000	913,500	852,500	760,900	666,500	574,900	508,500	447,400	411,400	380,900	350,400	319,800	289,300
	リトアニア	1,080,000	1,000,000	913,500	852,500	760,900	666,500	574,900	508,500	447,400	411,400	380,900	350,400	319,800	289,300
	ルーマニア	1,080,000	1,000,000	917,600	861,500	777,500	687,100	603,000	534,200	478,200	437,800	409,800	381,800	353,800	325,800
	ルクセンブルグ	940,000	910,000	822,800	764,000	675,900	587,700	499,500	440,300	382,000	352,600	323,200	293,900	264,500	235,100
連合王国	1,310,000	1,010,000	918,500	852,900	754,500	656,100	557,700	492,100	426,500	393,700	360,900	328,100	295,200	262,400	
ロシア	1,380,000	1,040,000	953,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000	
大 洋 州	アイスランド	750,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,900	220,100
	オーストラリア	870,000	790,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	キリバス	890,000	860,000	796,300	748,900	677,900	600,500	529,400	469,300	421,900	385,900	352,200	338,500	314,800	291,100
	ソロモン	950,000	930,000	853,700	802,200	725,000	641,500	564,300	500,000	448,500	410,500	384,700	359,000	333,300	307,500
	トングラ	880,000	860,000	796,300	748,900	677,900	600,500	529,400	469,300	421,900	385,900	352,200	338,500	314,800	291,100
	トンガ	750,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,900	220,100
	ナウル	750,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,900	220,100
	西サモア	750,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,900	220,100
	ニュー・ジーランド	880,000	800,000	727,200	675,200	597,300	519,400	441,500	389,600	337,600	311,600	285,700	259,700	233,700	207,800
	パプア・ニューギニア	980,000	900,000	834,700	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
	フィジー	800,000	770,000	709,400	662,900	593,200	520,700	451,000	399,100	352,700	323,900	300,700	277,500	254,200	231,000
マーシャル	870,000	840,000	773,200	722,200	645,600	566,300	489,800	433,300	382,300	351,300	325,800	300,300	274,700	249,200	
ミクロネシア	870,000	840,000	773,200	722,200	645,600	566,300	489,800	433,300	382,300	351,300	325,800	300,300	274,700	249,200	

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
中近東	アラビヤ半島連邦	1,170,000	1,140,000	1,045,200	880,900	884,600	781,400	685,000	607,100	542,900	466,600	464,500	432,400	400,300	368,200
	イエメン	1,000,000	920,000	849,700	796,400	716,500	681,500	551,500	488,200	434,900	388,700	372,000	345,400	318,700	292,000
	イスラエル	1,040,000	1,020,000	936,700	880,200	795,400	703,900	619,200	549,000	492,500	450,100	421,900	398,700	365,400	337,200
	イラク	1,020,000	940,000	852,000	788,200	705,100	615,500	527,300	465,400	406,600	374,500	345,100	315,800	286,400	257,000
	イラン	1,250,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	オマーン	1,170,000	1,020,000	943,000	885,200	798,400	705,300	613,500	547,900	490,000	448,300	419,800	390,900	362,000	333,000
	カタール	950,000	920,000	849,700	796,400	716,500	631,500	551,500	488,200	434,900	398,700	372,000	345,400	318,700	292,000
	クウェイト	970,000	950,000	868,800	814,100	732,100	645,100	563,100	498,400	443,800	406,800	379,500	352,200	324,800	297,500
	サウジアラビア	1,160,000	1,020,000	882,600	873,400	784,500	690,700	601,900	532,600	473,400	434,200	404,600	375,000	345,300	315,700
	シリアル	1,080,000	900,000	834,700	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
	シリアル	880,000	800,000	730,900	680,800	605,600	529,000	453,800	400,500	350,400	322,600	297,600	272,500	247,400	222,400
アフリカ	シリアル	1,090,000	1,060,000	964,800	899,900	802,900	703,000	606,000	535,900	471,200	433,300	401,000	369,600	336,300	303,900
	トルコ	970,000	890,000	811,400	757,700	677,000	583,600	513,000	453,800	400,000	367,700	340,800	313,900	287,000	260,100
	パナマ	930,000	900,000	830,600	773,600	700,700	617,800	539,900	478,000	426,000	390,400	364,500	338,500	312,500	286,600
	レバノン	960,000	880,000	860,200	808,200	730,300	646,100	568,200	503,500	451,500	413,200	387,300	361,300	335,300	309,400
	アルジェリア	1,100,000	1,010,000	919,900	858,400	766,200	671,100	578,800	511,900	450,400	414,200	388,400	362,700	321,900	291,100
	エジプト	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	エジプト	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	エジプト	1,090,000	900,000	824,200	769,500	687,500	602,700	520,700	460,600	406,000	373,100	345,800	318,500	291,100	263,800
	エリトリア	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	カーボ・バール	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	カメルーン	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
ガボン	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200	
ギニア	1,220,000	1,190,000	1,094,400	1,030,100	938,300	828,300	731,900	649,000	564,800	538,900	501,800	469,700	437,600	405,500	

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	ギニア・ビサウ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	566,000	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200
	ケニア	960,000	880,000	756,400	704,400	626,500	547,200	469,300	414,200	362,200	388,500	307,600	281,600	255,600	229,700
	コモロ	890,000	870,000	792,300	789,900	661,300	579,900	501,300	448,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700
	コンゴ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	566,000	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200
	ザイール	1,170,000	1,080,000	994,100	983,500	842,600	744,900	654,000	579,700	519,100	474,700	444,400	414,200	383,900	353,600
	サントメ・プリンシペ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	565,000	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200
	ザンビア	1,190,000	1,160,000	1,080,200	991,800	889,300	781,300	679,300	601,000	532,600	488,800	454,700	420,500	386,300	352,200
	シエラ・レオネ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	565,000	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200
	ジブチ	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	667,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	ジンバブエ	800,000	780,000	711,700	663,000	589,800	515,300	442,200	390,200	341,500	314,400	290,000	265,700	241,300	216,900
	スーダン	1,250,000	1,220,000	1,126,300	1,059,800	960,000	851,100	751,800	666,100	599,600	547,600	514,400	481,100	447,800	414,600
	スリランカ	890,000	870,000	792,300	789,900	661,300	579,900	501,300	448,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700
	セイシェル	890,000	870,000	792,300	789,900	661,300	579,900	501,300	448,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700
	赤道ギニア	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	565,000	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200
	モナコ	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	667,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	象牙海岸共和国	1,210,000	1,110,000	1,015,500	950,400	852,600	749,900	662,200	577,000	511,900	469,700	437,100	404,600	372,000	339,400
	ソマリア	1,130,000	1,100,000	1,006,900	944,500	850,800	750,900	667,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300
	タンザニア	1,100,000	1,020,000	886,700	880,200	796,400	703,900	619,200	549,000	492,500	450,100	421,900	393,700	365,400	337,200
	チャード	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	566,000	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200
	中央アフリカ	1,250,000	1,210,000	1,119,800	1,053,800	954,700	846,500	747,400	662,700	596,600	544,900	511,800	478,800	445,800	412,700
	チュニジア	820,000	790,000	724,400	674,300	600,300	524,400	449,900	397,100	347,400	319,900	295,000	270,200	245,400	220,500
	トーゴ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	565,000	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200
	ナイジェリア	1,160,000	1,070,000	987,800	927,600	837,400	740,400	660,200	576,400	516,200	472,000	442,000	411,900	381,800	351,900
	ナミビア	1,020,000	990,000	900,800	840,600	750,400	667,400	587,200	501,700	441,500	405,900	375,900	345,800	315,700	285,700
	ニジェール	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	566,000	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200
	ブルキナ・ファソ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	566,000	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200
	ブルンジ	1,090,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	566,000	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	ベナン	1,080,000	1,060,000	975,000	944,800	824,600	728,100	687,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	ボツワナ	880,000	870,000	792,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700
	マダガスカル	940,000	910,000	841,000	780,400	714,600	632,400	556,500	493,200	442,600	405,000	379,700	354,500	329,200	303,900
	マラウイ	1,180,000	1,160,000	1,060,200	991,800	889,300	781,800	679,300	601,000	532,600	489,800	454,700	420,500	386,300	352,200
	マリ	1,080,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	南アフリカ共和国	1,080,000	980,000	842,000	781,800	691,600	601,400	511,200	451,100	390,900	360,800	330,800	300,700	270,600	240,600
	モーリタニア	880,000	870,000	792,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700
	モザンビーク	1,080,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	モロッコ	1,190,000	1,160,000	1,060,200	991,800	889,300	781,800	679,300	601,000	532,600	489,800	454,700	420,500	386,300	352,200
	リビア	880,000	860,000	781,800	728,100	647,400	565,400	484,800	427,800	374,000	344,500	317,600	290,700	263,800	236,900
	リベリア	1,180,000	1,140,000	1,051,600	986,900	889,900	786,000	688,000	610,600	545,900	489,400	467,100	434,700	402,400	370,000
	ルワンダ	1,120,000	1,090,000	1,000,500	939,500	847,900	749,500	667,900	583,200	522,100	477,500	447,000	416,500	385,900	355,400
	セント	1,080,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
	セント	890,000	870,000	792,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		総領事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	カルカタ	720,000	660,200	599,300	532,200	471,400	418,000	377,500	344,900	324,600	304,400	284,100	263,800
	ボンベイ	690,000	630,600	569,700	503,900	443,100	392,500	352,000	322,100	301,800	281,600	261,300	241,000
	マドラス	690,000	630,600	569,700	503,900	443,100	392,500	352,000	322,100	301,800	281,600	261,300	241,000
	ラジエソ・バンダソ	750,000	683,900	616,900	544,900	477,800	423,300	378,600	346,700	324,400	302,100	279,700	257,400
	ジャカルタ	670,000	609,700	542,700	474,300	407,300	359,500	314,800	289,800	267,500	245,200	222,800	200,500
	スラバヤ	670,000	609,700	542,700	474,300	407,300	359,500	314,800	289,800	267,500	245,200	222,800	200,500
	メダソ	700,000	639,300	572,300	502,500	435,500	385,500	340,800	313,000	290,700	268,400	246,000	223,700
	ホーチミン	830,000	760,800	685,000	604,100	528,200	467,700	417,100	382,200	356,900	331,700	306,400	281,100
	バンコク	660,000	603,700	537,400	469,700	403,400	356,000	311,800	287,000	264,900	242,900	220,800	198,700
	釜山	770,000	699,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	広州	820,000	745,900	666,600	584,500	505,200	447,000	394,100	362,200	335,800	309,400	282,900	256,500
	上海	850,000	745,900	666,600	584,500	505,200	447,000	394,100	362,200	335,800	309,400	282,900	256,500
	瀋陽	890,000	820,100	740,800	655,200	575,900	510,300	457,400	418,700	382,300	365,900	339,400	313,000
	カラチ	710,000	630,600	569,700	503,900	443,100	392,500	352,000	322,100	301,800	281,600	261,300	241,000
北米	マニラ	710,000	645,100	577,500	507,000	439,400	388,900	343,800	315,700	289,200	270,600	248,100	225,500
	メナソ	650,000	591,300	526,900	460,600	395,700	349,200	305,900	281,600	259,900	238,800	216,700	195,000
	香港	800,000	675,300	597,300	519,400	441,500	389,600	337,600	311,600	285,700	259,700	233,700	207,800
	アタナ	750,000	681,100	602,500	523,900	445,300	392,900	340,500	314,300	288,100	262,000	235,800	209,600
	アトランタ	690,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	アソカレツジ	750,000	681,100	602,500	523,900	445,300	392,900	340,500	314,300	288,100	262,000	235,800	209,600
	カンザス・シティ	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	サン・フランシスコ	690,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	シアトル	690,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	シカゴ	690,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200

地 域	所 在 地	号 別											
		総領事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	デトロイト	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ニュー・オルリンズ	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ニュー・ヨーク	850,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
	ヒューストン	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ポートランド	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ボストン	750,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
	ホノルル	750,000	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
	マイアミ	660,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ロス・アンゼルス	680,000	592,300	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
	ワシントン・ダー	740,000	645,600	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
	ウイニペグ	720,000	645,600	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
	エドモントン	720,000	645,600	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
	トロント	740,000	645,600	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
	モントリオール	720,000	645,600	571,100	496,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
中南米	クリチバ	830,000	746,300	660,200	574,100	488,000	430,600	373,200	344,500	315,800	287,100	258,300	229,600
	サン・パウロ	860,000	746,300	660,200	574,100	488,000	430,600	373,200	344,500	315,800	287,100	258,300	229,600
	ベレイン	890,000	805,100	719,000	630,100	544,000	481,200	423,800	389,600	360,900	332,200	303,400	274,700
	ポルト・アレグレ	830,000	746,300	660,200	574,100	488,000	430,600	373,200	344,500	315,800	287,100	258,300	229,600
	マナオス	960,000	879,200	789,700	696,200	605,700	536,000	476,300	436,900	407,000	377,200	347,400	317,500
	リオ・デ・ジャネイロ	860,000	746,300	660,200	574,100	488,000	430,600	373,200	344,500	315,800	287,100	258,300	229,600
欧州	レソエ	860,000	775,500	689,400	601,900	515,800	455,200	397,800	366,400	337,700	309,000	280,200	251,500
	リマ	860,000	867,400	779,300	686,100	597,900	529,200	470,400	431,400	402,000	372,700	343,300	313,900
	ミラノ	930,000	835,100	738,800	642,400	546,000	481,800	417,600	385,400	353,300	321,200	289,100	257,000
	ジュネーヴ	1,010,000	912,100	806,800	701,600	596,400	526,200	456,000	421,000	385,900	350,800	315,700	280,600
	バルセロナ	890,000	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	ラス・パルマス	870,000	781,800	691,600	601,400	511,200	451,100	390,900	360,800	330,800	300,700	270,600	240,600

地 域	所 在 地	号 別											
		総領事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	デュッセルドルフ	970,000	847,000	749,200	651,500	553,300	488,600	422,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	ハンブルグ	940,000	847,000	749,200	651,500	553,300	488,600	422,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	フランクフルト	940,000	847,000	749,200	651,500	553,300	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	ベルリン	970,000	847,000	749,200	651,500	553,300	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	ボッ	940,000	847,000	749,200	651,500	553,300	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	ミュンヘン	940,000	847,000	749,200	651,500	553,300	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
	ストラスブール	880,000	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	パリ	880,000	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	マルセイユ	890,000	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	エディンバラ	950,000	852,900	754,500	656,100	557,700	492,100	426,500	398,700	360,900	328,100	295,200	262,400
	ロンドン	950,000	852,900	754,500	656,100	557,700	492,100	426,500	398,700	360,900	328,100	295,200	262,400
	サンクト・ペテルズブルグ	940,000	852,500	760,900	666,500	574,900	508,500	447,400	411,400	380,900	350,400	319,800	289,300
	ナホトカ	1,120,000	1,000,500	907,500	805,500	712,600	631,900	559,900	520,300	489,300	458,300	427,300	396,300
	ハバロフスク	1,000,000	908,900	815,900	718,000	625,100	553,100	491,100	450,600	419,600	388,600	357,600	326,600
大洋州	シドニー	770,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	バース	740,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	ブリスベン	740,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	メルボルン	770,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	オークランド	750,000	675,200	597,300	519,400	441,500	389,600	337,600	311,600	285,700	259,700	233,700	207,800
中近東	ポート・モレスビー	850,000	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
	ホラムシヤバル	960,000	880,200	795,400	703,900	619,200	549,000	482,500	450,100	421,900	393,700	365,400	337,200
	ジェッダ	850,000	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
	イスラマブール	840,000	757,700	673,700	588,200	504,100	444,900	388,900	358,100	330,100	302,100	274,100	246,100
アフリカ	アレクサンドリア	870,000	781,800	691,600	601,400	511,200	451,100	390,900	360,800	330,800	300,700	270,600	240,600

三 領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		領事館長 の	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	コタ・キナバル	640,000	597,800	582,200	465,200	399,600	352,700	308,900	284,300	262,500	240,600	218,700	196,900
中南米	エソカルナシオン	820,000	769,500	687,500	602,700	520,700	460,600	406,000	373,100	345,900	318,500	291,100	268,900

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
北米	ニュー・ヨーク (国際連合)	1,000,000	770,000	701,700	651,600	576,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
欧州	ライオン (在ライオン国際機関)	1,150,000	1,050,000	950,300	882,400	780,600	678,800	577,000	508,100	441,200	407,300	373,300	338,400	305,500	271,500
	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	1,400,000	1,080,000	982,200	912,100	806,800	701,600	596,400	526,200	456,000	421,000	385,900	350,800	315,700	280,600
	(軍縮会議)	1,120,000	1,080,000	982,200	912,100	806,800	701,600	596,400	526,200	456,000	421,000	385,900	350,800	315,700	280,600
	パリ (経済協力開発機構)	1,230,000	950,000	861,100	799,600	707,400	615,100	522,800	461,300	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
	ブラッセル (欧州共同体)	1,090,000	940,000	854,700	798,700	702,100	610,500	518,900	457,900	396,800	366,300	335,800	305,300	274,700	244,200

附則

- この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アゼルバイジャン、在アルメニア、在ウクライナ、在ウズベキスタン、在エストニア、在カザフスタン、在キルギスタン、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在モルドヴァ、在ラトヴィア及び在リトアニアの各日本国大使館並びに在ホーチミン、在デトロイト及び在ウィニペグの各日本国総領事館に關する部分は、政令で定める日から施行する。
- 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を加える改正規定のうち總領事館の表欧州の項中「在ハバロフスク日本国總領事館

ソウイェト連邦 — ハバロフスク

在ハバロフスク日本国總領事館 — ロシア — ハバロフスク

を削り、同表欧州の項に次のように加える。

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、旅券法の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律案
旅券法の一部を改正する法律

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 前項第二号に掲げる書類は、次の各号のいずれかに該当するときは、提出することを要しない。ただし、第一号に該当する場合において、国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合に、外務大臣。以下この条において同じ。）が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 第十条の二の規定に基づき前項の申請をするとき。

二 外務大臣が指定する場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実が明らかであると認めるとき。

第二十條第一項中「八千円」を「一万円」に、「四千円」を「五千円」に、「千三百円」を「千六百円」に、「七百円」を「九百円」に、「六千円」を「八千円」に、「三千円」を「四千円」に、「二千円」を「二千五百円」に改める。

第二十三條中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成四年八月一日から施行する。ただし、第二十條第一項の改正規定及び次項の規定は、平成四年十一月一日から施行する。

2 改正後の第二十條第一項の規定は、平成四年十一月一日以後にされる旅券又は渡航書に關する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券又は渡航書に關する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

二月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、アジア—太平洋郵便連合一般規則及びアジア—太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

アジア—太平洋郵便連合一般規則及びアジア—太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

ア—太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

アジア—太平洋郵便連合一般規則及びアジア—太平洋郵便条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アジア—太平洋郵便連合一般規則

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、アジア—太平洋郵便連合憲章第十五條2の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第十六條2の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

第一章 一般規定

第百一條 書類の発行、公用の通信及び会合における審議に使用する言語

1 中央事務局の書類の発行及び同事務局と加盟国との間の公用の通信には、英語を使用する。

2 連合の機関の会合における審議の際には、英語を使用する。もつとも、その他の言語も、英語への通訳を確保することを条件として、使用することができる。

3 2の通訳の費用は、英語に代わる言語を使用する代表団が負担する。ただし、フランス語に關しては、会合の招請国は、フランス語を使用する代表団に対し、できる限り通訳上の便宜を提供する。

第百二條 英語以外の言語

英語を国語としない加盟国は、費用を負担することを条件として、通訳を請求することができる。

第百三條 特別取極

憲章第四條の規定に基づく特別取極の締結は、中央事務局を通じて加盟国又はその郵政庁に通報する。

第百四條 大会議の決議

加盟国の郵政庁は、大会議の決議及び勧告を実施するためにとった措置を中央事務局に通報する。

第二章 連合の機関の運営

第百五條 大会議又は臨時大会議の組織及び会合

1 加盟国の代表者は、必要があるときは連合の文書を改正するため及び加盟国に共通の利害關係のある他の必要と認める郵便上の問題を審議するため、万国郵便大会議の開催の後二年以内に大会議として会合する。

2 各加盟国は、その政府が正当に委任した一人又は二人以上の代表に大会議において自国を代表させる。加盟国は、他の加盟国に大会議において自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができず、また、自国のほかに二以上の加盟国に代わって投票することができない。

3 各加盟国は、一の票を有する。

4 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないこと又はその指定がされた国において開催することができないことが判明した場合に、執行理事会は、大会議の開催される国を、これと協議の上、指定する。

5 大会議の招請政府は、中央事務局と協議の上、大会議の期日及び場所を定める。招請状は、原則として、同事務局が大会議の期日の六箇月前に招請政府に代わって加盟国の政府に發出する。もつとも、招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が發出することができる。

6 連合の会合には、顧問の資格で投票権なしで出席するオブザーバーとして、国際連合若しくはその専門機関又は連合の活動に利害關係を有するその他の国際機関を代表する者を招請することができる。また、その他のオブザーバーも、これらが他の限定郵便連合、万国郵便連合の加盟国の郵政庁又はアジア及び太平洋の地域にある万国郵便連合の非加盟国の郵政庁若しくは同地域にある非自治地域その他の地域の郵政庁を

代表する者であることを条件として、連合の会議に出席するよう招請することができ、招請は、大会議又は執行理事会の請求に応じ、中央事務局が行う。もつとも、招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができる。

7 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議の手続規則を適用する。

8 臨時大会議の場所及び期日は、執行理事会が開催を決議した加盟国の同意を得て決定する。

9 2、3、6及び7の規定は、臨時大会議について準用する。

第六十六条 執行理事会の構成、運営及び会合

1 執行理事会は、すべての加盟国で構成する。会合には、加盟国の過半数が出席していなければならない。

2 大会議の議長は、当該大会議開催後の執行理事会の第一回会合を招集する。この会合において、同理事会は、理事国のうちから一の議長国及び一の副議長国を選出するものとし、議長国及び副議長国の任期は、次回の大会議の終了の時までとする。通常の場合には、大会議開催国は、当然に議長国となる。もつとも、当該開催国は、希望する場合に、議長国となる権利を放棄することができる。

3 執行理事会の第一回会合の後の年次会合は、同理事会の議長が招集する。

4 執行理事会は、各会合において、次回の会合の開催される国を指定する。会合の開催が必要であるにもかかわらず招請国がない場合には、会合は、中央事務局の所在地において開催する。

5 執行理事会の議長は、通常会合から通常会合までの間において、加盟国の少なくとも三分の二の請求に応じ、原則として中央事務局の所在地において同理事会の会合を招集することができる。

6 執行理事会の会合の招請国は、同理事会の議長と協議の上、会合の期日及び場所を定める。

会合への招請状は、同理事会の議長（議長が希望する場合には、中央事務局）が加盟国及びオブザーバーに発出する。もつとも、招請国が希望する場合には、招請状は、招請国が発出することができる。

7 執行理事会の運営費は、連合が負担する。理事国の職務は、無報酬とする。

8 加盟国は、執行理事会の会合において、資格のある郵政職員に自国を代表させる。

9 執行理事会の権限は、次のとおりとする。

(A) 大会議の決議によって課される任務を遂行すること。

(B) 郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と連絡を保つこと。

(C) 中央事務局の管理に関する規則を定め及びその活動を監督すること。

(D) 大会議から大会議までの間において、中央事務局の作成する連合の年次予算及び計算書を審査し及び承認すること。

(E) 万国郵便連合の機関、他の限定連合又はアジア及び太平洋の地域に特別の利害関係を有する国際連合の他の専門機関と有益な連絡を保つこと及び、必要があるときは、これらの機関の会議に出席する代表者を任命すること。

(F) 技術協力のような事項につき、加盟国の少なくとも三分の二の同意を得て、連合の名において万国郵便連合、他の限定連合又は国際機関と取決める締結すること及び中央事務局長に対して、当該取決める実施するための権限を付与すること。

(G) 第百五十二条の規定により、万国郵便大会議に先立って会合すること。

(H) 管理上の問題であつて、連合の文書に規定されておらず、かつ、次回の大会議まで解決を待つことのできないものを暫定的に処理するため、加盟国の過半数の同意を得て必要な措置をとること。

(I) 特定の年につき、連合の予算にアジア・太平洋郵便研修センターへの拠出金を計上する

かしなないかを決定すること及び計上すること。決定した場合には当該拠出金の額を示すこと。

10 執行理事会は、その活動に必要な手続規則を定める。

11 執行理事会の協議及び決定は、必要があるときは、通信によって行うことができる。

12 中央事務局局長は、執行理事会の事務局長の職務を行う。

13 執行理事会は、各会合の後に、参考のため、加盟国の郵政庁に概要報告書を送付する。

14 執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議に提出する。

15 執行理事会の各理事国の代表者は、空路、海路又は陸路によるエコノミー・クラスの往復切符の代金の償還を受ける権利を有する。この償還は、連合の年次経費の当該国の分担金から控除することにより行う。

第七十七条 中央事務局

1 中央事務局は、中央事務局局長、中央事務局次長及び連合が必要とする他の職員で構成する。

2 中央事務局局長は、連合の会議に出席し、投票権なしで討議に参加する。

3 中央事務局は、連合の会議の開催国の郵政庁と共同して当該会議の事務局の事務を行う。

4 大会議又は必要があるときは執行理事会は、資格のある郵政職員のうちから中央事務局局長及び中央事務局次長を選出する。同事務局局長及び同事務局次長の任期は、これらの者を選出した機関が定める。

5 4の規定にかかわらず、中央事務局次長は、通常の場合には、三年を下回らずかつ五年を超えない期間を任期として任命される。

6 中央事務局局長及び中央事務局次長は、できる限り、異なる国の国民とする。

7 中央事務局は、執行理事会の監督を受けるものとし、同事務局の会計は、所在国の権限のある当局が監査する。

第八十八条 中央事務局の組織及び職員

1 中央事務局の管理は、中央事務局局長に委託する。同事務局局長は、中央事務局次長及び郵便業務に少なくとも五年間従事し、かつ、英語のほかにフランス語又はアジアのいずれかの言語につき実用的な知識を有する適格な職員の補佐を受ける。当該職員の選考に当たっては、加盟国の全体が代表されることを考慮する。同事務局局長は、執行理事会の承認を得ることを条件として、各郵政庁が推薦した者のうちから当該職員を任命する。ただし、当該職員は、専門分野における同事務局の要求を満たす者であることを条件とする。

2 中央事務局局長は、中央事務局が連合の文書及び大会議の決定に従って行うすべての任務につき、同事務局を法的に代表する。中央事務局次長は、同事務局局長が不在の場合には、その職務を行う。

3 中央事務局局長は、執行理事会が別段の決定を行わない限り、連合の出席が要請される郵便業務に関する国際会議において連合を代表する。

第九十条 中央事務局の任務

1 中央事務局は、連合の会議のために仮議事日程の作成その他の準備を行う。

2 中央事務局は、アジア及び太平洋の地域にあり、かつ、連合に加盟していない万国郵便連合の加盟国の郵政庁が自国の政府に対し連合への加盟を外交上の経路を通じて請求するよう勧告することについて、当該郵政庁と連絡を取る。

3 中央事務局は、要請があったときはいつでも、執行理事会及び連合の郵政庁に対し、郵便業務の問題に関する必要な情報を提供する。

4 中央事務局は、連合の活動に関する年次報告書を作成し、これを加盟国の郵政庁に送付する。当該報告書は、大会議又は、大会議が開催されない場合には、執行理事会が承認する。もつとも、年次報告書が対象とする年の翌年の五月末までに大会議又は同理事会が開催されない場合には、加盟国による承認は、通信によって行う。

当該報告書を承認するかしないかを四十日以内に回答しない加盟国は、これを承認したものとみなされる。

5 中央事務局は、加盟国が発行した郵便切手の収集（常に最新の郵便切手を含めるものとする。）を保有する。

第百十條 中央事務局の刊行物

1 中央事務局は、同事務局が発行する書類を加盟国の郵政庁及びスイスのベルヌにある万国郵便連合国際事務局に無料で提供するものとし、各郵政庁は、その分担単位数に対応する部数を受領する。郵政庁が請求する追加の部数については、請求を行った郵政庁が実費を支払う。

2 中央事務局は、加盟国が検討することができ、第百十五條1の規定により受領するすべての議案の表を作成し、加盟国の郵政庁に配布する。

第百十一條 アジア太平洋郵便研修センター運営理事会

1 アジア太平洋郵便研修センターの管理上の責任は、運営理事会に委託する。同理事会は、少なくとも一年に一回会合するものとし、別段の決定を行わない限り、バンコックにおいて会合する。

2 運営理事会は、大会議に対する自己の責任を遂行するに当たり、次の権限を有する。

(A) アジア太平洋郵便研修センターの管理に關する規則を定めること。

(B) 同センターの一般的な研修の方針を定めること。

(C) 同センターの予算を承認し及び当該予算の執行を監督すること。

(D) 同センターの管理職の職員及び教員を任命すること。

(E) 同センターの管理職の職員、教員及び事務職員の俸給表及び勤務条件を定めること。

3 運営理事会は、アジア太平洋郵便研修センターの所在国の郵政庁の長を議長とし、執行理事会の議長、参加国の郵政庁の代表者及び同セ

ンターの活動に對して年間一万合衆ドル以上の額の現金を提出し又は当該金額以上の額に相當する現物の提供、奨學制度への提出若しくは専門家の派遣を行うその他の加盟国の郵政庁の代表者で構成する。これらの者は、投票権を有する。中央事務局長、万国郵便連合国際事務局長又はその代理、國際連合アジア太平洋經濟社會委員會の代表者及び國際連合開發計畫の代表者は、オブザーバーとして運営理事会の會合に出席することが出来る。運営理事会の構成員でない加盟国も、オブザーバーとして運営理事会の會合に出席することが出来る。運営理事会は、適當と認めるその他のオブザーバーを招請することを決定することが出来る。

4 「参加国」とは、アジア太平洋郵便研修センターを定期的に利用し、かつ、自国の研修生の費用の一部又は全部を負担する加盟国をいう。

5 加盟国は、自国の費用負担による研修生を連続して二年間にわたり派遣しない場合には、参加国として取り扱われない。

6 3の加盟国で参加国以外のものは、3に定める額に相當する援助を連続して二年間にわたり行わない場合には、運営理事会の會合に代表を出す權利を有しない。

7 運営理事会の會合は、同理事会の議長が招集する。

8 運営理事会の議長は、同理事会の構成員の三分の二の請求を受領した場合に、原則としてバンコックにおいて同理事会の臨時會合を招集する。

9 運営理事会の協議及び決定は、必要があるときは、通信によつて行うことができる。

10 アジア太平洋郵便研修センターの所長は、運営理事会の事務局長の職務を行う。

11 運営理事会は、前回の大会議以降の同理事会の活動及び将来の活動計画に關し、大会議に報告書を提出する。報告書は、また、参考のため過去及び将来の財政措置の詳細を含むものとする。

12 アジア太平洋郵便研修センターの予算は、連合の予算とは別個のものとし、原則として同センターの利用に直接的に比例する参加国の負担及び他の国、機關又は連合の任意提出により賄われる。

13 負担金及び任意提出金は、これらに係る年の一月三十一日までにアジア太平洋郵便研修センターに支払う。

14 資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、運営理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金により維持される。同基金は、予算の収支を合わせるためにも、参加国の負担金の額を引き下げるためにも、使用することが出来る。

15 一時的な資金不足に關しては、アジア太平洋郵便研修センターの所在国は、關係国が償還を保証することを条件として、運営理事会に對し、同センターの運営を確保するために必要な資金の立替払を行う。立て替えられる資金の額は、同センターの予算の限度を超過してはならない。

16 アジア太平洋郵便研修センターの所在国によつて資金が立て替えられる場合には、15の關係国の郵政庁は、15の規定に従つて立て替えられた金額を運営理事会を通じて当該所在国に償還する。償還は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも同理事会が割当てを承認した日の属する年の翌年の十二月三十一日までに行わなければならない。

17 運営理事会は、同理事会の會合から會合までの間におけるアジア太平洋郵便研修センターの円滑な運営を確保するため、現地執行委員會を設置し、これに必要な任務を課することが出来る。

第三章 議案の提出及び審査の手續

第百十二條 大会議への議案の提出

1 大会議に提出する議案は、大会議の開会日の三箇月前までに中央事務局に到達しなければならない。もっとも、大会議の開会日に先立つ三箇月の期間内に同事務局に到達する議案も、大会議の裁量により、審議することが出来る。

2 1に定める手續は、既に提出された議案に對する修正案の提出については、適用しない。

3 中央事務局は、1及び2の議案をできる限り速やかに加盟国の郵政庁に配布する。

第百十三條 留保

1 条約又は条約の施行規則に對する留保は、大会議の承認した議案に基づき条約の最終議定書又は条約の施行規則の最終議定書に規定する。

2 大会議への議案の提出に關する前條の規定は、留保に關する議案については、適用しない。

3 大会議に提出された留保に關する議案は、採択されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

4 留保を行つてゐる加盟国は、いつでも当該留保を撤回することが出来る。留保の撤回は、中央事務局を通じて加盟国に通報する。

第百十四條 大会議から大会議までの間

1 郵政庁が大会議から大会議までの間に提出した連合の文書を改正するための議案は、中央事務局を通じて他の郵政庁に送付する。

2 議案は、次の手續に付する。

加加盟国の郵政庁は、中央事務局の回章によつて通告された議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。同事務局は、回答を取りまとめ、これを加盟国の郵政庁に通告し、当該議案に對する賛否を表明するよう要請する。その後二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したものとみなす。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

3 条約及びその最終議定書の改正は、中央事務局の所在する国の政府が同事務局の請求に應じて作成しかつ加盟国政府に送付する外交上の通

告書によって確定される。条約の施行規則及びその最終議定書の改正は、同事務局が確認し、加盟国の郵政庁に通告する。

第百十五条 万国郵便大会議に提出する議案

- 1 加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議に提出する議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に他の加盟国及び中央事務局に通知する。これらの議案は、憲章第三条の規定にかかわらず、フランス語で作成することができる。
- 2 加盟国は、万国郵便大会議において討議される議案その他の重要事項について意見を交換し及び調整するため、当該万国郵便大会議に先立ち及び当該万国郵便大会議の期間中において会合することができる。

第四章 財政

第百十六条 分担等級

- 1 加盟国は、連合の経費の分担に関し、四の集團に区分される。万国郵便連合の経費の分担において五十単位を超える分担単位数を有し又は五十単位等級、四十単位等級、三十五単位等級、二十五単位等級若しくは二十単位等級に属する加盟国は五単位を、同連合の経費の分担において十五単位等級、十単位等級又は五単位等級に属する加盟国は三単位を、同連合の経費の分担において三単位等級又は一単位等級に属する加盟国は二単位を、同連合の経費の分担において二分の一単位等級に属する加盟国は一単位をそれぞれ分担する。もつとも、加盟国は、より多くの単位を分担することができる。
- 2 連合に加盟する国及び連合から脱退する国は、加盟又は脱退が効力を生ずる年については、その全期間について連合の経費を分担する。

- 1 連合の支出は、年額十萬合衆ドルを超過してはならない。
- 2 中央事務局は、遅くとも各暦年の終了する二箇月前までに、翌年一月一日から十二月三十一日までの期間の予算見積書を作成する。当該予

算見積書には、これを作成する年の予算及びその前年の決算の数字と比較した収支の見積りの詳細な資料を含む。同事務局は、承認を得るため、執行理事会又は、大会議が開催される場合には、大会議に当該予算見積書を提出する。その承認が得られるまでの間、同事務局は、前年の予算額の限度内で任務を遂行する。

- 3 中央事務局は、前年の活動に関する詳細な決算書及び収支に関するすべての書類を添付した報告書を毎年第一四半期に作成する。この報告書は、承認を得るため及び連合の郵政庁に配布するため執行理事会又は大会議に提出する。
- 4 中央事務局の支出は、執行理事会又は大会議が承認した予算に基づいて行ふ。
- 5 1に定める限度額は、職員採用その他の方法による中央事務局の効果的運営のために超過することができない。ただし、加盟国の過半数が同意する場合に限る。

- 6 加盟国は、大会議又は執行理事会が決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金は、遅くとも当該予算に係る会計年度の初日までに支払う。期限を経過した後は、未払金額は、連合のために、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合で利子を生ずる。
- 7 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、執行理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金により維持される。同基金は、予算の収支を合わせるためにも、加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

第五章 最終規定

第百十八条 この一般規則に関する議案の承認の条件

この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

第百十九条 この一般規則の効力発生の

日及び有効期間

この一般規則は、千九百九十二年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。寄託政府は、その贈本一通を各加盟国に送付する。

アジア太平洋郵便条約

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、合意により、アジア太平洋郵便連合加盟国の間の国際郵便業務に適用される規則をこの条約で定めた。

第一章 一般規定

第一条 継続料

加盟国間で交換する郵便物の陸路、河川路又は海路による継続しについては、原則として料金を徴収しない。加盟国は、無料継続しを認めることができる場合、料金を徴収することができ、その料金は、万国郵便条約によって認められ又は定められている料金よりも低い額のものでなければならない。

第二章 通常郵便業務に関する規定

第二条 通常郵便

1 「通常郵便物」とは、書状、郵便葉書、印刷物、点字郵便物及び小形包装物をいう。

2 死滅しやすき若しくは変敗しやすき生物学上の材料を包有する書状、放射性物質を包有する書状又は速達郵便物の交換は、これらの郵便物を相互に又は一方的に受領することについてその郵政庁が同意した加盟国の間においてのみ認められる。

第三条 郵便料金

連合の郵政庁の間の郵便関係においては、平面的路によって交換する書状及び郵便葉書について低減郵便料金を適用することができる。低減郵便料金の額は、内国料金の額と国際料金の八十五パーセントに相当する額との間の額とすることができる。低減郵便料金は、例外的に他の種類の通常郵便物及び航空通常郵便物についても適用することができる。

減郵便料金を適用することができる。低減郵便料金の額は、内国料金の額と国際料金の八十五パーセントに相当する額との間の額とすることができる。低減郵便料金は、例外的に他の種類の通常郵便物及び航空通常郵便物についても適用することができる。

第四条 郵便業務の事務用通常郵便物についての郵便料金の免除

- 1 連合の機関と次の者との間で交換される公用の通常郵便物については、郵便料金を免除する。

(A) 郵政庁

(B) 万国郵便連合の機関

(C) 他の限定郵便連合

- 2 1の免除は、連合の機関が差し出す航空通常郵便物については、適用しない。

第三章 雑則

第五条 万国郵便連合の文書の適用

- 1 この条約は、加盟国間で交換される通常郵便物に関するすべての事項及び業務を規律する。
- 2 加盟国間における通常郵便物の交換に関する事項でこの条約に定めのないものについては、万国郵便連合の文書の定めるところによる。

第四章 最終規定

第六条 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案の承認の条件

- 1 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。
- 2 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

- (A) この条約の施行規則第百一条から第百三条までの規定以外の規定の改正に関する議案については、投票の総数
- (B) この条約の施行規則第百一条から第百三条までの規定の改正に関する議案については、投票の三分の二以上

(C) この条約並びにこの条約の最終議定書及び施行規則の規定の解釈(憲章第二十三条に規定する仲裁に付される紛議に係る解釈を除く。)に関する議案については、投票の過半数
第七条 この条約の効力発生の日及び有効期間
この条約は、千九百九十二年七月一日に効力を生じ、次回の大會議の条約の効力発生時まで効力を有する。
以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの条約の本書一通に署名した。寄託政府は、その原本一通を各加盟国に送付する。
千九百九十年十二月六日にロトルアで作成した。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
一、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第百五十九号)の締結について承認を求めるの件
一、北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求めるの件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本

国とトルコ共和国との間の協定

日本国及びトルコ共和国は、
両国間の経済的協力を強化することを希望し、
投資及び投資に関連する事業活動についての待遇を良好なものとするに並びに投資財産の保護を図ることを通じて、それぞれの国の国民及び会社による他方の国の領域内における投資のための良好な条件を作り出すことを意図し、
投資の促進及び保護が、両国の経済を利するよう資本及び技術の交流を促すこととなることを認識して、
次のとおり協定した。

第一条

- この協定の適用上、
(1) 「投資財産」とは、次のものを含むすべての種類の資産をいう。
(a) 株式及びその他の形態の会社の持分
(b) 金銭債権又は金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権であつて、投資に関連するもの
(c) 動産及び不動産に関する権利
(d) 特許権、商標権、営業用の名称及び営業用の標章に関する権利その他の工業所有権並びにノウハウに関する権利
(e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利
(2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。
(3) 「国民」とは、一方の締約国に關しては、当該一方の締約国の国籍を有する自然人をいう。
(4) 「会社」とは、有限責任のものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、社団法人、組合、会社その他の団体をいう。一方の締約国の関係法令に基づいて設立され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。

第二条

- 1 各締約国は、関係法令に従つてその権限を行使する権利を留保の上、他方の締約国の国民及び会社による投資が自国の領域内において行われるための良好な条件を醸成し、及びこれらの投資を許可する。
2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に關し、第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第三条

- 1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に關し、第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。
2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に關し、当該他方の締約国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。
3 1及び2の規定にいう「投資に関連する事業活動」は、次のものを含む。
(a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のための適当な施設の維持
(b) 自己の設立し、又は取得した会社の支配及び経営
(c) 会計士等の技術者、高級職員、弁護士、代理を業とする者その他の専門家の雇用
(d) 契約の締結及び履行
4 1及び2の規定は、いずれか一方の締約国に對し、第三国との間で相互主義に基づき又は二重課税の回避のため若しくは脱税の防止のための協定により与えられている租税に関する特別の利益を、他方の締約国の国民及び会社に与えることを義務付けるものと解してはならない。
5 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の領域内における外国人及び外国会社の活動に關して特別の手續を定めることがで

きる。ただし、当該手續が2に定める権利を實質的に害するものでないことを条件とする。

第四条

いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び保護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に對して申立てをする権利に關し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第五条

- 1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、公共のため、かつ、正当な法的手続に従つてとられるものであり、差別的なものでなく、また、迅速、適当かつ効果的な補償を伴うものである場合を除くほか、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置の對象としてはならない。
2 2にいう補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置が公表された時とそれらの措置がとられた時とのいずれか早い方の時における投資財産及び収益の通常の市場価格に相當する価額(最終的にとられることとなつた措置が見通されたことによる当該市場価格の減少分を差し引かないものとする。)のものでなければならぬ。補償は、遅滞なく支払われなければならない。かつ、支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付したものでなければならぬ。補償は、実際に換価することのできるもので支払われなければならない。かつ、補償の支払の移転は、自由でなければならない。補償は、収用若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置がとられた日に直ちに支払われたとしたならば国民及び会社が置かれたであろう状況より不利でない

状況に当該国民及び会社を置くような態様で、支払われなければならない。

4 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、1から3までに定める事項に關し、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第六条

いづれか一方の締約国の国民及び会社で、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に關連する活動に關して損害を被つたものは、当該他方の締約国が当該敵対行為の発生又は国家緊急事態に關連して何らかの措置をとる場合には、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第七条

いづれか一方の締約国の保証人が、当該一方の締約国の国民又は会社に対し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び収益に關して当該一方の締約国の關係法令に従つて引き受けた保証に基づき支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた投資財産及び収益に對する当該一方の締約国の国民又は会社の権利又は請求権の当該一方の締約国の保証人への移転並びにこれに關連して生ずる当該一方の締約国の国民又は会社の請求権又は訴権についての当該一方の締約国の保証人による代位を承認する。権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国の保証人に対し支払われる資金の移転については、第五條2から4まで、前條及び次條の規定を準用する。

第八条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国により、自己の行う投資に關連する

ものを当該他方の締約国の領域外又は領域内へ移転する自由を保証される。その移転には、次のものの移転を含む。

- (1) 収益
- (2) 貸付けの返済金
- (3) 売上金
- (4) 投資財産の全部又は一部の清算の価額
- (5) 第五條の規定に従つて支払われる補償
- (6) 第六條の規定に従つて行われる支払

2 1の規定にかかわらず、いづれかの一方の締約国も、例外的な金融状況又は経済状況においては、自国の法令に従ひ、かつ、国際通貨基金協定の締約国である限り同協定に従つて、為替制限を課することができ。

第九条

この協定は、いづれか一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益で、この協定の効力発生前に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の關係法令に従つて取得されたものについて適用する。

第十条

この協定は、両締約国間の外交關係又は領事關係の有無にかかわらず、適用する。

第十一条

1 いずれか一方の締約国と他方の締約国の国民又は会社との間の紛争であつて当該他方の締約国の国民又は会社による当該一方の締約国の領域内における投資に關するものは、可能な限り、紛争の当事者間の友好的な協議により解決される。この1の規定は、当該他方の締約国の国民又は会社が当該一方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることができることを妨げるものと解してはならない。当該他方の締約国の国民又は会社が行う投資から生ずる法律上の紛争が友好的な協議により解決されない場合には、当該一方の締約国は、両締約国が千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に關する條約の締約国である限り、当該

他方の締約国の国民又は会社の要請に基づき、同條約の規定に従ひ紛争を調停又は仲裁に付託することに同意する。同條約の規定に従ひ調停又は仲裁に付託された紛争の各当事者は、同條約第六十一條の規定に従つて当該調停又は仲裁の手續の費用を負担する。

2 いずれか一方の締約国の国民又は会社は、当該一方の締約国の国民又は会社が行う投資から生ずる法律上の紛争に關し他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めている場合には、当該紛争を1に規定する仲裁に付託することができない。

3 いずれか一方の締約国の会社が行う投資から法律上の紛争が生ずる場合において、当該一方の締約国の会社が当該一方の締約国に對して当該紛争を調停又は仲裁に付託することを要請し、かつ、その要請の日当該一方の締約国の会社が他方の締約国の国民又は会社により支配されているときには、当該一方の締約国の会社は、この條の規定の適用上、他方の締約国の会社として取り扱ふ。

第十二条

1 いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する第三国の会社は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国と当該第三国との間の國際協定で投資及び投資財産の保護に關するものが当該第三国の会社に適用される場合を除き、次の待遇を与えられる。

- (1) 第二條2に定める事項に關し、第三国の国民又は会社が実質的な利益を有するその他の第三国の会社が与えられる待遇よりも不利でない待遇
- (2) 第三條、第五條1から3まで、第六條及び第九條に定める事項に關し、当該他方の締約国の国民若しくは会社又は第三国の国民若しくは会社が実質的な利益を有するその他の第三国の会社が与えられる待遇よりも不利でない待遇

第十三条

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に關して他方の締約国の行う申入れに對し好意的な考慮を払ふものとし、また、当該申入れに關する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に關する両締約国間の紛争で外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いづれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員がその後の三十日の期間内に合意する仲裁委員長となるいづれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。

3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、國際司法裁判所長に對し、いづれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が折半して負担する。

第十四条

いづれかの一方の締約国も、投資を行うこと及び投資に關連する事業活動を行うことを目的として

自国の領域に入国し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国民の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十五条

- 1 この協定のいかなる規定も、著作権に関し、いかなる権利も許し、又はいかなる義務も課するものと解してはならない。
- 2 この協定のいかなる規定も、工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の規定又は同条約の規定でその後改正された規定が両締約国間で効力を有する限り、これらの規定によりいづれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務を害するものと解してはならない。

第十六条

- 1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。
 - 2 この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、3に定めるところにより終了する時まで引き続き効力を有する。
 - 3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与え、この協定の最初の十年の期間の終わりに又はその後いつてもこの協定を終了させることができる。
 - 4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有する。
- 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。
- 千九百九十二年二月十二日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。
- 日本国のために
山口洋一
トルコ共和国のために
ケマル・カバタシュ

議定書

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

協定第三条2の規定にかかわらず、いづれか一方の締約国が次に掲げる事項に関して他方の締約国の国民及び会社と与える待遇は、第三国の国民及び会社に対して与える待遇よりも不利でない待遇に限定することができる。

(a) いずれか一方の締約国の航空機登録簿に航空機を登録する条件及びその登録から生ずる事項、船舶の国籍に関する事項又はその国籍から生ずる事項並びに船舶又は船舶に関する利益の取得

(b) 不動産の取得と関係のあるあらゆる事項

(c) 既に支店を設置した銀行の追加的な支店の設置と関係のあるあらゆる事項

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十二年二月十二日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
山口洋一
トルコ共和国のために
ケマル・カバタシュ

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（第五十九号）の締結について承認を求むるの件

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（第五十九号）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求むる。

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（第五十九号）
国際労働機関の総会は、
理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百

八十三年六月一日にその第六十九回会期として会合し、
千九百五十五年の職業リハビリテーション（障害者）勧告及び千九百七十五年の人的資源開発勧告に定める現存の国際基準に留意し、
千九百五十五年の職業リハビリテーション（障害者）勧告が採択された後、リハビリテーション（障害者）の必要性に対する理解、リハビリテーション事業の範囲及び組織並びに同勧告が対象としている問題に関する多くの加盟国の法令及び慣行に著しい進展が見られたことに留意し、
国際連合総会が千九百八十一年を「完全参加と平等」をテーマとする国際障害者年と宣言したことが、社会生活及び発展への障害者の「完全参加」並びに「平等」という目標の実現のため国際的及び国内的に効果的な措置をとるためのものであることを考慮し、
これらの進展の結果、すべての種類の障害者が雇用され、かつ、社会において統合されるようにするため、農村及び都市の双方においてこれらの障害者に対して機会及び待遇の均等を確保する必要性を特に顕著としたこの問題に関する新たな国際基準を採択することが適当となったことを考慮し、
前記の会期の議事日程の第四議題である職業リハビリテーションに関する提案の採択を決定し、
その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、
次の条約（引用に際しては、千九百八十三年の職業リハビリテーション及び雇用（障害者）条約と称することができる。）を千九百八十三年六月二十日に採択する。

第一部 定義及び適用範囲

第一条

1 この条約の適用上、「障害者」とは、正当に認定された身体的又は精神的障害のため、適当な職業に就き、これを継続し及びその職業において向上する見通しが相当に減少している者をいう。

八十三三年六月一日にその第六十九回会期として会合し、
千九百五十五年の職業リハビリテーション（障害者）勧告及び千九百七十五年の人的資源開発勧告に定める現存の国際基準に留意し、
千九百五十五年の職業リハビリテーション（障害者）勧告が採択された後、リハビリテーション（障害者）の必要性に対する理解、リハビリテーション事業の範囲及び組織並びに同勧告が対象としている問題に関する多くの加盟国の法令及び慣行に著しい進展が見られたことに留意し、
国際連合総会が千九百八十一年を「完全参加と平等」をテーマとする国際障害者年と宣言したことが、社会生活及び発展への障害者の「完全参加」並びに「平等」という目標の実現のため国際的及び国内的に効果的な措置をとるためのものであることを考慮し、
これらの進展の結果、すべての種類の障害者が雇用され、かつ、社会において統合されるようにするため、農村及び都市の双方においてこれらの障害者に対して機会及び待遇の均等を確保する必要性を特に顕著としたこの問題に関する新たな国際基準を採択することが適当となったことを考慮し、
前記の会期の議事日程の第四議題である職業リハビリテーションに関する提案の採択を決定し、
その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、
次の条約（引用に際しては、千九百八十三年の職業リハビリテーション及び雇用（障害者）条約と称することができる。）を千九百八十三年六月二十日に採択する。

2 この条約の適用上、加盟国は、職業リハビリテーションの目的が、障害者が適当な職業に就き、これを継続し及びその職業において向上することを可能にし、それにより障害者の社会における統合又は再統合の促進を図ることにあると認める。

3 加盟国は、この条約を、国内事情に適し、かつ、国内慣行に適合する措置によって適用する。

4 この条約は、すべての種類の障害者について適用する。

第二部 障害者のための職業リハビリテーション及び雇用に関する政策の原則

第二条

加盟国は、国内事情及び国内慣行に従い、かつ、国内の可能性に応じて、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国の政策を策定し、実施し及び定期的に検討する。

第三条

前条の政策は、すべての種類の障害者に対し職業リハビリテーションに関する適当な措置が利用できるようにすることを確保すること及び開かれた労働市場における障害者の雇用機会の増大を図ることを目的とする。

第四条

第二条の政策は、障害者である労働者その他の労働者との間の機会均等の原則に基づくものとする。障害者である男女の労働者の間における機会及び待遇の均等は、尊重されなければならない。障害者である労働者その他の労働者との間の機会及び待遇の実効的な均等を図るための特別な積極的措置は、他の労働者を差別するものとみなしてはならない。

第五条

代表的な使用者団体及び労働者団体は、第二条の政策の実施（職業リハビリテーションに関する活動に従事する公的機関と民間団体との間の協力及び調整を促進するためにとられる措置を含む。）

に關して協議を受ける。また、代表的な障害者の及び障害者のための団体も、協議を受ける。

第三部 障害者のための職業リハビリテーション及び雇用に関する事業の発展のための国内的な措置

第六条

加盟国は、法令又は国内事情及び国内慣行に適合するその他の方法により、第二条から前条までの規定を実施するために必要な手段をとる。

第七条

権限のある機関は、障害者が職業に就き、これを継続し及びその職業において向上することを可能にするための職業指導、職業訓練、職業紹介及び雇用に関する事業その他関連の事業を実施し及び評価するための措置をとる。労働者全般のための現存の事業は、可能かつ適当な場合には、必要を調整を行った上活用する。

第八条

農村及びへき地の社会における障害者のための職業リハビリテーション及び雇用に関する事業の確立及び発展を促進するための措置がとられるものとする。

第九条

加盟国は、障害者の職業指導、職業訓練、職業紹介及び雇用に関する事業を担当するリハビリテーションのカウンセラーその他の適当な能力を有する職員を訓練すること並びにこれらの職員が利用されることを確保するよう努める。

第四部 義務規定

第十条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第十一条

- 1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。
- 2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- 3 その後は、この条約は、いずれの加盟国につ

いても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十二条

- 1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。
- 2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了すること、この条約に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第十三条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

第十四条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十五条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第十六条

- 1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第十二条

の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

- 2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十七条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百八十三年六月二十二日に閉会を宣言されたその第六十九回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百八十三年六月二十二日に署名した。

総会議長

J. B. ボルジャー

国際労働事務局長

フランシス・フランシヤール

北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求めめるの件

北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約

この条約の締結国は、北太平洋における潮河性魚類の系群が、主としてカナダ、日本国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の河川その他の水域に発生することを認め、これらの系群が、北太平洋の一部の区域で混交していることを認め、

潮河性魚類の系群の発生する河川その他の水域の所在する国が、当該系群に關し第一義的利益及び責任を有することを認め、

潮河性魚類の系群の漁業が、領海の幅を測定するための基線から二百海里以内の水域においてのみ行われるべきであることを認め、

潮河性魚類の系群の母川国が、当該系群の保存及び管理のための良好な条件を設けるため、費用を支出し及び経済開発の機会を見送っていることを認め、

北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための科学的調査の重要性を強調し、

北太平洋における潮河性魚類の系群及び生態学上これに関連する種に関する科学的情報の取得、分析及び頒布を促進することを希望し、

北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための努力を調整することを希望し、

北太平洋における潮河性魚類の系群の保存を促進するための効果的な国際協力の機構を設立することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約が適用される区域（以下「条約区域」という。）は、北緯三十三度以北の北太平洋及び接続する諸海の水域であつて領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する水域とする。

この条約の下での活動は、科学的な目的のためには、北太平洋及び接続する諸海であつて領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する区域において、条約区域の南に及ぶことがあることが了解される。

第二条

この条約の適用上、

- 1 「潮河性魚類」とは、附属書のIに掲げる潮河性魚種の魚類であつて条約区域内に回遊するものをいい、また、「潮河性魚類の系群」とは、当該魚種の系群をいう。
- 2 「魚類」とは、ひれを有する魚類、軟体動物、甲殻類その他のすべての海産動物（海産哺乳類、潮河性魚類の系群の発生する河川その他の水域の所在する国が、当該系群に關し第一義的利益及び責任を有することを認め、潮河性魚類の系群の漁業が、領海の幅を測定するための基線から二百海里以内の水域においてのみ行われるべきであることを認め、潮河性魚類の系群の母川国が、当該系群の保存及び管理のための良好な条件を設けるため、費用を支出し及び経済開発の機会を見送っていることを認め、北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための科学的調査の重要性を強調し、北太平洋における潮河性魚類の系群及び生態学上これに関連する種に関する科学的情報の取得、分析及び頒布を促進することを希望し、北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための努力を調整することを希望し、北太平洋における潮河性魚類の系群の保存を促進するための効果的な国際協力の機構を設立することを希望して、次のとおり協定した。

- 動物及び鳥類を除く。をいう。
- 3 「漁獲」とは、次の(a)及び(b)をいう。
(a) 魚類を採捕すること又は魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動
(b) (a)に掲げる活動を準備し又は直接に補助するための海上における作業
- 4 「対象とする漁獲」とは、特定の魚種又は特定の魚類の系群を対象とする漁獲をいう。
- 5 「混獲」とは、ある魚種又はある魚類の系群を対象とする漁獲を行つてゐる間に、他の魚種又は他の魚類の系群を採捕することをいう。
- 6 「生態学上関連する種」とは、条約区域に存在する潮河性魚類の系群と関連を有する海産生物の種(当該系群を捕食する生物及び当該系群のえさとなる生物の双方を含むが、これらに限られない。)をいう。
- 7 「原締約国」とは、第十七条1に規定する国をいう。ただし、当該国がこの条約の締約国である場合に限り。
- 第三条
- 1 条約区域において、
(a) 潮河性魚類を対象とする漁獲は、禁止する。
(b) 潮河性魚類の混獲は、附属書の1の規定に従い、可能な最大限度まで最小のものにとどめる。
(c) 潮河性魚類以外の魚類を対象とする漁獲を行つてゐる間に混獲により採捕された潮河性魚類を漁獲を行う船舶上に保持することは、禁止する。また、そのようにして採捕された潮河性魚類は、直ちに海に戻されるものとす。
- 2 1の規定は、第七条の規定に従つて行われる科学的調査を目的とする漁獲には、適用しない。
- 3 締約国は、単独又は共同して、国際法及びそれぞれの国内法に従い、この条約に規定された禁止事項に違反して採捕された潮河性魚類の取引を防止し、及びそのような取引に関与した者を処罰するため、適切な措置をとる。
- 第四条

- 1 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶による漁獲の活動に関する事項であつて条約区域内での潮河性魚類の系群の保存に不利な影響を与える可能性があるものについて、当該国又は団体の注意を喚起することに同意する。
- 2 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶が行う漁獲の活動に関し、当該国又は団体がこの条約の規定に合致する法令を制定し及びこの条約の目的達成に協力することを奨励することに同意する。
- 3 各締約国は、自国の法令の下で登録された船舶がこの条約の規定の遵守を回避する目的で登録を移転することを防止するため、適切な措置をとる。
- 4 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体がその国民、住民又は船舶による条約区域における潮河性魚類を対象とする漁獲を防止し及び当該魚類の混獲を最小化するよう、国際法及びそれぞれの国内法に合致する措置をとることについて協力する。
- 第五条
- 1 各締約国は、自国の国民及び自国の旗を掲げる漁獲を行う船舶がこの条約の規定を遵守することを確保するため、すべての必要な措置をとる。
- 2 いずれの締約国も、条約区域において、次の規定に従い、この条約の規定を実施することができ。
(a) いずれの締約国の正当に権限を有する公務員も、この条約の規定を実施するため、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び船上にある人に対して質問することを目として、他の締約国の船舶であつて潮河性魚類を対象とする漁獲又は当該魚類の混獲に従事していると信ずるに足る相当の理由があるものに乗船することができ。その検査及び質問に当たつては、当該船舶の被る妨げ及び不便を最小のものにしなければなら

- ない。当該公務員は、船長の要求があつたときは、各自の政府が発行した身分証明書を示しなければならない。
- (b) (a)に規定する公務員は、前記の人又は船舶が、現にこの条約の規定に違反して操業に従事しているとき又は当該公務員が乗船する前にそのような操業に明らかに従事したと信ずるに足る相当の理由があるときは、その人を逮捕し、又はその船舶を拿捕することができ。また、必要な場合には、更に状況を調査することができ。当該公務員の所属する締約国は、前記の人又は船舶の所属する締約国にその逮捕又は拿捕を速やかに通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が相互に合意する場所での人又は船舶をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、その通告を受領した締約国が直ちに引渡しを受けることができないときは、通告を行つた締約国は、前記の人又は船舶の所属する締約国の権限を有する公務員が引渡しを受けるまで、条約区域内又はいずれかの適当な港(当該通告を行う締約国がこの条約の他の締約国に対し通報を行うことによつて事前に特定した港であつて、当該通報の受領の後六十日以内に異議が出されなかつたものに限る。)において当該逮捕又は拿捕を継続することができる。
- (c) (b)の通告を受領した締約国が引渡しを受けるときは、当該締約国の権限を有する公務員は、違反に対する適切な措置(裁判を含むが、これに限られない。)に要する証拠を得るために必要な調査を行うとともに、前記の人又は船舶がこの条約の規定に違反する操業を更に行うことを防止するために、当該漁期の残余の期間につき必要な措置を直ちに取る。当該措置には、当該船舶への取締官の配置、当該船舶が操業を許可されている区域の制限又は当該船舶の条約区域からの排除を含めることができる。

- (d) 前記の人又は船舶の所属する締約国の当局のみが、違反を裁判し、かつ、これに対する刑を科することができる。違反を証明するのに必要な証人及び証拠は、この条約の締約国の管轄下にある限り、違反を裁判する裁判官の権限を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。また、当該裁判官の権限を有する締約国の行政当局は、これらの証人及び証拠を考慮し及び、適当な場合には、これらを利用しなければならない。この条約の締約国の関係法令に規定される刑は、第九条3の規定により北太平洋潮河性魚類委員会が行う提案を考慮して、違反の重大性に対応するものとしなければならない。
- 3 締約国は、自国の漁獲を行う船舶が、いずれかの締約国の正当に権限を有する公務員により2の規定に従つて行われる当該船舶への乗船及び当該船舶の検査を許可し及び助けること並びに当該公務員による取締行為が行われる場合にはこれに協力することを確保するため、適当な措置をとる。
- 第六条
- 1 締約国は、この条約の規定に違反する活動に関する情報の交換について協力する。
- 2 締約国は、この条約の規定に違反して採捕された潮河性魚類に関する取締行為及び事件の処理に関する情報の交換について協力する。
- 3 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶による条約区域における潮河性魚類を対象とする漁獲及び当該魚類の混獲に関する情報の交換について協力する。
- 第七条
- 1 締約国は、潮河性魚類の系群の保存の目的のために、北太平洋及び接続する諸海であつて領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する区域における科学的調査(適当な場合には、他の生態学上関連する種の科学的調査を含む。)の実施について協力する。
- 2 条約区域における漁業及び科学的調査に関

し、締約国は、適当な場合には、生物統計情報、漁業資料（漁獲量及び漁獲努力に係る統計を含む）、生物学標本及びこの条約の目的に關係する他の関連資料の収集、報告及び交換について協力する。

3 第一条の規定にかかわらず、締約国は、北太平洋湖河性魚類委員会（以下「委員会」という。）と称する国際機関を設立する。

2 委員会は、条約区域内における湖河性魚類の系群の保存を促進することを目的とする。

3 委員会は、条約区域内における生態学上関連する種の保存に關連する事項を審議することができ、

4 委員会は、法人格を有するものとし、他の国際機関との關係において及び締約国の領域において、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国の領域における委員会及びその職員の特権及び免除は、委員会と關係締約国との間で合意するところによる。

5 委員会の本部は、カナダのヴァンクーヴァー又は委員会の決定する他の場所に置く。

6 委員会の公用語は、英語、日本語及びロシア語とする。

7 各締約国は、委員会の構成国となるものとし、委員会に対し三名以下の代表を任命することができ、これらの代表は、委員会の会合に専門家及び顧問を同伴することができる。

8 委員会は、必要と認める補助的機関を設置する。

9 委員会は、事務局長及び適当な職員から成る事務局を設置する。

10 各締約国は、委員会において一の票を有する。

(a) すべての重要事項に關する委員会の決定は、条約区域内に回遊する湖河性魚類の系群の母川国であるすべての締約国の意見の一致によって行ふ。

(b) 他のすべての事項に關する委員会の決定は、賛成又は反対の投票を行うすべての締約国の票の単純多数による議決によって行ふ。

7 締約国は、科学的調査を目的とする湖河性魚類の採捕が科学的計画の必要性及びこの条約の規定に合致するものでなければならぬことに

同意する。条約区域内における科学的調査に關連して採捕された湖河性魚類の漁獲量は、九箇月以内に北太平洋湖河性魚類委員会に報告されるべきである。

第八条

1 北太平洋湖河性魚類委員会（以下「委員会」という。）と称する国際機関を設立する。

2 委員会は、条約区域内における湖河性魚類の系群の保存を促進することを目的とする。

3 委員会は、条約区域内における生態学上関連する種の保存に關連する事項を審議することができ、

4 委員会は、法人格を有するものとし、他の国際機関との關係において及び締約国の領域において、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国の領域における委員会及びその職員の特権及び免除は、委員会と關係締約国との間で合意するところによる。

5 委員会の本部は、カナダのヴァンクーヴァー又は委員会の決定する他の場所に置く。

6 委員会の公用語は、英語、日本語及びロシア語とする。

7 各締約国は、委員会の構成国となるものとし、委員会に対し三名以下の代表を任命することができ、これらの代表は、委員会の会合に専門家及び顧問を同伴することができる。

8 委員会は、必要と認める補助的機関を設置する。

9 委員会は、事務局長及び適当な職員から成る事務局を設置する。

10 各締約国は、委員会において一の票を有する。

(a) すべての重要事項に關する委員会の決定は、条約区域内に回遊する湖河性魚類の系群の母川国であるすべての締約国の意見の一致によって行ふ。

(b) 他のすべての事項に關する委員会の決定は、賛成又は反対の投票を行うすべての締約国の票の単純多数による議決によって行ふ。

(c) 条約区域内に回遊する湖河性魚類の系群の母川国であるいづれかの締約国が重要であると認める事項は、重要事項とされる。

11 委員会は、議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、それぞれ二年の任期で在任するものとし、再選される資格を有するが四年を超える期間継続して在任してはならない。議長及び副議長は、同一の締約国の代表であつてはならない。

12 委員会の議長は、委員会の本部又は委員会が決定する他の場所において委員会の通常年次会合を招集する。

13 委員会は、委員会が決定する時期及び場所において少なくとも毎年一回会合する。

14 通常年次会合以外の委員会の会合は、いづれかの締約国が他の一の締約国の同意を得て要請する場合には、議長が決定する時期及び場所において招集することができる。ただし、これら二の締約国のうち少なくとも一箇国が原締約国であることを条件とする。

15 委員会は、その手続規則を採択する。

16 委員会は、その財政規則を採択する。

第九条

1 委員会は、次に掲げる権限を有する。

1 条約区域内における湖河性魚類の系群及び生態学上関連する種の保存のための措置を締約国に勧告すること。

2 この条約の規定に違反する活動、特に、第三条の規定に違反する湖河性魚類の漁獲及び取引に關する活動並びにそのような活動に対してとられた措置であつて締約国及び適当な場合にはこの条約の締約国でない国又は団体によつてとられたものに関する情報交換を促進すること。

3 この条約の規定に違反する活動に対する同等の刑の細目の制定について審議し及び締約国に提案すること。

4 この条約の規定に違反する漁獲の結果、母川国が被ることのある損害を救済するための可能な手段を審議し、及びこのためにこの条約の規定に違反して採捕されることのある魚類の発生地を特定する方法を開発すること。

5 第五条の規定に従つて締約国によりとられた取締行為について検討し及び評価すること並びにこの条約の規定の効力的かつ積極的な実施を確保するために締約国がとるべき追加的な措置を勧告すること。

6 湖河性魚類の系群及び生態学上関連する種に關する科学的調査を実施し並びに当該系群及び当該種に關する科学的資料（当該系群の発生地を特定する資料を含む）の収集、交換及び分析を調整するために、締約国及び適当な場合にはこの条約の締約国でない国又は団体の活動について漁獲量及び漁獲努力に係る情報の交換を促進し、並びに湖河性魚類の系群及び生態学上関連する種に關し締約国間の協力のための場を設けること。

7 湖河性魚類の製品が合法的に採捕された魚類に由来するものであることを証明する原産地証明書に係る計画の制定について審議し及び締約国に提案すること。

8 湖河性魚類の系群及び適当な場合には生態学上関連する種に關する条約区域内における科学的調査活動に關し、締約国に勧告すること。

9 適当な場合には、この条約の目的の達成を促進するため、特に、科学的助言を含む入手可能な最善の情報を取得することを目的として、關係国際機関と協力すること。

10 適当な場合には、条約区域内における湖河性魚類の系群及び生態学上関連する種の保存に關する事項について委員会と協議を行うため、この条約の締約国でない国又は団体を招請すること。

11 この条約及びこの条約の附屬書の改正を勧告すること。

12 条約区域内における湖河性魚類の混獲を回避し又は減少させるための措置を勧告すること。

13 この条約の目的の達成を促進するために必要な措置を締約国に勧告すること。

第十條

- 1 事務局長は、委員会により任命され、事務局の業務を監督する。
- 2 事務局は、次に掲げる任務を行う。
 - (a) 委員会に対して事務的役務を提供すること。
 - (b) この条約に係る溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種に関する統計及び報告を編集し及び頒布すること。
 - (c) この条約の他の規定に基づく職務又は委員会が決定することのある職務を遂行すること。

- 3 事務局長及び職員は、事務局の雇用条件は、委員会が決定する。
- 4 事務局長は、委員会が承認する職務要件に従って事務局職員を任命する。

第十一條

- 1 各締約国は、自国の代表、専門家及び顧問のために要する費用を支払う。委員会に要する費用は、締約国が負担する分担金により、委員会が支払う。
- 2 委員会は、年次予算を採択する。事務局長は、予算案が審議される委員会の会合の六十日前までに、分担金の額の表とともに予算案の締約国に送付する。
- 3 予算は、締約国の間に均等に割り当てる。
- 4 事務局長は、各締約国に分担金の額を通告する。分担金は、当該通告が行われた日の後四箇月以内に、委員会の本部が所在する国の通貨で支払う。
- 5 連続した二年の間分担金を支払わない締約国は、その義務を履行するまでの間、第八条10の決定に参加する権利を有しない。
- 6 委員会の会計は、委員会の選任する独立の会計検査専門家が、毎年、検査する。

第十二條

- 1 いずれの締約国も、附属書を除くこの条約の改正をいつでも提案することができる。
- 2 三分の一以上の締約国が1の規定により提案

された改正につき協議するための会合を要請する場合には、寄託政府は、会合を招集する。

- 3 改正は、寄託政府がすべての締約国から改正の批准書、受諾書又は承認書を受領した時に、効力を生ずる。

第十三條

- 1 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成す。すべて「この条約」というときは、附属書を含むものと了解する。
- 2 この条約の附属書は、第九条11の規定により委員会が行った附属書の改正の勧告を、条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の母川国であるすべての締約国の政府が受諾することにより改正されたものと認める。
 - (a) 附属書の改正は、条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の母川国である締約国については、委員会が当該系群の母川国であるすべての締約国から改正に関する受諾の通告を受領した日に効力を生ずる。
 - (b) 母川国でない締約国が附属書の改正を(a)に規定する日以前に受諾した場合には、当該改正は、当該(a)に規定する日に当該締約国について効力を生ずる。母川国でない締約国が附属書の改正を(a)に規定する日の後に受諾する場合には、当該改正は、委員会が当該締約国から改正に関する受諾の通告を受領した日に当該締約国について効力を生ずる。
- 3 委員会は、附属書の改正に関する受諾の通告を受領した日をすべての締約国に通報する。

- 3 委員会は、附属書の改正に関する受諾の通告を受領した日をすべての締約国に通報する。

第十四條

いづれの締約国も、この条約から脱退する意図を寄託政府に公式に通告した日の後十二箇月でこの条約から脱退することができる。

第十五條

この条約のいかなる規定も、この条約の締約国が締約国となっている条約その他の国際的な合意に基づく権利及び義務に関する当該締約国の立場又は見解並びに海洋法の諸問題に関する当該締約国の立場又は見解を害するものとみなしてはならない。

ない。

第十六條

この条約の原本は、寄託政府であるロシア連邦政府に寄託する。寄託政府は、その認証謄本を他のすべての署名国及び加入国に送付する。

第十七條

- 1 この条約は、条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の主要な母川国であるカナダ、日本、ロシア連邦及びアメリカ合衆国による署名のために開放しておく。
- 2 この条約は、前記の四箇国により各自の国内法上の手続に従い批准され、受諾され又は承認されなければならない。四箇目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第十八條

この条約の効力発生後、他の国は、原締約国の全会一致の招請によりこの条約に加入することができる。この条約は、当該他の国に対しては、当該他の国の加入書の寄託の日に効力を生ずる。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十二年二月十一日にモスクワで、ひとしく正文である英語、フランス語、日本語及びロシア語により原本一通を作成した。

附属書

一 魚種

しろざけ (オンコリンカス・ケタ)
ぎんざけ (オンコリンカス・キジューチ)
からふとます (オンコリンカス・ガルブーシヤ)
べにざけ (オンコリンカス・ネルカ)
ますのすけ (オンコリンカス・チャウイーチャ)
さくらます (オンコリンカス・マソウ)
スチール・ヘッド (オンコリンカス・ミキス)

二 混獲

1 溯河性魚類以外の魚類の漁業は、溯河性魚類の混獲を相当に低い水準に減少させるため、当該混獲を可能な最大限度まで最小なものとするような時期、区域及び態様で行う。

- 2 二又は三以上の締約国が第八条の規定に基づき設立された委員会に対して、他の締約国の国民又は船舶がこの附属書の規定に違反して条約区域で漁業を行っていることを通告した場合に、委員会は、できる限り速やかに通告された事項につき審議するための特別会合を招集する。委員会に通告を行った締約国は、当該通告の基礎となった情報を提示する責任を有する。通告の対象となった漁業を行っている国民又は船舶が所属する締約国は、当該漁業がこの附属書の規定に違反して行われているものではないことを立証する責任を有する。満足する立証が行われなかったと委員会が決定する場合には、当該漁業は、この附属書の規定に合致して行われることが立証されるまでの間、停止される。

カナダのために
マイケル・リチャード・ベル
日本国のために
茂田 宏
ロシア連邦のために
フィヨードル・シエロフコヴェジャエフ
アメリカ合衆国のために
ジェームス・フランクリン・コリンズ

平成四年三月七日印刷

平成四年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局